

『すべての施策を評価し、重点化/NPOと協働』

▶施策の再構築と新しい予算編成システム

| 通番 | 該当箇所 | 計画素案に対する意見 | 府の基本的な考え方 |
|--------------|------------|--|---|
| (1) 予算編成システム | | | |
| 1 | 本18 | 財政再建は、ダム開発や閑空2期などの公共事業と同和予算の見直しによるべき。 | <p>建設事業については、これまでも、必要性や緊急性、事業効果等を精査しながら、府民生活の安心・安全や大阪経済を支える基盤として必要な社会資本の整備をすすめてきたところです。</p> <p>また、この計画においては、今後、建設事業の一層の重点化を図ることで、建設事業費の概ね10%を削減するとともに、一定規模以上の事業等については、事前評価を実施することとし、より適切な事業選択を目指すこととしていきます。</p> <p>同和問題解決のための施策の推進にあたっては、同和地区やその出身者のみに対象を限定した特別措置としての事業は終了し、今後は、様々な課題を有する府民の自助・自立を図る視点から、一般施策を活用して取り組んでいきます。</p> |
| 2 | 本18 | 福祉、教育、住宅や環境、街づくり、中小企業施策など、切実な府民要求を的確に捉え、その充実発展を計画的にすすめる。 | <p>今回の計画では、「右肩上がり時代の意識・体質との決別」をはっきり位置付け、府として、やるべきことを厳しく選び、見直すべき施策は全面的に見直す一方で、直ちに取り組むべき課題には迅速かつ重点的に取り組むこととしています。府政のあらゆる分野において、府民ニーズや府の役割等を十分に踏まえながら、限られた財源のもとで、絶えず施策の再構築、重点化をすすめていきます。</p> |
| 3 | 本18 | 予算の未消化分を返納した職場には、報償金を出してもいいのでは。また、昨年度実績にこだわるべきではない。 | <p>報償金については、給与との関係など整理が難しい問題が多く、その実現は困難ですが、厳しい財政状況を踏まえ、予算については、前年度実績にこだわることなく、経費の見積りから実際の執行まで、それぞれの時点で必要な精査を行い、節減や効率的執行等に努めているところであり、今後ともこうした取組を徹底していきます。</p> |
| 4 | 本18 | 施策の優先順位を公表すべき。 | <p>現在実施している施策評価において、施策を構成する事務事業の優先順位付けを行います。また、この評価システムは施策目標を設定し、その施策が目標に対してすすんでいるのか、遅れているのかなどを明らかにすることにより、施策そのものを選択するための情報提供機能を担うものであり、評価作業が完了する今年度末には、その結果を公表していきます。</p> |
| 5 | 本18 具31 | 経済の低成長時代が続き、少子高齢化が進む中、一人ひとりの負担にも限度があり、税金を何に投じるのか厳しくチェックしていく必要がある。一度決めたら後戻りできない仕組みを早急に見直し、民間有識者により毎年チェックするシステムに改めるべき。 | <p>限られた財源の下で、社会経済情勢の変化に的確に対応した施策をすすめるため、今年度から府が実施する施策・事務事業を評価する施策評価を実施しています。この施策評価は、施策ごとに目標を設定するとともに、その施策を構成する事務事業の優先順位付けを行うことにより、府の財源配分やマンパワー配置の方向性を明らかにするものです。今後、この評価システムを活用して、府の施策・事務事業について緊急性があるのかどうか、府の関与の必要性はどうか、コストパフォーマンスは高いのかといった視点から点検を行い、府がやるべき施策を見極め、メリハリのある予算編成につなげていきます。</p> <p>また、建設事業の評価にあたっては、事業採択後、一定期間を経過して未着手、未完成の事業については従来から学識経験者等で構成される委員会による外部評価を行ってききましたが、今年度から、新規のプロジェクトや一定規模以上の建設事業についても、着手までに同様の外部評価を行っています。委員会は公開を原則としており、透明性を確保しながら、慎重な審議を行っているところです。</p> <p>今後とも、予算編成とも連動した総合的な行政評価システムの構築を図っていきます。</p> |
| 6 | 本18 | 補助金はこの際に一掃すべき。また、経常的な支出の増加傾向について、府民に具体的に情報を開示・説明し、理解と協力を得るべき。 | <p>補助金は、市町村や各種団体が実施する事業等について、府政推進等の観点から必要性を認め、その経費の一部を補助しているものですが、今後とも、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要性や事業効果等を十分に精査していきたいと考えています。</p> <p>また、府民の理解と協力が得られるよう、府税収入の低迷と経常的な支出の増加等により、経常収支比率が平成6年度以降連続して100%を超えるなど、財政の硬直化がすすんでいる府財政の現状をできる限りわかりやすく説明する努力をしていきます。</p> |
| 7 | 本18 具31 | ハコモノ事業については、投資費用と府民が受けるサービス等をチェックし、重点配分により実施する必要がある。 | <p>今回の計画素案では、凍結中の「ハコモノ」構想のうち、現代芸術文化センター、環境科学センター、能力開発夕陽丘総合センターの3つについて、現在の府立施設構想を廃止しました。</p> <p>いわゆるハコモノ整備のこれからの扱いについては、国や市町村、民間との役割分担を見極めるとともに、必要性や費用対効果等を精査していくことが重要であり、本年度から事前評価を実施することにより、その扱いを決定していくこととしたところです。</p> |

| | | | |
|----------------------|-----|---|---|
| 8 | 具31 | 「すべての施策を評価し…」としながら、建設事業評価では一定規模としていることに不信感がある。 | 建設事業の評価にあたっては一定規模以上のもののみではなく、災害復旧や修繕、維持管理にかかるものを除いた、府が実施するすべての建設事業を対象とし、その結果を府民に公表していきます。一定規模以上とは、そのうち、新たに着手する10億円以上の事業や、事業採択後、一定期間を経過して未着手・未完成の事業について、その取扱いを一層慎重に判断するため、学識経験者等で構成される委員会による外部評価を行うという趣旨です。 |
| 9 | 具32 | 全体を通して、府民の税金を何に使っているのか、理解できない。大阪の活性化の展望も感じられない。府民の暮らしを守る府政として、国に対して財政制度の改善を強く迫ると同時に、大企業優遇の税の取り方を考え直すべき。 | 府政をすすめていく上では、府民の皆様のご理解、ご協力が必要であり、予算や決算をはじめとする府財政の状況についてもできる限りわかりやすく説明していきたいと考えています。 また、地方公共団体が、地域の実情に応じた行政サービスを継続的かつ安定的に供給していくために、必要な地方税財政制度の改革が不可欠です。この計画では、国から地方への税源移譲と税源の安定化を内容とする地方税の充実強化、地方交付税・国庫補助負担金の改革をシミュレーションとともにお示したところであり、今後、各方面のご意見を参考にさらにその内容を深め、国への提案・要望に活かしていきたいと考えています。 |
| (2) 再生戦略会議 | | | |
| 10 | 本18 | 再生戦略会議に府民の代表を入れ、討議内容、経過をすべて公開すべき。1,800事業を毎年度再評価することに労力を割くのではなく優先順位を決めて戦略的に判断すべき。 | 再生戦略会議は、大阪の再生に向け、見直すべき施策は見直すとともに、直ちに取り組むべき課題には迅速かつ重点的に取り組めるよう、施策重点化の方向性や施策再構築のあり方を考える会議です。 会議の内容については、ホームページなどを通じ、積極的にわかりやすく府民の皆様へ情報提供していきます。 |
| 11 | 本18 | 再生戦略会議の視点、思想が財源の効果的活用にもみ重点がいつているのは非常に危険。採算の合わない事業、弱者のための事業が切り捨てられたら府政とは何かになる。 | 再生戦略会議は、大阪の再生に向け、見直すべき施策は見直すとともに、直ちに取り組むべき課題には迅速かつ重点的に取り組めるよう、施策重点化の方向性や施策再構築のあり方を考える会議です。 厳しい財政状況の下でも、大阪が抱える課題に迅速に集中して取り組むため、施策再構築などを通じて生み出した財源を活用し、「再生予算枠」を設けます。 |
| (3) 再生予算枠 | | | |
| 12 | 具32 | 再生予算枠とあるが、教育や福祉、産業や雇用の問題など、大阪が抱える重要な課題のための予算が削減されている。再生予算は具体的に何に予算を使うつもりか。 | 再生予算枠は、厳しい財政的制約の下、施策の再構築等により生み出される財源を活用して、大阪再生に向けて直ちにに取り組むべき課題を解決するために設定することとしているものです。「当面の集中取組分野」として本計画（具体的取組編 33 ページ）に記載している施策分野を中心に、情勢に応じた適切な活用を図っていきます。 |
| (4) 素案の項目タイトル | | | |
| 13 | 本18 | 重点化したすべての施策においてNPOと協働すると読み取られる可能性があるため、表記を改めることが望ましい。 | ご指摘の趣旨を踏まえ、表現に工夫を行います。 |

▶まちが安全・くらしが安心

<『安全なまち』の基盤づくり> <『安心のコーディネータ』保健・医療・福祉サービスの効率的な提供>

| 通番 | 該当箇所 | 計画素案に対する意見 | 府の基本的な考え方 |
|--------------|------------|--|--|
| (1) 安全なまちづくり | | | |
| 1 | 本20 具34 | 「地域共生型社会」づくりにより多発する凶悪犯罪を予防するとともに、警察の治安力を回復させ検挙率を高める。 | 都市化等に伴う犯罪の多発・多様化を踏まえて、警察を核に、市町村・事業者・地域と連携して犯罪を未然に防止するため、「安全なまちづくり有識者懇談会」を設置し、府民の犯罪被害防止のための条例の制定も視野に入れた具体的方策を検討しています。今後、同懇談会の提言も踏まえ、府民が犯罪に遭いにくいまちづくりをすすめるとともに、検挙率の向上に努めていきます。 |
| 2 | 本22 | 犯罪防止はひとりひとりが注意していくべき。皆が協力し、ボランティアを積極的にやっていくべき。 | 都市化等に伴う犯罪の多発・多様化を踏まえて、警察を核に、市町村・事業者・地域と連携して犯罪を未然に防止するため、「安全なまちづくり有識者懇談会」を設置し、具体的方策を検討しています。今後、同懇談会の提言も踏まえ、関係機関・団体と連携した犯罪防止対策をすすめていきます。 |
| 3 | 本22 具34 | 「安全なまちづくり」が必要。条例は形骸的なものではなく、厳しい罰則を設けて抑止力のある効果的な条例をつくるべき。 | 都市化等に伴う犯罪の多発・多様化を踏まえて、警察を核に、市町村・事業者・地域と連携して犯罪を未然に防止するため、「安全なまちづくり有識者懇談会」を設置し、府民の犯罪被害防止のための条例の制定も視野に入れた具体的方策を検討しています。今後、同懇談会の提言も踏まえ、府民が犯罪に遭いにくいまちづくりをすすめていきます。 |
| 4 | 本22 具34 | 計画にある防犯対策は「対処療法」。対処療法で押し付けても自発的行動は生まれない。 | |
| 5 | 本22 | 財政状況が厳しくても減らすことができないのが、「安全なまち」の基盤づくり。安全なまちをつくるための具体的項目を示してください。 | |
| 6 | 本22 | 安全を守ることが大事。そのためには、警察官の増員を図るべき。また、市町村・地域との連携として、青少年犯罪の防止に努めるべき。 | |
| 7 | 本22 | ひたつくりの多い地域のパトロール強化を。 | |
| 8 | 本22 | 警察は人員を増加させるべき。一番大切な治安が大阪では特に悪い。 | 警察官の増員については、現下の厳しい治安情勢を踏まえ、組織・人員の効率的運用、業務の合理化、民間能力の活用及び職員の資質の向上を図りつつ、国に対して警察官の増員を要望していきます。また、警察を核に、市町村、少年補導員、補導補助員等の関係機関・団体、地域住民と連携して、青少年の非行防止対策をすすめていきます。 |
| 9 | 本20 | 迷惑駐車に対しては、きついペナルティを設けるべき。 | 交通取締りを強化するなど、安全な交通環境の整備に努めていきます。 |
| 10 | | 迷惑駐車を警察に通報してもすぐに行動してくれない。路上駐車違反の取締りを強化し、事故防止に努めるべき。 | |
| 11 | 本20 | 警察活動について、まかせられる部分は民間、市民活動に依存し、経費をうかせる発想には反対。 | 安全なまちづくりをすすめるためには、自治体、関係機関・団体、地域住民等との連携が必要となります。大阪の治安を維持するため、関係方面の協力を得ながら、警察活動を積極的に推進していきます。 |
| 12 | 本20 | 大阪市内の警察署は各区ではなく、広い範囲をカバーしたほうが犯罪が起きた時、横のつながりが早くできるのではないかと思う。 | 犯罪発生時には、発生警察署だけでなく、発生直後から周辺警察署、方面自動車警ら隊等組織的に広範囲な警察活動を推進する体制をとっています。 |
| 13 | 本20 | 痛ましい児童殺傷事件を二度とおこさないためにも、学校現場へ予算を含めた積極的な支援を行うべき。 | 学校における子どもの安全確保は、開かれた学校を推進する観点から、学校が積極的に情報を提供し、学校と地域社会の協働により図られることが基本であり、具体的な安全対策の実施については、学校の設置者である大阪府教育委員会及び市町村教育委員会が、指針に基づき地域や学校の状況を踏まえた取組を推進していきます。 |
| 14 | 具34 | 学校安全管理体制を確立するため、防犯のための人員配置、校舎建替え、通学路の安全確保、栄養のある学校給食などの手を打つべき。地域の人々やNPOなどとの連携も必要。 | |

(2) 保健・医療・福祉施策全般

| | | | |
|----|-----|--|--|
| 15 | 本20 | 保健・医療・福祉を切り捨てせず、しっかり守る。障害者や老人、子どもなど弱者の保障は公的に行うべき。社会保障の充実こそ、地方自治体の役割。 | 府としては、限られた財源のもとで、府民の安全・安心を守り、大阪の活力を生み出すために、今何をすべきかを見極め、それにふさわしい施策・組織へと府政の構造を根底から変える必要があることから、今回の計画を策定したところであります。 |
| 16 | | 福祉・医療の見直し反対。大型開発破たんツケを子どもや年寄りにしわ寄せするもの。 | 『府民の自立と安心の基盤づくり』は、府政の基本的役割であり、これからは、市町村やNPOなどの民間部門との協働のもと、質の高い保健・医療・福祉サービスが効率的に提供されるよう、府としては、いわば、『安心のコーディネーター』としての役割を果たすことが重要であると認識しています。 |
| 17 | 本20 | これまで大阪府が独自施策として実施してきた福祉施策を維持すべき。 | こうしたことから、今回の計画において、健康福祉分野については、サービスの選択肢を広げるための広域的調整やサービスを提供する基盤の計画的整備促進、利用者の選択決定をサポートする環境づくりなどに重点的に取り組むこととし、府立社会福祉施設のこれまでの施策・組織などについては、民間や市町村との役割分担を精査のうえ、再構築を行うこととしたものです。 |
| 18 | 本20 | 保健・福祉・医療サービスの効率的な提供について、もっとサービスをアピールすべき。また、サービス内容を増やし、使いやすいものに。 | 府では、これまでも、持続可能な健康福祉施策体系の確立に向け、社会経済情勢の変化にあわせて、施策の再構築に取り組んできたところです。 |
| 19 | 本20 | 障害をもつ人も一緒に暮らしていける社会づくりが大切である。 | 今回の計画策定にあたって、「自立支援型福祉社会」を目指し、サービスの選択肢を広げるための広域的調整やサービスを提供する基盤の計画的整備促進、利用者の選択決定をサポートする環境づくりなどに重点化を図りつつ、質の高い保健・医療・福祉サービスの効率的提供をすすめていくこととしています。 |
| 20 | | 障害者の生活実態を把握せよ。障害者へのしわよせは許せない。 | 府としては、質の高い保健・医療・福祉サービスが効率的に提供されるよう、『安心のコーディネーター』としての役割を果たすことが重要であると認識しています。 |
| 21 | | 障害者施策の後退となる見直しは反対。障害者へのしわよせとなる福祉・医療見直しはしない。 | こうした認識のもと、今回の計画で、健康福祉分野については、サービスの選択肢を広げるための広域的調整やサービスを提供する基盤の計画的整備促進、利用者の選択決定をサポートする環境づくりなどに重点的に取り組むこととしており、機会あるごとに府民にアピールしていきます。 |
| 22 | | 障害者施策として確保しなければならない事項について、府の役割を明確にし、実現方策も示すべき。 | 府におきましては、障害のある方々が、障害の内容や程度にかかわらず、地域社会で自立した生活を送ることができるように支援することが重要であると考えており、現在「ふれあいおおさか障害者計画後期行動計画」に基づき、総合的・計画的な施策の推進を図っているところです。 |
| 23 | 本20 | 「障害者の地域生活支援」の項目として、「NPOとの協働により、障害者向けヘルパー派遣事業の推進、グループホームの建設促進を図る」ということを明記すべき。 | また、この行動計画が14年度末で終了することから、大阪府障害者施策推進協議会のもとに設置された後継計画検討委員会において、平成15年度以降の新障害者計画について調査・審議をお願いしています。 |
| 24 | 本20 | グループホームの数値目標が達成できていない現状を認知し、分析すべき。 | 今回の計画においても、平成14～16年度間に、当面集中して取り組む分野の一つとして、「障害者の、地域における自立支援と就労の場の充実」を掲げており、危機的な財政状況の下における効率的な新障害者計画の検討とあわせて、障害者施策の推進方策について検討していきたいと考えています。 |
| 25 | 本20 | 障害者関連施策や事業立案時には必ず障害当事者を参画させること。 | 障害者向けホームヘルパー派遣事業の充実を図るためには、地域において障害当事者が参加しているNPO等への事業委託を推進していくことが必要であり、事業の実施主体となる市町村にも働きかけていきます。 |
| 26 | 本20 | 障害者に関わる施策は、健康福祉部だけでなく、他の部局も全庁的に積極的に関わっていただきたい。 | また、グループホームの設置促進を図るためには、運営主体の拡充が必要との考えから、12年度から運営主体にNPOを新たに加えるなど、グループホームの設置促進に取り組んでいるところです。 |

| | | | |
|-----------------|------------|---|--|
| 27 | 本20 | 職住近接の観点から、郊外に老人を中心としたコミュニティ施設を建設する。 | どのような地域においても、高齢者や障害者をはじめ府民一人ひとりが安心して、自立した生活ができるよう、市町村・民間など多様な供給主体によって、質の高い保健・医療・福祉サービスが効率的に提供される「自立支援型福祉社会」を目指すこととしています。 |
| 28 | 本20 | 老人大学の拡充を図る。受講修了者を講師に任命できないか。また、修了者を中心に「人生アドバイザー制度」をつくり、学校でのいじめの相談役とする。 | 老人大学の拡充等のご提案については、老人大学講座やシルバーアドバイザー養成講座のよりよい事業展開を図っていく中で、検討していきたいと考えています。 |
| 29 | 本20 | 就職時や入院時の保証人について、行政がその役目を担うことができないか。 | 個々人の保証をするということは、行政の役割になじまないと考えます。 |
| 30 | 本22 | 施設や事業の見直しは、現場など関係者の意見をよく聞いていただきたい。 | 施設や事業の見直しをすすめるに当たっては、各方面のご意見を伺いながら検討をすすめていきます。 |
| (3) 医療施策 | | | |
| 31 | 本20 | オスメイトの内部障害の事業計画をどう考えているのか。ストーマ療法士を養成し、大阪府の関連病院に配置して下さい。 | ストーマケアに対応できる看護職員の養成が必要であると認識しており、平成14年度から大阪府ストーマリハビリテーション講習会(仮称)の実施を検討しています。 |
| 32 | 本20 | 高齢化社会がすすむなか、低コストで気持ちよく迎えてもらえる病院が必要。施策の厳選にあたっては、このことを一番に考えてほしい。 | 患者本位の良質かつ適切な医療が提供されるよう、医療従事者に対する人権研修や看護指導者研修等に努めていますが、今後とも、府医師会をはじめ、医療関係団体と密接な連携のもと、府内の病院、診療所に対し、引続き必要な指導や研修を行います。 |
| 33 | 本22 | 府立の病院は民間が避けるような採算性が低い、高度医療に取り組み、そのような患者の受け入れ先となるべき。 | 府立の5病院については、民間との役割分担等を踏まえ、専門性を生かした高度医療サービスにさらに重点化していきます。 |
| 34 | 本22 | 本当は入院や治療が必要な人がたくさんいるとのこと。精神病院の数を増やすか専門医を増やすかして、事件が発生する前に対策をとれるようにする。 | 入院治療等の必要な方については、本人の意思等により、医療サービスを受給できることとなり、また、医療サービス受給後において、福祉サービスの利用を希望される場合においては、その状況等に応じたケアを行うこととなります。 なお、触法精神病患者の処遇については、現在、国において検討されていると聞いていますが、大阪府としては、触法精神病患者と他の大多数の精神障害者とを明確に区分してその対応を検討する必要があると考えています。 |
| 35 | 本22 | 赤字病院に税金をつぎ込んで経営する神経が問題。職員の頭の中を改革すべき。 | 府立5病院では、経営改善10カ年計画に基づき、平成14年度の単年度資金収支黒字転換、17年度の不良債務解消を目指して経営改善に取り組んでいます。今後とも、経営評価システムなどを活用し、職員の意識改革を一層すすめていきます。 |
| 36 | 本23 具35 | 身体障害者福祉センター附属病院は、一般病院では受診困難な障害者が多く利用しており、障害者が治療を受けやすく、訓練機器も多く揃っているため、存続を希望。 | 身体障害者福祉センター附属病院については、他の府立の病院とあわせて、これから府が担うべき医療機能の方向性などについて、府衛生対策審議会に諮問したところです。 今後、同審議会における各界専門家のご意見を伺いながら、府が担うべき障害者医療やリハビリテーション医療の機能について、どのような形で担っていけばより効果的・効率的に充実したサービスが府民に提供できるのかという観点から、同病院の将来的なあり方について検討をすすめていきます。 なお、検討に際しては、府立の病院が担うべき障害者医療やリハビリテーション医療のあり方の検討とともに、同病院が現在果たしている機能、役割の評価についての分析を行うことも必要であると考えており、あわせて検討をすすめていきます。 |
| 37 | | 身体障害者福祉センターについて、耳鼻科、歯科(整形、内科)の存続を。(見直すならば、スタッフの増員や設備の拡充などの方向とするべき。) | |
| 38 | | 身障C附属病院は老朽化した建物を改修して残してほしい。 | |
| 39 | | 本来の身体障害者専門病院としての機能は失われ、単なる公立病院化している。身体障害者が民間病院で診療を受けることが困難なものに重点化した病院であってほしい。(民間ではできない、リハビリテーション医療に特化した広域的専門病院として発展させるべき) | |
| 40 | 本23 具35 | 身障Cの広域的利用のデータは、十分な精査が必要。病院の近くに引っ越してきている人もいる。 | |
| 41 | 本20 具37 | 老人医療費や低所得者対策など、福祉施策は国の水準まで下げるべき。 | これまで、国に先駆けて実施してきた施策については、現時点における必要性や効果などをよく見極めて、地域の実状等を踏まえ、どのようなサービスを提供することが最も適切か、という観点から、施策の方向を考えていきます。 また、一方で、児童虐待など、大都市特有の深刻な課題も多く、これらについては、NPOやボランティアとの協働という大阪らしい手法も取り入れながら、厳しい財政状況の下でもやるべきことはしっかり行っていきます。 |

| | | | |
|-------------------|--|---|--|
| 42 | 具37 | 障害者医療費助成事業の市町村への押し付けは、障害者の命綱と言えるこの制度を切り崩していくものであり、断じて容認できない動きである。府が国と市町村との連絡調整機能に成り下がるべきではない。 | 医療費助成制度につきましては、全国の状況や老人保健・介護保険制度等における府県と市町村との負担割合を勘案し、本制度の市町村との負担割合を見直すこととしたものです。 今後、国が現在検討している医療制度の改革等の動向を見極めつつ、府としても長期的に持続可能な、新たな課題に柔軟に対応できる健康福祉施策体系の確立を目指して、市町村とともに医療費助成制度のあり方について研究を行っていきます。 |
| 43 | 本20 具37 | 老人及び障害者、母子家庭、乳幼児の各医療助成制度の見直しに反対する。 | |
| 44 | | 老人医療費助成制度の見直しに反対する。 | |
| 45 | | 重度障害者医療費助成制度の見直しに反対する。 | |
| 46 | | 乳幼児医療医療費助成制度の見直しに反対する。 | |
| 47 | | 若い人にも医療費の負担軽減をお願いする。病院はいつも老人で満員なのに、若い人は医療費が高く、なかなか行けない。 | |
| 48 | 老人医療の見直しについて、病気の内容により助成格差付けや病院のランク付けを実施。啓発と適正受診をすすめることにより、医療費を基本的に縮減すべき。 | | |
| 49 | 具37 | 母子家庭の医療費助成は、ひとりの人間の気持ちに直接ひびくもの。取り止めは絶対にしないでほしい。 | |
| 50 | 本20 具37 | 医療費の増大をどうするかだけでなく、予防に力を入れ、医療費を削減すべき。 | 健康を増進し、疾病の発病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策などを推進するため、「21世紀における府民の健康づくり運動（健康おおさか21）」を平成13年に策定したところです。 この計画に基づき、生活習慣を改善することや健康診査の受診率の向上を図ることなどにより、生活習慣病にかかる割合や重症化する割合が低くなり、結果的に医療費の伸びの抑制にもつながるものと考えます。 |
| (4) 社会福祉施設 | | | |
| 51 | 本22 具34 | 府立社会福祉施設の一方的な民間委託には反対。 | 今後、府としては、多様なサービス供給主体が参入できる条件整備や、サービスの質と量を適正な水準に確保するための計画づくりや広域調整機能を果たしていく必要があります。 福祉サービスが不十分な時代において、先導的役割を果たしてきた府立社会福祉施設の役割については、今後、専門的・広域的な対応が必要となるサービス機能や、蓄積されたノウハウの提供等、民間施設に対する支援機能などに特化していく必要があります。 |
| 52 | 本22 具34 | 福祉施設等の基盤整備について、民間任せにせず、公が責任をもって福祉サービスを提供すべき。 | このため、社会福祉法人等に委託している府立社会福祉施設のうち、特別養護老人ホームなど、介護保険制度導入により市場原理を活用することで、より適切かつ効果的な運営が期待できるものや、障害児・者の自立就労支援のうち、民間部門が主体となって、地域できめ細かく対応することが可能な分野などについて、必要な条件整備を行った上で、民立民営化をすすめていきます。 |
| 53 | 本22 具34 | 府立社会福祉施設の民営化に反対する。 | あわせて、府立社会福祉施設における様々な業務について、幅広い観点から点検し、民間委託化により効率化が図れるものについては、委託化をすすめていきたいと考えています。 |
| 54 | 本20 | 福祉の分野を民間に委ねるには、営利が目的である民間のサービス内容の情報公開とチェックシステムが必要である。 | 府が委託している施設の民営化に当たっては、特に入所施設については、施設そのものが、現に入所している人たちの「住まい」として機能しており、入所者の安心を確保するため、生活環境に大きな変化を招くことがないようにすることが求められます。 |
| 55 | 本22 具34 | 府立社会福祉施設を民営化するとしても、サービスが低下しないよう、職員配置や事業展開できるよう制度を整備すべき。 | このため、現に委託している法人は、委託期間が長期に及び、すでにノウハウの蓄積や実績を有し、処遇の低下を来すことなく運営することが期待できることから、現に委託している法人への移管を基本に、順次、必要な条件を整えていきます。 社会福祉法人が運営する施設のサービス内容については、利用者処遇等が適正に実施されるよう、監査等を通じて指導しているところです。 |
| 56 | 本22 具34 | 府立障害者施設の民営化反対。 | 府立障害児・者福祉施設については、府が果たすべき役割について精査したうえで、障害児・者の自立就労支援のうち、民間部門が主体となって、より適切かつ効果的な運営が期待できるものや、地域できめ細かく対応することが可能な分野などについては、必要な条件整備を行った上で、民間への移行をすすめていきます。 |
| 57 | 本22 具36 | 待機者解消のために、府が責任をもって特別養護老人ホームの増設を図る。 | 特別養護老人ホームの整備については、府内市町村の「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」を踏まえ策定した「新ふれあいおおさか高齢者計画」に基づき、計画的な整備に努めているところです。 今後とも、市町村と協議しながら、特別養護老人ホームへの入所ニーズの動向を踏まえつつ、広域的調整や必要な施設整備補助を行うなどの対応をしていきます。 |

| | | | |
|----|----------------|---|---|
| 58 | 本 2 2 具 3 6 | 肢体不自由児施設の民営化反対。肢体不自由児をかかえている家族の悩みを理解してもらいたい。 | 肢体不自由児施設の運営については、高度なノウハウの蓄積を要することから、施設を利用している人々へのサービス低下を招くことのないよう、委託先法人を念頭に、相当の実績を有する民間法人への移管を図っていきたく考えています。 運営補助等については、今後、法人との協議を行うなかで、検討していきます。 |
| 59 | | 大手前整肢学園の民営化に反対する。府の補助なくして運営できない。障害児を持つ親はたいへんな状態である。 | |
| 60 | 本 2 2 具 3 6 | 障害者福祉施設がお粗末な大阪府にあって、府立の諸施設の廃止や民間移管の動きに大きな不安を持つ。金剛コロニーの民間委託については、委託どころか杉の木寮のような施設を病院に付設し、府下数カ所に設置することを求める。 | 金剛コロニーは、府として果たすべき役割を精査したうえで、民間で対応可能な分野は、順次、民間移行をすすめることとしており、民間の社会福祉施設等では十分に援助することが困難な、重度の方々等が利用する施設として、その機能を特化させていきたいと考えています。グループホームや通所施設など、地域での生活を望まれる方については、積極的に地域への移行を支援していきます。 今後、府としては、各地域における施設の運営を的確に支援・誘導しながら、障害者の自立支援に向けたサービスの質的、量的な確保・充実に努めていきます。 |
| 61 | | 金剛コロニーの見直し反対。他の施設は入れない。府としての役割がある。 | |
| 62 | 本 2 2 具 3 4 | 社会福祉施設機能強化推進費については、ある意味では補助金として有用に活用されてきており、廃止には反対。 | 社会福祉施設機能強化推進費については、社会福祉施設が持つ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談・指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所者の生きがい高揚や家庭復帰、社会復帰に向けての自立意欲の助長を図るため、施設が行っている自主的事業を支援・奨励していきましたが、各施設において、一定の成果を達成したと見込まれますことから、来年度から廃止することとしたものであり、ご理解をお願いいたします。 また、民間社会福祉施設整備促進費補助金制度は、府障害者計画終了年次である平成 14 年度までの期限付きで開始した制度であり、入所型施設、デイサービス施設については、現在整備中等の施設を含めると、それぞれ目標値の完全達成が見込まれますことから、14 年度より本制度の対象から除外することとしたものです。なお、通所型施設については、府障害者計画における数値目標達成に向け、14 年度末まで制度を継続します。 |
| 63 | | 民間社会福祉施設整備促進費補助金はなくさないで下さい。施設数の絶対的不足が予想される。 | |
| 64 | | 機能強化推進費、施設整備促進費補助金をなくすと、障害者や作業所の職員の生活を不安にする。 | |
| 65 | 本 2 2 具 3 4 | 今さえ、人手不足の福祉職場をこれ以上たいへんにしないでください。 | 施設の職員数は、国の配置基準によって定められているものであり、府では、社会福祉施設機能強化推進費（加算事業）や民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助金において、施設の実情に応じて支援をしているところです。 今後、こうした補助金のあり方について検討していきますが、その際には、国の配置基準や福祉職場の実態を十分踏まえながら取り組んでいきます。 また、施設の職員数は、各施設が国の配置基準等を遵守し、職員処遇や利用者処遇等が適正に実施されるよう、監査等を通じて指導していきます。 |
| 66 | 具 3 7 | 民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助金の見直しについては、公私の関係を同等にすべきならば、府職員の給与を見直すべき。 | 本補助制度は、民間施設職員の給与と公務員給与との格差を是正することを目的とした制度でしたが、利用者のニーズに応じた質の高いサービスを効率的に提供していくには、優れた人材の確保、育成が必要との社会福祉審議会の答申を受け、平成 12 年度からは、職員の能力や職務実態を適正に処遇できる補助制度に改正しました。現在は、激変を緩和する経過措置を実施しているところですが、多様なサービス提供主体の参入、さらに、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組み（支援費制度）が平成 15 年度から実施されるなど、社会福祉基礎構造改革が急激に進展し、社会福祉施設を取り巻く環境は大きく変化しようとしています。このような中であって、こうした新たな環境変化や社会福祉審議会の答申の趣旨を踏まえつつ、これからの補助制度のあり方について具体的な再構築の道筋をつけていきます。 |
| 67 | | 民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助金の見直し反対。 | |
| 68 | 本 2 2 | 障害児施設の看護婦加配を再度配置するとともに、府の責任で複数加配する。 | 障害児施設における常勤の看護婦加配に対する補助は、民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助金において実施してきましたが、平成 12 年度より制度改正を行い、現在、経過措置として、非常勤職員も対象とする定額補助を実施しているところです。今後は、審議会の答申の趣旨を踏まえつつ、新たな環境変化に対応した補助制度のあり方について、検討をすすめていきます。 |
| 69 | 具 3 4 | 無認可小規模作業所への補助金削減については、これでは到底現在の運営状態を維持することはできないため、現行制度を継続してほしい。また、小規模授産施設への移行については、補助金を移行後の運営に見合った額とし、借地・借家に対する補助金制度などを創設してほしい。 | 作業所の安定した運営を図るためには、認可施設への移行が重要であると考えており、昨年の社会福祉法の施行により創設された小規模通所授産施設制度も活用しながら、利用者が 10 人以上の規模の作業所については、16 年度末までを目標期間と位置付けて、認可移行をすすめる方針です。 この小規模通所授産施設への移行に当たり、国の運営補助額が現行の作業所補助額よりも一部低く設定されていることから、利用者が 15 名以上の小規模通所授産施設に対する運営費について、国の運営費に加算する府独自補助制度の創設をするとともに、一層の制度の充実を図るため、補助額の増額などについて、国に要望をしたところです。 なお、利用者が 5 人から 9 人の作業所に対する補助額は、現行の補助額と同様にしています。 |

| (5) 子育て支援・虐待防止 | | | |
|----------------|------------|--|--|
| 70 | | 若い夫婦が仕事と育児を完全に両立できるよう、保育所費用の低減、保育時間の延長などが必要。 | 保育サービスの充実を図ることは、少子化対策をすすめる上からの重要な施策であり、市町村とともに延長保育、一時保育など多様な保育サービスの充実に努めていきます。また、平成13年度は、「子育て支援緊急対策」として、託児サービス付きイベントへの補助や、市町村が地域の実情に応じて行なう子育て環境整備事業への補助などに取組んでいるところですが、今後とも、様々な手法を検討するなかで、市町村、社会福祉法人、NPO などとも連携し、子育て環境整備の推進に一層努めていきます。 |
| 71 | 本21 | 少子化の中で、府の施策では子育ての希望がない。子育て支援を充実すべき。 | |
| 72 | | 子育てに関する保健所及びセンターの業務に母親・両親教室があるが、これに加えて「おじいちゃん、おばあちゃん学級」をつくってほしい。 | |
| 73 | | 国が掲げる待機児童ゼロ計画について、国に先駆けて大阪府が導入し、モデル自治体となつてはどうか。 | 現在も市町村とともに「待機児童ゼロ」に向けて取組をすすめています。地域、年齢等によっては、解消に至っていません。今後とも、待機児童の解消に向け、国の「都市再生プロジェクト」等をも踏まえ、市町村と連携しながら、地域の既存資源の活用などによる保育所の創設、分園の設置、さらには定員を超えて入所できる措置の活用等により、受入れ児童数の拡大を図るとともに、延長保育、一時保育などの多様な保育サービスを推進していきます。 |
| 74 | 本21 | 働く女性に対し、例えば育児バウチャーを渡し、保育所などに預けるときに使えるようにするなど、働く女性が住みやすいまちとして大阪をアピールしてはどうか。 | |
| 75 | | 学童保育について、障害児に対する加配、設備改善をお願いしたい。 | 放課後児童健全育成事業（学童保育）については、これまでも、地域の実情に応じた取組がなされるよう事業実施主体である市町村を支援してまいりました。具体的には、国制度における児童数及び開設日数に応じた運営費補助のほか、府単独事業としては、児童数10～19人の小規模クラブへの運営費補助及び障害児を受け入れている放課後児童クラブに対する指導員の加配にかかる人件費の補助を実施しているところです。今後とも、市町村における取組を促進していきます。 |
| 76 | 本21 | 学童保育施策の後退反対。充実を求める。 | |
| 77 | 本22 具35 | 子ども家庭センターと市町村保健所、NPO等との連携についてだが、判定は子ども家庭センターで行政の責任で行うべき。 | 市町村やNPO等との連携、協働にあたっては、子ども家庭センターとそれぞれの機関等との役割分担を明確にし、利用者のニーズに適切に対応していきます。なお、児童福祉法の規定に基づき実施している判定業務については、従前どおり、子ども家庭センターで実施していきます。 |
| 78 | 本22 具35 | 児童虐待対策を充実すべき。 | 増加する児童虐待に適切に対応するため、平成13年度に府内にある7か所の子ども家庭センターの専門職員を増員し、虐待対応課を設置しました。しかしながら、増加、深刻化する児童虐待に適切に対応するためには、虐待の発生を未然に防止することが極めて重要です。このため、市町村、NPOなどと協働し、子ども家庭センターを中心とした地域での虐待の防止に努めていきます。 |
| 79 | 本22 | 児童への暴力という現状を解決するため、子育てに十分慣れた人を子育てアドバイザーとして、府民から募集し、意識啓発を行う。子育てを親任せにせず、地域でサポートできる街づくりを。 | 児童虐待の防止、早期発見を図るため、親や子どもからの相談や、福祉サービスへのつなぎ役となるボランティア（子ども虐待防止アドバイザー）の養成を平成13年度から取り組んでいるところです。 |
| 80 | 本22 | 児童福祉課の職員やケースワーカーについては、パート的職員で子育て経験者を雇ってみてはどうか。 | 子育て環境整備の推進については、学識経験者など有識者の方々や一般からの公募委員など子育て経験者を含む幅広い方々からご意見をいただいています。昨年8月には、これらの方々によって、府として取り組むべき子育て環境整備の方策を「大阪府における少子化対策に関する提言～子育て環境整備の推進について～」としてとりまとめたいただきました。今後とも、パブリックコメントの実施などにより、子育て経験者を含む幅広い方々とともに子育て環境の整備を推進していきます。 |
| 81 | 本22 具35 | 「子ども家庭センターの強化」「子どもライフサポートセンターの設置」に賛成。 | 今後とも、市町村、NPOなどと協働し、子ども家庭センターを中心とした地域での虐待防止に努めるとともに、ライフサポートセンターの運営を通じて、対人関係がうまく取れないなどの理由から、ひきこもり、不登校状態にある児童の自立を支援していきます。 |
| 82 | 具35 | 子どもライフサポートセンターのように府下で1ヶ所しか設置できない施設は、難波や梅田などに設置すべき。 | 対人関係がうまく取れないなどの理由から、ひきこもり、不登校状態にある児童の自立を支援する子どもライフサポートセンターの整備に併せて、増加する児童虐待等に効果的に対応できる総合的な体制を整備するため、子ども家庭センター及び一時保護所についても一体化し、子どもの自立総合支援センター（仮称）として整備することとしています。このため、一定の敷地規模が必要となることから、当該用地（堺市）に設置することとしました。 |
| (6) 保健所 | | | |
| 83 | 本23 具35 | 身近なところで健康や安全を守る保健所を、本所に統廃合せず残してほしい。 | 老人保健や母子保健などの住民に身近な健康課題への対応については既に市町村において実施されており、一方、保健所においては、難病対策、感染症などの専門的、かつ、食品衛生や環境衛生などの広域的な保健衛生行政を担っていることから、今後、保健所に保健婦や衛生監視員等のマンパワーを集中することにより、その機能の充実を図っていきます。 |

| | | | |
|--------------------|------------|---|--|
| 84 | 本23 具35 | 市に委譲しようとしている精神保健業務は、市より府、府より国と、より大きな組織でしっかり行うべき。 | 精神保健福祉法の改正の趣旨は、福祉サービスは、当事者にとってより身近である市町村で行うという保健・福祉サービスの市町村重視の大きな流れの中で行われたものです。 |
| (7) 動物愛護 | | | |
| 85 | 本23 具35 | 大阪府動物一時保護センターについて、犬も一時預かりを行うべき。 | 犬の一時預かりにつきましては、従前より大阪府犬管理指導所で実施していますが、「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨でもあります生命尊重の観点からも適正な取扱い、譲渡事業の拡大等、より一層取り組んでいきます。 |
| (8) 公衆衛生研究所 | | | |
| 86 | 具37 | 公衆衛生研究所を残してほしい。(他府県にない労働衛生に関する調査研究部門を持っていることの意義は大変大きい。) | 公衆衛生研究所については、社会環境の変化や国との役割分担等の観点から、研究所全体の業務を精査し、「今後果たすべき役割」等を踏まえ業務の重点化を図り、組織・機能について一部見直しを行うこととしています。 |
| 87 | | 公衆衛生研究所の労働衛生部の果たしている役割は大きい。見直し反対。 | |
| 88 | 具37 | 公衆衛生研究所の調査・研究・検査は、行政の責任で行うべき内容が多く含まれており、これで多くの収入を期待することは困難なため、独立採算が求められる独立行政法人化にはなじまない。 | 研究機関の自立的・自発的運営を促し、組織運営の一層の効率化を図ることを目的としている独立行政法人化については、国において制度化が検討段階であることから、これらの実施状況等を見極めつつ、今後検討していかなければならないと考えています。 |

<『市町村・企業・府民とつくる』新しい環境保全システム>

| 透番 | 該当箇所 | 計画素案に対する意見 | 府の基本的な考え方 |
|----------|-------------------------|--|--|
| (9) 環境全般 | | | |
| 89 | 本 2 1 | 温暖化防止など、環境の安全面が重要。また、廃棄物を減少させることで、その処理のための支出を減らすことができる。このため、環境教育や誰にでもわかりやすい形での宣伝など、粘り強い啓発活動により、環境保全のための大量消費と決別するような意識改革を促すことが必要。 | 都市の環境問題の根本的解決には、行政や事業者の取組だけでなく、府民一人ひとりの環境への意識向上と実践が何よりも大切です。とりわけ、子供のときからごみ問題など身近な環境問題を日常的に考える習慣を身につけることが重要です。そのため、府民・事業者・行政で構成する大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議において、リサイクルフェアなどの啓発活動に取り組みとともに、小・中学校の「総合的な学習の時間」における環境教育のほか、リサイクル関連企業等での職場体験学習など、環境保全に自らが主体的に参画する態度を養う取組を幅広くすすめていきます。 |
| 90 | 本 2 1 本 2 3 具 3 8 | 環境における将来の府政の役割と具体的取組とが結びつかない。特に公害監視センターの「時代にあった施設」が抽象的で、「時代にあった」について、府がどのように把握しているのか、是非打出していただきたい。 | 循環型社会の構築をはじめとする新たな環境ニーズに対応するためには、府民、事業者、行政がパートナーシップをもって各々の立場で取り組むことが重要であり、府としてもこのような仕組みづくりに向けた取組をすすめます。なお、公害監視センターにおいては、一般環境等に係る検査部門をアウトソーシングする一方で、地球環境や循環型社会形成に向けた研究技術調整や府民の自主的な環境活動を促進するため、府域の環境情報を常時わかりやすく提供するとともに、NGO や環境学習リーダーの活動支援のための情報発信、学習機会の提供などの機能を担っていきます。 |
| 91 | 本 2 1 | 「環境保全」こそが行政の仕事です。廃棄物問題や大気汚染（自動車の公害等）、化学工場問題等、安全で安心して住めるまちづくり、健康被害のないきれいなまちにしてほしい。（目に見えた形の対策をとってもらいたい。） | 人の健康への被害、有害化学物質による環境汚染や生態系への影響、地球温暖化、その他の多くの環境上の「負の遺産」の解決に向け、従来からの法・条例による規制に加え、新たな視点に立った取組が求められています。 府では、これら「負の遺産」の解決と循環型社会の構築に向け、あらゆる主体が積極的に取り組むための行動指針として、新たな環境総合計画を本年度末に策定し、推進することとしています。 |
| 92 | 本 2 1 | 環境保全は全く具体策を挙げていない。例えば両面コピー、室温 2 8 度設定、室内照明の節電、公共の建物に屋上緑化（ヒートアイランド抑制効果や入居者のクーラー使用削減効果）など、府自ら住民に手本を見せなくてはならない。 | 府は、平成 1 1 年 2 月に本庁舎においてすでに環境 ISO (ISO14001) の認証を取得し、電気等のエネルギー使用量の削減、コピー用紙使用量の削減、グリーン購入、低公害車の率先導入など環境負荷低減の取組に努めてきました。今後は本庁舎で確立した環境マネジメントシステムを出先機関にも広げていきます。また、屋上緑化についてはヒートアイランド現象の緩和にも有効であることから、平成 1 3 年度中に府庁本館屋上に植栽を予定しています。 |
| 93 | 本 2 1 | 環境分野における府政の役割としては、環境対策の現状や問題点を分析研究して府民的な合意をすすめるなどの調査研究広報、対応策を広範な府民参加で合意していく政策形成、規制や誘導の状況や成果を確認し管理していく監視管理、などが核心となり、アウトソーシングなどにはなじまないものである。 | 法、条例に基づく規制・指導や、環境対策の現状や問題点を明らかにし施策をすすめるのはもちろんのこと、循環型社会づくりのためには、府民、事業者が各々の立場でパートナーシップをもって取り組むことが大切であり、今後、府としてもこのような仕組みづくりに向けて取組をすすめます。 なお、今回アウトソーシングの対象とするものは、手法が確立された項目の測定や分析業務であり、これらの精度の確保については、府が責任をもって行います。 |
| 94 | 本 2 1 | 公害患者として、NO ₂ 、SPM の対策を早急に要望する。 | 固定発生源による窒素酸化物（NO _x ）については、工場・事業場に対し、排出基準の遵守を強く指導するとともに、小規模な発生源に対しても、低 NO _x 機器の普及を促進するなどの対策を推進しています。また、浮遊粒子状物質（SPM）については、規制・指導により原因物質であるばいじんや粉じんなどの排出抑制に努めるとともに、発生機構の解明のため調査・検討を実施しているところであり、今後ともこれらの対策を推進していきます。 さらに、自動車から排出される NO _x ・PM については、自動車 NO _x 法改正（本年 6 月成立）を踏まえ、新たな NO _x ・PM 総量削減計画を策定し、低公害車の普及等の対策を推進します。 |
| 95 | 本 2 3 具 3 8 | 自動車道路拡張から環境・福祉指向へシフトし、汚染の監視・調査分析体制を強化するなど、自動車交通・道路関連の財政構造を転換すべき。また、関空などの財政支出を見直し、海域・内水系環境の監視・調査・分析などの体制を強化する大阪湾ベイエリア関連の財政構造を転換すべき。 | 限られた財源のもとで、府民の安全・安心を守り、大阪の活力を生み出すためには、府がやるべきことを見極め、それにふさわしい施策等へと、府政の構造を変えていく必要があると考えており、施策評価を通じて、思い切った施策の再構築をすすめることとしているところです。 このため、この計画には、環境や福祉をはじめ、それぞれの施策分野において、将来の府政の役割と、当面取り組む主な施策の再構築について記載しているところです。これらを踏まえて財源の効果的配分に努めます。 |
| 96 | 本 2 1 | 身近な生活環境について、商業地域でカラオケやスナック等の規制がなく、24 時間営業してもいいことになっている。業者には防音設備をする義務があり、行政も規制に罰則を設けることも必要。 | 「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、飲食店・カラオケボックス等においては、防音措置を講じている場合など周辺の生活環境を損なうおそれのない場合を除き、府域全域で午後 1 1 時から翌日の午前 6 時までの間、カラオケ装置等の音響機器を使用してはならないことになっています。また、上記の規定に違反して周辺の生活環境が損なわれているときには、罰則が適用されます。 |

| (10) リサイクル | | | |
|-------------|----------------|--|---|
| 97 | 本 2 1 | ペットボトルのリサイクルに国等が補助金を出すべき。ピンの再利用運動が広まることを期待。リユースの生活風習が広がることを期待。 | 本計画においては、循環型社会に向けた廃棄物対策とリサイクルの推進を集中取組分野に位置付け、重点的に取り組むこととしています。 今後とも、府民・事業者行政のパートナーシップのもと、再使用・再生利用などの取組を促し、ごみ減量化・リサイクルを推進していきます。 |
| 98 | 本 2 1 | 廃棄物の自治体回収について、大きく政策転換を図る必要がある。 焼却時に有害物質を発生させないリサイクル可能の再生資源は民間回収とすべき。有害物質を発生する製造物は、別回収・別処理のマークを消費者にわかりやすいように添付するよう企業に義務付ける。既存の回収業、産業廃棄物処理業者については、業者間の専門分野をつくり、取り扱う回収物や廃棄物の千専門化、及び役割分担をすべきである。リサイクルのための回収については、デポジット制度や報奨制度など、企業、消費者、自治体連携による地域にあった検討が必要。 | この計画においては、循環型社会に向けた廃棄物対策とリサイクルの推進を集中取組分野に位置付け、重点的に取り組むこととしています。 ご提言の趣旨も参考に、府民・事業者・行政のパートナーシップのもと、ごみ減量化・リサイクルを推進していきます。 |
| (11) エネルギー | | | |
| 99 | 本 2 1 | 大阪府は、「クリーンエネルギー宣言」をすれば、淀川の河川敷で風力発電を、また、公共施設に太陽光発電を導入すればどうか。 | 府では、「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、新エネルギーの導入や省エネルギーについては、その一環として策定した「エコエネルギー都市・大阪計画」に基づき、その推進を図っています。また、公共施設へのクリーンエネルギーの導入としては、既に村野浄水場などに太陽光発電を導入したのをはじめ、今後も府の施設への率先導入に努めていきます。 |
| 100 | 本 2 1 | 将来世代の存続を保障できる省資源・省エネルギー社会を基本的目標に据え、地球規模の環境問題に積極的な対応をする視点が重要である。 | 府では、「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、新エネルギーの導入や省エネルギーについては、その一環として策定した「エコエネルギー都市・大阪計画」に基づき、その推進を図っています。 |
| (12) 公害監視 | | | |
| 101 | 本 2 3 具 3 8 | 公害監視センターの市場化・効率化・競争化を目的とする独立行政法人化については、行政の研究機関本来の任務になじまないものであり、計画素案から削除すべき。 | 国の制度化の状況を見極めつつ、今後検討を行います。 |
| 102 | 本 2 3 具 3 8 | 公害監視の新たな対象に廃棄物関連の工場・事業所を加え、人員・予算・専門研究機関設置など、縮小よりむしろ体制強化が必要。 | 従来から廃棄物を排出する工場・事業場に対しても監視・指導を行ってきていますが、有害化学物質、産業廃棄物の処理等について総合的な監視・指導が必要となっているので、監視・指導体制を再編し、強化を図るものです。 |
| 103 | 本 2 3 具 3 8 | 環境部門の体制の強化、予算の抜本的な増額を行うべき。公害企業への立入検査や環境監視（モニタリング）は、アウトソーシングではなく、府民の生命、健康を守る責務を持つ大阪府が直接実施すべき。 | 工場・事業場に対する立入検査や監視については、今後とも引き続き実施するとともに、有害化学物質や産業廃棄物等、新たな課題に対応するため、監視・指導体制の強化を図ることとしています。なお、今回アウトソーシングの対象とするものは、手法が確立された項目の測定や分析業務であり、これらの精度の確保については府が責任を持って行うことは当然です。 |
| 104 | 本 2 3 具 3 8 | 公害監視体制のあり方について、関空 2 期工事の環境影響についてまだよくわからない時点で、泉州分室が廃止はおかしい。また、環境問題についての市民ボランティアの育成を望む。 | 昭和 4 5 年に泉州分室を設置し、堺泉北臨海工業地帯における工場・事業場に対し、指導・監視を実施してきましたが、その後法令による市への事務委任や道路交通網、情報通信網の整備に伴い、今回、規制・指導体制をより一層効果的、効率的なものとして再編する中で、本課への統合を図り、新たな監視体制を確立するものです。なお、関西国際空港及び関連事業については、大阪府知事及び泉州 9 市 4 町の首長で構成される関西国際空港環境監視機構において、環境監視を行っており、今後とも引き続き監視していきます。また、府民参加で府域の環境を保全することは意義あることから、NGO や環境学習リーダーの活動支援にも努めていきます。 |
| 105 | 本 2 3 具 3 8 | 河川環境が悪化するなか、水域などの継続調査管理と分析・公表・検討はますます大切。数年間に 2 ヶ所観測基地が廃止され、水質改善設備が整備、運転されたがその効果は判明していない。 | 大阪府内の河川の水質は改善傾向にあるものの、約 4 割の河川で環境基準（BOD）が未達成であるため、引き続き、事業所指導や生活排水対策を推進するとともに、環境審議会の答申を受けて作成した公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画に基づく環境監視及び結果の公表等を継続していきます。 |
| (13) 有害物質対策 | | | |
| 106 | 本 2 1 | 泉佐野市は財政再建団体ぎりぎりの状態。国が決めたダイオキシン対策等のため負担経費増となっている。有害物質対策はダイオキシンにとどまらず、自治体の財政をどんどん圧迫することが予想される。ゴミ問題に対して根本的な施策見直しを国に求めてほしい。 | ダイオキシン対策として市町村が行う環境調査及びごみ焼却場の整備については、その財政負担の軽減を図るため、府としても国に対し財政的支援の拡充を要望しています。また、ごみ問題に対しては、資源循環型社会の構築に向けた取組となるよう、廃棄物の減量化・再生利用の促進及び適正処理の確保について対策の強化を国に要望していきます。 |
| (14) 里山保全 | | | |
| 107 | 本 2 1 | 甘南備山周辺から津田などの地域一体に環境保全システムを構築し、里山保全を行う。 | 枚方市において、市民（ボランティア団体）、地権者、学識経験者、市長を構成メンバーとする里山保全のための会議が近々発足するものと聞いています。府としては、この会議の要請により必要に応じて協力していきます。 |

▶人が元気

<府民との協働による人権尊重の社会づくり> <『量の拡大から質の向上へ』『地域とともに』教育改革の推進>

| 通番 | 該当箇所 | 計画素案に対する意見 | 府の基本的な考え方 |
|---------------------|-------|---|--|
| (1) 人権 | | | |
| 1 | 本 1 8 | 同和対策事業は差別する人達がなぜ差別をするのかという理由を除去していくことであったことを認識し、すべての人に理解されるようにしていくべき。 | これまでの同和事業の結果、かつての同和地区の劣悪な状況は大きく改善されましたが、なお同和問題が解決されたとはいえない状況にあります。今回の大阪府同和対策審議会答申で示された基本目標(部落差別を解消し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指し、周辺地域と一体となったコミュニティの形成を図ること、そのために、府民の差別意識の解消・人権意識の高揚、同和地区出身者の自立と自己実現の達成、同和地区内外住民の交流促進を図る必要がある)を踏まえ、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現を目指して、これからは同和地区、同和地区出身者のみに対象を限定した特別措置としての同和対策事業は終了し、誰もがそれぞれの個性や能力を生かして自己実現を達成するとの観点に立って一般施策を活用し、同和問題解決を図るための取組をすすめていきたいと考えています。 |
| 2 | | 同和対策費に過重な費用を投入しすぎ。同和対策に関わる優遇策をすべて廃止すべき。 | |
| (2) 府立高校再編整備 | | | |
| 3 | 本 2 4 | 特色ある教育、府立高校でも演劇などを活発にすべき。 | 府立東住吉高校に設けられている芸能文化科において、伝統芸能への理解を深め、新しい時代の芸能文化の発展や創造に貢献できる人材の育成に努めています。また、府内の全高等学校生徒を対象に、演劇部門をはじめ15部門からなる芸術文化活動の発表の場として「大阪府高等学校芸術文化祭」を毎年開催しています。 今後とも高校生の演劇をはじめとした芸術文化活動への参加が図られるよう努めていきます。 |
| 4 | 本 2 4 | 個性的な教育をすすめるべき。中高一貫した英才教育校やITなど職業訓練校など、特色ある高校へ再編すべき。 | 生徒一人ひとりの興味・関心、能力・適性、進路希望等に対応し、多様な学習と幅広い進路選択ができるよう、教育改革プログラムに基づき、府立高等学校において特色づくりをすすめます。 また、新たな専門高校の設置、職業学科の今後のあり方について、今後、再編整備計画と整合性を図りながら具体化に向けた検討をすすめていきます。 |
| 5 | | 府立職業高校及び後期中等教育のあり方については、府学教審で十分に協議の上、方向性を明示すべきである。 | |
| 6 | 具 4 3 | 35人学級の実現やきめの細かい教育の実施が求められている時代での学校の廃止や、特色づくりとして普通科をつぶすなどの府立高校の再編整備等については、抜本的に転換・ストップすべきである。 | 府教育委員会は、生徒減少期を教育環境・教育条件など教育の質的向上を図る好機と捉え、平成11年度から平成20年度までを計画期間として、府立高等学校の特色づくりとあわせて適正な配置の観点から現在155校の全日制府立高校を135校に再編整備しようとするもので、今後とも計画的に推進していきます。 なお、高等学校の学級編制については、国は40人標準を堅持しつつ、本年度から「第6次教職員配置改善計画」を実施して多様な高校教育の展開に対応するとしています。 府教育委員会としてもこの趣旨に沿って、特色ある学校をはじめ、それぞれの学校の実情に応じて、多様な選択科目の設定や少人数授業の展開などにより、一人ひとりに行き届いた教育を保障するよう、教育条件の整備に努めていきます。 |
| 7 | | 府立高校の数が多すぎる。定数削減より高校数の減を考える方が効率的。また、今以上に高校の特色を出して公立高校のレベルをあげることが必要。 | |
| 8 | | 生徒が減少している現在、高校の再編整備は当然。効率的な経費削減ができる。 | |
| 9 | | 府立高校の売り払いについて30人学級を実現すれば府立高校はあまらない。 | |
| 10 | 具 4 3 | 府の財政破綻の責任は、子どもたちにはない。府立高校の統廃合はすべきではない。なお、高校跡地売却の中身を府民に明らかにすべき。 | 府立高校の跡地については、これまで教育目的で使用してきたという経緯や地域社会との調和を踏まえ、教育施設など教育目的での利用可能性や、地域の発展に寄与できるような地元市町村などによる公共目的での利用ということをも視野に入れ、取扱いを決定していくものであると考えます。 なお、具体的な取扱いの決定については、在校生がすべて卒業した後に、対象校個々のケースごとに対応していくことにしています。 |
| 11 | | 統廃合による跡地等の利用については、養護学校や高齢者のための施設などとして活用すべき。 | |
| 12 | | 高校再編による施設跡地の売払いをやめる。 | |
| 13 | 具 4 3 | 定時制高校の生徒が全員、全日制高校に進学できるなど、「15の春」を泣かさぬような計画進学率の見直し等を行う必要がある。 | 高校への就学機会のあり方については、公私立高等学校連絡協議会において協議・検討を行っていますが、先般、府学校教育審議会からいただいた「後期中等教育全体を視野に入れ、府民ニーズを踏まえた検討を行うことが必要である。」との中間答申の趣旨を踏まえ、具体的な方策を検討してまいります。教育サービスも府民からいただく税を資源として提供しているものであり、効率的・効果的に提供し、その成果をあげていくことは当然です。また、高等学校については義務教育と異なり特定の府民(生徒)が受益を受けるサービスであるため、その水準の設定や教育の機会均等を損なわないような措置を公私立高校それぞれに施した上で、適正な受益者負担をいただくことはすべての府民負担の公平性からみて必要です。 |
| 14 | | 教育研究はその環境、条件の拡充が基本。公私立の競合や市場原理の導入、受益者負担の導入などをすべきでない。 | |
| 15 | | 教育費、府立高校は廃止。義務教育でないから府税使わず、補助で十分。 | |
| 16 | | 天王寺、北野、大手前など名門校と呼ばれている公立高校を民間に売却する。教育に注目している経営者は多い。 | |

| | | | |
|--------------------|--------------|---|---|
| 17 | 本 24 | 府立高校の学区割りを廃止すべき。現在の 9 学区制を廃止し、3 学区制にして選択の幅を広げていくべき。 | 将来的な通学区域のあり方については、府教育委員会において、学区毎の中学校卒業生数の状況と、特色づくり・再編整備計画の全体像などを見極めつつ、広く府民の意見も伺いながら検討していくこととしています。 |
| (3) 府立高校納付金 | | | |
| 18 | 本 25 具 40 | 府立高校の納付金はできる限り低くすべき。不況で暮らしが大変になっている今でも全国最高であり、値下げすべき。スライド制はもってのほかである。 | 府立高校の納付金については、教育環境の整備をはじめ、府立高校のさらなる教育条件の充実を図るため、適正な受益者負担の観点から今後のあり方を検討していきたいと考えています。 教育委員会におきましては、組織のスリム化など、積極的に内部努力を行っていきませんが、なお必要となる財源についても議論していく必要があるため、入学料のあり方を検討していきます。 また、授業料の改定方式については、次期改定時から改定が在校生にも適用されるスライド制の導入についても検討していきます。 |
| 19 | | 府立高校の値上げはやむをえない。 | |
| (4) 民間との協働 | | | |
| 20 | 本 24 | 心の教育に重点を置く観点から、NPOやボランティアが学校で授業を行えるようにしてほしい。 | 児童・生徒が授業や部活動において、優れた知識や技能を有する専門家など社会人との出会いを通じ、感動を体験し将来の夢をはぐくむよう、学校における社会人活用を拡充していきます。このような趣旨から、学校での取組を支援するため、社会の様々な分野で活躍している人々の協力を得て設置している「学校支援人材バンク」の学校での活用促進を図ります。 |
| (5) 保育所・幼稚園 | | | |
| 21 | 本 24 | 保育所や公立幼稚園の充実など子育て支援の強化を行うべき。子育て支援の強化が必要。共働きの親が安心して子供を預けられる保育所、公立幼稚園を増やすべき。 | 市町村立幼稚園の設置につきましては、設置者である市町村において、地域の実情に応じた総合的な行政判断のもとすすめられます。 府教育委員会といたしましては、各市町村立幼稚園における効果的な教育活動を推進するための指導助言や、研修などを通じて幼稚園教員の資質向上を図るための取組をすすめているところです。 府及び市町村ともに、それぞれの役割のもと幼稚園教育の推進に向けて取り組んでいますので、ご理解ください。 |
| (6) 教員の資質 | | | |
| 22 | 本 24 | 若年特別退職者嘱託教員は、仕事ぶりに比べて給与が高い。もっと意欲と専門的力量的な教師を採用してほしい。 | 早期勤奨退職制度は、人事の刷新や財政負担の軽減を図るなどの観点から実施してきたものであり、この制度を用いることで、これまで退職の促進が図られてきました。若年特別嘱託員は退職者の経験や技量を引き続き学校教育に生かしてもらうため、活用しているものですが、非常勤という雇用制度上、活用に一定の制約があります。 また、教員の新規採用にあたっては、教科等の専門的能力や児童・生徒に対する実践的な指導力、さらには、幅広い知識と情熱を備えた人材確保という観点から採用選考テストによる能力実証を行っていきます。 |
| 23 | 本 24 | 教師の資質向上等を図るため、社会人としての経験者やスポーツなど何かに秀でた人材の採用、定期的なスキルチェック、それによる教員免許の更新などの工夫をすべきである。 | 教員の新規採用にあたっては、受験資格で社会人経験を加味しているほか、面接テストにおいて、教員になって役立つ経験や特技などを記載してアピールする「自己PR」を活用しています。今後とも採用選考テストの工夫・改善に努め、多様な人材の確保を行っていきます。 なお、教員免許状の更新については、法制度にかかわる課題であり、国の中央教育審議会において議論されているところです。 |
| 24 | 本 24 | 地域の信頼に応える学校づくりのためには、校長や教頭の対応能力が重要であるが、保護者や地域が望んでいることが理解できない校長や教頭が多い。小中学校の管理職に対して、保護者や地域の人たちへの適切な対応能力の向上のための取り組みを求める。 | 府教育委員会として管理職としての高い見識や人格をはじめ、学校経営に関する理念やリーダーシップ、行動力を備えた人材を確保・育成するため、管理職選考方法の工夫をはじめ、管理職としてのリーダーシップ養成研修等を実施しており、一層の充実に努めていきます。 |
| 25 | 本 24 | 子供に暴力を振るうような問題教員に対して府教委が責任をもってほしい。市教委では限界がある。また、問題を起こした教員は他市に転出してしまっているので、市教委では継続的に教員の資質を見極めることができない。現状の状態では子どもが教師に殴り殺されるのではないかと。 | 子供や学校にとって教育の妨げになるような教員については、府・市町村教育委員会が連携し毅然とした対応を行います。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、府教委は、市町村立学校における府費負担教職員（以下「教職員」という。）を任命しています。 一方、同法では、市町村教委が教職員のサービスを監督することとなっており、当該教職員に対し懲戒処分を行う場合、府教委が市町村教委の内申を待って行うこととなっていることから、市町村教委が教職員の問題を調査するとともに、問題行動を起こした教職員を指導しており、必要があれば、府教委から適宜市町村教委に指導をしています。 また、問題を起こした教職員については、改善がみられるまで又は処分が行われるまでは転任させないこと及び府教委は任命権者として当該教職員の資質を見極めるよう各市町村教委に指導しています。 |

| (7) 教育予算 | | | |
|-----------------|----------------|---|---|
| 26 | 本 24 | 教育を受けやすいシステムにしてほしい。当該案が実施されると学校の経営基盤そのものを覆すため、素案の撤回を求める。教育費に関する予算は削ってはいけない。 | 今回の計画においては、本府の厳しい財政状況のもと教育分野における施策全般についてもゼロベースから抜本的な再構築や組織の簡素・効率化を図るなど、行財政改革に積極的に取り組んでいきます。一方、「将来の大阪の発展を支える人づくり」に向けて、厳しい財政状況のもとではありますが、教育水準を維持しつつ、子どもたちの多様な学習ニーズや幅広い進路選択に的確に対応するなど、府民や保護者の信頼に応える学校づくりに向けて努めていきます。 |
| 27 | | 子供たちのために府が独自で取り組んできた制度を一步たりとも後退すべきでない。教育費予算を増額こそすれ、削るべきでない。府民に影響のある福祉、教育を削って閑空2期工事をすすめるべきでない。「米百俵」の話を生かすべき。 | |
| (8) 養護教育 | | | |
| 28 | 本 24 | 養護学校と病院の分教室が効率的な協力体制を取れるよう配慮してほしい。 | 病気療養中の児童生徒の教育の充実を図るため、府立病弱養護学校2校をセンター校として位置付け、分教室の設置や病院への訪問教育を実施しています。分教室の設置や運営、施設の充実等には病院側の理解と協力を得られることが前提となるため、病院と十分調整を図っていきます。 |
| (9) 盲学校寄宿舎 | | | |
| 29 | 具 4 3 | 府立盲学校のうち、なぜ寄宿舎だけを見直しの対象するのか、納得できない。単に通学困難な児童生徒の住居としての役目だけではない。大切な教育資源であり、これを充実させる施策を生み出してほしい。具体的取組編の記載内容が、何を意味しているのかわからない。誰が読んでもわかるよう、具体的な記述にすべき。 | 府立盲学校の寄宿舎は、遠距離通学や家庭の状況等の必要から、舎生が生活の場として利用しているものです。現在、舎生は54名で小学部生から高等部専攻科生まで幅広く、利用実態も様々です。今後、ノーマライゼーションの理念の浸透する中で、生徒の状況に応じながら自立促進を図っていく観点から寄宿舎のあり方について検討します。 |
| 30 | | 通学保障はもちろん、仲間たちとの触れ合いや発達の間などとして盲学校寄宿舎が果たしてきた大きな役割を十分に理解し、施設・設備や建替えや指導員の増など、その充実を図るべきである。寄宿舎の廃止等は経済効率最優先のリストラ計画である。 | |
| 31 | 具 4 3 | 生野高等聾学校の早期移転・建替えを学科・クラス数を縮小することなく行ってほしい。 | 府立生野高等聾学校の移転等につきましては、府内の聴覚に障害がある生徒の在籍状況等を踏まえ、職業教育について時代のニーズに即応した学科再編を含めて検討してまいります。 |
| 32 | 具 4 3 | 他の養護学校にも寄宿舎をつくってほしい。 | 現在、府内を7ブロックに分け、各ブロックに知的障害養護学校及び肢体不自由養護学校を設置し、合計120台の通学バスを運行しています。ノーマライゼーションの理念から、できる限り自宅から通うことが望ましいと考えており、養護学校に寄宿舎を設置する計画はありません。 |
| (10) 奨学金 | | | |
| 33 | 本 2 5 具 3 9 | 育英会の大学奨学金は十分といえないまでも、生徒たちを励まし、教育を保障するもの。削減分の日本育英会での枠拡大を国に求めるとともに、進学を断念している子供たちに道を開く施策を希望する。また、すでに応募している生徒を考えれば今年度の秋からの募集は継続すべき。 | 府育英会の奨学金制度については、教育の機会均等と公立、私立を問わない、より自由な進路選択を保障する重要な制度と位置付け、国の日本育英会との役割分担を基本に、大学等の奨学金事業を廃止し、高等学校等の奨学金を充実させる方向で、改正を検討しています。具体的には、高等学校等授業料軽減助成制度などとの併用により、修学に際し、授業料以外に必要な教育経費も考慮した貸付額の設定や選択制の導入、また、入学資金についても、国公立大学も対象とするなど、14年度実施に向け、全国的にも優れた制度となるよう抜本的な改正に努めてまいります。また、大学等の奨学事業の廃止に伴い、日本育英会に対しまして、成績条項の撤廃、貸与額の引き上げ、貸付枠及び無利子枠の拡大とともに、入学時に必要となる資金の貸付制度の創設など、大学等の奨学事業の充実について、これまで以上に要望活動を強めているところです。なお、府育英会においては、大学等の奨学金事業の廃止に伴い、例年秋に行っています大学等の予約募集については、今年度から実施しないこととしています。 |
| 34 | | 低所得者への奨学金を手厚くすることを提案する | |
| (11) 教員定数(単独加配) | | | |
| 35 | 本 2 5 具 4 0 | 35人学級など少人数学級編成の実現、同和・障害児教育への配慮、安全・安心な学校運営、国際化等の時代への対応、個を生かすきめの細かい教育など学校現場で山積している教育問題へ対応しなければならない状況にもかかわらず、実習助手も含めた加配教員の全廃や教職員定数については削減すべきでない。むしろ新規採用を増やし、年齢構成バランスにも配慮した教職員の増員をすべきである。また、特色づくりなどをすすめるためにも単独加配教員は必要である。 | 教職員定数については、これまでも現行の教育水準を維持することを基本に適切な配置を行ってきたところです。今回の計画では、厳しい財政状況ではありますが、本府の教育課題の状況等を踏まえ、より良い学校教育が行えるよう、国の改善定数を最大限確保する中で府単独加配教員を全廃するなど、適正な定数管理に努めてまいります。なお、新規採用については今後の退職動向と児童生徒の動向等を踏まえ計画的な採用に努めています。 |
| 36 | | 人員削減、学校数の減は教育に一番必要なゆとりをなくす。 | |

| | | | |
|-------------------|----------------|---|---|
| 37 | 本 2 5 具 4 0 | 加配教員等の教職員の削減については単に行うのではなく、府費に昇給は55歳でストップし、若い講師を増やすとか、実態に見合った配置、授業対応でない加配や府独自研究事業対応加配は最低限維持するなど工夫すべきではないか。 | 府単独加配の削減にあたっては、教育課題への対応等を踏まえつつ、国措置定数を最大限確保して、学校毎の実態やその取組状況に応じた適切な人員配置を行っていきたく考えています。 なお、55歳昇給停止については、本年4月から施行しており、また、教員の年齢構成の平準化等を図る観点から新規採用者数の拡大にも努めています。 |
| 38 | 本 2 5 具 4 0 | 府は教員が多すぎる。 | 小中学校及び府立高校の教員数は、教育の機会均等を図る観点から、法律によって標準として配置すべき定数が定められています。 府では、教員定数について、これまで法律に基づく国措置定数に加え、府単独配置教員を措置してきたところですが、今回の計画では、国の改善定数を最大限確保しつつ、府単独加配を全廃することとしました。 |
| 39 | 本 2 5 具 4 0 | 教員については、基本的に減らすべきではないと思うが、複数の教員を配置する理由が明確でない。クラス替え(その時間ごとに)とか、工夫する余地がある。(一般の企業ではどこでもやっている。) | 教員定数については、児童・生徒数を基本として法律に基づきその標準が定められています。また、本年度から、国全体として基礎学力の向上ときめ細かな指導を目指して、少人数による授業などが行えるような定数改善計画がスタートしたところです。 本府においても、この国の定数改善計画による定数を最大限確保し、学校教育の充実に努めていきます。ご指摘の件は一例として、例えば小中学校で児童・生徒の学習に遅れが生じやすい理科や算数(数学)などの授業に複数の教員が関わることで、子どもの学習理解を深めようという趣旨などの配置例があります。 |
| (12) 定時制高校 | | | |
| 40 | | 定時制の学校給食は、生徒の健康維持、家庭状況への配慮、経済的な問題にも意義があり、その時間も精神的によい効果がある。また生徒指導など教育的観点からも有意義であり、学業を続けていく上で不可欠である。これを廃止し、補食化へと見直すことは教育条件の切り下げとなり、退学者や問題児が増えかねない。完全給食廃止は撤回すべきである。 | |
| 41 | | 学校給食を完全給食から補食給食へ見直すとしているが、法の趣旨や他府県の状況、これまでの経緯などから、是非、撤回してほしい。(また、現在、補食給食しか実施していない学校も、完全給食に移行してほしい。) | |
| 42 | 本 2 5 具 4 0 | 定時制高校の完全給食の見直しにあたっては、その意義を十分に考慮し、安い食堂業者に入ってもらうとか、仕出し弁当にするとか工夫をして、生徒の経済的状況に応じた負担により、まともな食事が供給されるシステムは残すべき。 | 定時制高校の学校給食は、「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」に基づき実施しており、義務教育諸学校での給食が教育としての性格をもつと考えられているのに対して、もっぱら生徒の健康に重点が置かれ、仕事を終え空腹のまま学校に通う生徒の健康上の問題から給食を提供するものです。 今日産業の構造的変化や生徒を取り巻く社会環境の変化等により、生徒の実態も多様化し、制度発足当時とは異なった様相が生じてきていることから、現行の完全給食を見直すものです。 |
| 43 | | ダム建設などのプロジェクトの廃止、議員定数の半減や行政委員や審議会委員などをボランティアにするなど、他の無駄と投資や経費削減を行い、定時制高校の完全給食の継続、拡大を行うべきである。また、学校給食の見直しに関し、教育委員会は悪質な情報かくしをおこない、府民を誤った認識へと誘導している。又、定職にかわりパート・アルバイトも90日以上なら有職生徒と認定していることもかくしている。 | データについては、1年生の時点でできたところで働いている又は家業に従事している割合を引用しています。これは、定時制が働きながら学ぶ勤労青少年の就学の場として設置されたことから、入学時において就労している割合が適切であると考えたためです。 なお、パートタイムやアルバイトに従事している状況も把握していますが、これらの捉え方については、今後、分析する必要があるため、素案では記載しておりません。 |
| 44 | | 定時制の完全給食の見直しは、教職員の一律カットを率先して行ったのちに提案すべき。 | |
| 45 | | 定時制高校の給食の見直しは地域の小売業者の倒産も生じさせる。平均一校あたり10業者が不況に追いやられる。 | |
| 46 | 本 2 5 具 4 0 | 高校への進学率が低かった過去との比較や現在の志願率を理由に、抜本的な定時制課程の改革をすすめるのは反対である。 | 現在、夜間の定時制課程の状況は、勤労青少年をはじめ、様々なニーズを有する人たちの就学の場となっています。 このため、夜間定時制課程のあり方については、学校教育審議会の中間答申の趣旨を踏まえ、同審議会の専門部会で審議していただくこととしています。 |
| (13) 府大学 | | | |
| 47 | | 府立大学の魅力向上のため、映画製作や娯楽施設のデザインなど先端感性工学経営学科の創設や、既存学部でも研究開発分野との連携を強めるなど各学部において充実を図っていくべき。女子大学を吸収すべき。 | |
| 48 | 本 2 6 具 4 1 | 少子高齢化の現在、存在意義のない府立大学は廃止すべきである。 | 外部有識者で構成する「府大学のあり方検討会議」(平成13年2月設置)の「中間とりまとめ」(平成13年8月)において、府大学は、「産業再生をめざす分野」「安心をめざす分野」に力点を置くべきとされており、今後、ご指摘の点も踏まえ、時代の要請にあわせた、魅力ある大学づくりをすすめていきます。また、公立女子大学については、本「中間とりまとめ」において、公立により事業を実施するに値する積極的意義を見出しにくくなりつつあるとされており、府としては、本年度末の最終報告をもとに幅広い議論を踏まえて「府大学の改革基本計画」を策定し、これに基づき、本格的な大学改革をすすめていきます。 |

| | | | |
|----------------------|----------------|---|---|
| 49 | 本 2 6 具 4 1 | 世界的にこれについては一番、他の国の大学よりもすすんでいる、という大学をつくってほしい。 | 外部有識者で構成する「府大学のあり方検討会議」の「中間とりまとめ」において、府大学は「他にはない強みを発揮する大学」として、分野の重点化、特色づくりをすすめていくことが必要とされており、今後、ご指摘の趣旨も踏まえ、時代の要請にあわせた、特色ある大学づくりをすすめていきます。 |
| 50 | 本 2 6 具 4 1 | 受験地獄、勉強しない大学生に対する対策のため、入学試験をなくし、勉強しないものは退学させるという方式を府大学から採用すべきである。 | 外部有識者で構成する「府大学のあり方検討会議」の「中間とりまとめ」において、府大学は「入りやすく出難い大学」として、入学者選抜の多様化や卒業判定の厳格化などを図るべきとされており、今後、ご指摘の趣旨も踏まえ、時代的な要請にあわせた、本格的な大学改革をすすめていきます。 |
| (14) 看護大学 | | | |
| 51 | 本 2 6 具 4 1 | 看護大学と千里看護専門学校を廃止し、新しい大学にリハビリテーションができるのはよし。通信教育などの実施も。 | 職務の性質上、実習に重点をおいた教育内容になるため、通信教育の実施は困難であると考えています。 |
| 52 | 本 2 6 具 4 1 | 府立看護大学短期大学部臨床検査学科を発展させ、4年制大学にすることが必要。民間では将来的に対応できないことが予測される大学教育としての臨床検査教育については、まさに大阪府が事業を継続し発展させる対象である。 | 府立看護大学については、医療の高度化や複雑・多様化、少子高齢化社会の様々な課題に対応できる資質の高い看護・医療専門職の育成機能を強化するため、再編整備を行うこととしています。臨床検査学科については、臨床検査技師の医療機関における従事者数が平成6年以降3,200人前後で推移していることなど、医療現場での需給状況等を考慮し、今後の養成は国立大学や民間等他の養成機関に委ねることとしています。 |
| (15) 小中学校通学区域 | | | |
| 53 | 具 4 2 | 小・中学校の通学区域については、越境問題、序列化、ひいては統廃合につながるという観点から通学区域は現状を維持されるべき。 | 平成10年に出されました大阪府学校教育審議会の答申において、「現在の通学区域制度については、当面これを堅持することが望ましい」とされています。 通学区域制度のあり方については、現行の制度を維持しながら、府民の視点に立って研究していきます。 |
| 54 | | 小・中学校の通学区域については、各家庭の考え方に基づいた義務教育を受けることができるなど選べる制度がいい。また府の強い適切な指導をしてもらいたい。 | |
| (16) 私学助成 | | | |
| 55 | 具 4 3 | 公私間格差の是正等、私学に関する助成の充実を図るべき。 | 私学助成につきましては、私立高校について国基準を上回る経常費助成を行うとともに、私立高校等授業料軽減助成について、保護者負担の公私間格差の現状等を踏まえ府民のより自由な進路選択を支援するため、平成13年度入学生から、低所得者層に重点をおいて助成額を大幅に増額したところです。 また、私立幼稚園につきましては、経常費助成の充実と、府と市町村との役割分担のもと、保育料軽減助成の見直しを行う一方、3歳児就園促進や子育て支援に向けた助成の充実を図ったところです。 今後とも、教育条件の維持向上や保護者負担の軽減等を図る観点から、私学助成の確保に努めていきます。 |
| (17) 教育振興センター | | | |
| 56 | 具 4 1 | 教育振興センターの統合は、町教委等の業務の煩雑化、学校現場との連絡・調整や細やかな対応・相談などに影響がでるとともに、各地区の特色がなくなる恐れがあり、市町村の支援とはならないと考えられ、反対である。効率化をすすめて存続させるべきである。 | 教育振興センターの再編は、地方分権の進展に伴い、市町村教育委員会の主体性を尊重する立場から、府内7カ所の教育振興センター業務を1カ所に集中化することにより、機動性や地域性を確保しつつ、効率のかつ総合的な行政運営体制を整備するものです。 |
| (18) 教育関係その他 | | | |
| 57 | 本 2 4 | 市町が行っている自然教育施設を府が一括して運営することにより、専門性を有した職員を育成することもでき、また、多様なプログラム指導も行える。お金に代えることのできない青少年の未来を考えた計画を検討してほしい。 | 青少年が自然を体験できる施設を利用して、いじめや不登校、非行少年等を対象としたキャンプ活動に関係機関とも連携しながらモデル的に実施しています。こうした取組を今まで以上に積極的に展開するなど、複雑・多様化する青少年問題に対応する場として活用するとともに、その取組の成果を市町村の野外活動施設にも普及し、青少年の健全育成をすすめていきたいと考えています。 また、貝塚市に府立少年自然の家を設置し、自然体験学習等の専門性を有する社会教育主事を配置するとともに、先導的・現代的課題に対応するためのプログラムの開発や直接体験の機会を提供しています。 今後とも、プログラム開発・提供を通して、市町村への普及や学校との連携を深めるとともに施設の効率的な運営を検討していきます。 |
| 58 | 本 2 4 | 社団法人として府教育振興公社を設立し、効果的・効率的な高校教育を図る。 | 府立学校の事務など管理業務については、今後、事務のIT化や集中化、アウトソーシング化など業務の効率化、省力化を行うことにより、定数削減を行うこととしています。また、新たに出資法人を設立することについては、この計画の中で出資法人の削減目標をもっているところから、困難であると考えていますが、今後とも効率的な学校運営を行うために様々な方策を検討していきます。 |

| | | | |
|----|------|---|---|
| 59 | 本 24 | 体験労働の導入、小中学教科書の府民負担の半額などを提案する。 | 府教育委員会では、豊かな職業観・勤労観を育むとともに、主体的な進路を選択する能力・態度を育成するため、夏休み期間などを利用した、高校生のインターンシップを推進しています。府立高校においては、平成13年度に25校1,247名の生徒がインターンシップに参加しました。また、小中学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、全額を国から支出されているところです。 |
| 60 | 具 41 | 学校の空き教室を高齢者や未就学児、また障害児学童などによる有効活用をすべきである。 | 少子化にともない生じてきた余裕教室の活用については、地域のニーズに応じて福祉的な活用などに取り組まれつつあるところです。府立高等学校の余裕教室等の活用にあたっては、行政の福祉化の観点を踏まえた上で、地域のニーズに応じた取組がすすめられるよう「余裕教室等活用指針（仮称）」の策定をし、開放を推進するとともに、その成果の普及を通して、小中学校についても余裕教室の開放が一層拡大されるよう努めていきます。 |

< 『府民とともにオール大阪で』文化を振興 >

| 通番 | 該当箇所 | 計画素案に対する意見 | 府の基本的な考え方 |
|-------------------------|------------|--|--|
| (19) 文化振興 | | | |
| 61 | 本24 | 文化の振興なくして大阪の再生はありえない、というスローガンで貫いてほしい。(今まで以上の支援を行うことを望む。) | 民間、市町村等との役割分担を行いながら、互いに知恵を絞って、すすめていきたいと考えています。現在、学識経験者などによる「大阪府文化懇話会」において、大阪における文化振興のあり方について、議論していただいております。今年度末に提言をいただく予定です。それらを踏まえ、今後、具体的な文化振興の行動計画にもなる「文化振興アクションプラン」を策定します。 |
| 62 | 本24 | 今後大事なのは、大阪の風土・文化であり、それを引き継いでいく青少年の育成には大きな投資が必要である。 | ご指摘のとおり、活力ある大阪の再生を図るために、大阪のよき風土や文化を今後とも大切にしなければならぬと考えます。また、そうした文化を引き継ぐのみならず、新たな大阪の文化を創造する担い手という観点からも青少年の健全育成や人づくりは重要です。今後とも限られた財源を効果的に活用して、大阪の人づくりに努めていきます。 |
| 63 | 本24 | 国際都市・大阪として発展していくための最も大切な基盤となる人材育成のために、教育・文化活動又はこれらの施設(国際児童文学館・上方演芸資料館)の存続とさらなる充実を望む。 | 上方演芸資料館については、大阪の伝統文化に係る関係資料の保存・展示機能に重点化しつつ、運営費の縮減を図る観点から、施設のあり方を見直します。また、国際児童文学館については、内外の貴重な児童文学資料の保存・活用機能を維持しつつ、児童文学の研究機関としてのあり方の観点、立地についての費用対効果の観点などから、施設のあり方について検討してまいります。なお、今年度内にすべての公の施設について、そのあり方や当面3ヵ年の施設ごとの費用節減・利用拡大などの達成すべき数値目標を具体的に定めた「改革プログラム」をとりまとめ、公表します。 |
| 64 | 本24 | ワッハ上方、青少年会館、国際児童文学館などの見直しは文化に対する政治としての圧力。文化を軽視する行政、政治は疑問。 | 今回の公の施設の見直しは、市町村や民間で同様の施設が充実してきたものや、府民のニーズが薄れてきたものについて、「今も府民のニーズに対応しているか」、「府が運営すべき施設か」、「コストに見合った効果はでているか」、などの観点から見直すものです。例示されている「ワッハ上方」についても大阪の伝統文化の保存・展示機能に重点化しつつ、その運営費の縮減を図るといった観点から、施設のあり方を見直しを行うものです。なお、今年度内にすべての公の施設について、そのあり方や当面3ヵ年の施設ごとの費用節減・利用拡大などの達成すべき数値目標を具体的に定めた「改革プログラム」をとりまとめ、公表します。 |
| 65 | 本24 | 文化振興は当然のこと。行政の公的責任を果たさず、民間やNPO、市町村に肩代わりさせるのは反対。広域的で中核となる芸術文化施設の建設を最優先に取り組むべき。 | 文化の振興なくして大阪の再生はありえないと考えていますが、これからの大阪の文化振興は、府が、民間・NPO・市町村などと力をあわせオール大阪で取り組み、みんなで文化を育てる土壌をつくっていくことが大切です。単に財政難という理由により「市町村・民間・NPOに肩代わりさせる」という発想からではありません。芸術文化施設については、今、大阪に本当に必要な施設は、どのような施設なのか、他の既存施設で代替できないのか、また誰(国・府・市町村・民間)が整備することが望ましいのか、ということ幅広く検討していくべきと考えています。 |
| 66 | 本24 | 文化は保護がないと維持、発展はむずかしいが、公的に維持していくことが困難であり、民営化していくのであれば、ある程度時間をかける必要がある。 | 官と民の役割分担を含め、今後の文化振興のあり方については、学識経験者などによる、「大阪府文化懇話会」で議論していただいております。今年度末にいただく予定の提言を踏まえ、府民の皆様をはじめ、幅広い分野の方々のご意見をお伺いして、平成14年度には具体的な行動計画である「大阪府文化振興アクションプラン」を策定します。 |
| 67 | 本24 | 庶民まで手応えを感じる目玉が見えない。「文化薫る魅力ある大阪づくり」を、30年50年の大系として打ち出すことが重要課題ではないか。 | 文化振興は、長期的な視点で行っていくことが大切であるというご指摘のとおりです。官と民の役割分担を含め、今後の文化振興のあり方については、学識経験者などによる、「大阪府文化懇話会」で議論していただいております。今年度末にいただく予定の提言を踏まえ、府民の皆様をはじめ、幅広い分野の方々のご意見をお伺いして、平成14年度には具体的な行動計画である「大阪府文化振興アクションプラン」を策定します。 |
| 68 | 本26 具44 | 府はあまりにもイベント事業が多い。これらを見直すべき。 | 行政施策の遂行や周知、啓発、意見聴取のため必要なイベントについては、行政評価システム等によりその必要性や効果について精査してまいります。 |
| (20) センチュリー交響楽団等 | | | |
| 69 | 本26 具44 | 財政削減対象を大阪センチュリー交響楽団など長い時間をかけて育てなければならない文化事業に向けることは納得できない。 | センチュリー交響楽団については、補助のあり方を見直すことにより、楽団の自立的経営を促進しようとするものです。文化振興に対する基本的スタンスは、しっかり備える必要はありますし、そのことは、この計画にも位置付けてありますが、楽団自らにも努力いただく中で、どのように支援していくかを考えることが大切です。 |

| | | | |
|----|----------------|---|---|
| 70 | 本 2 6 具 4 4 | センチュリー楽団の前身は大阪府音楽団であり、運営責任は府にある。財政難にあっても、その責任から補助金を削減すべきではない。 | センチュリー交響楽団の運営は文化振興財団が行っており、運営責任は第一義的には財団にあります。ただ、オーケストラの運営は公的支援なくしては維持できないものであるため、府として引き続き支援していくこととしていますが、楽団がより自立的に運営されるために、その補助のあり方を見直すこととしています。 |
| 71 | 本 2 6 具 4 4 | センチュリー楽団ができる限り自立的経営を目指し努力することは言うまでもないが、府の補助も不可欠。演奏水準の維持向上やオーケストラの持つ機能を勘案の上、引き続き必要な補助を行うことを望む。(世界的に有名なオーケストラは、強力な財政支援や地元のバックアップのもと、長い期間をかけて完成されてきた。) | 補助のあり方を見直し、センチュリー交響楽団の自立的経営を促進することにより、楽員が一層プロ意識をもって取り組み、演奏技術の向上が図られることを期待しています。外国と日本とでは、オーケストラを取り巻く環境が異なるので、単純な比較はできません。 |
| 72 | | センチュリー楽団は在阪オーケストラとは設立意義が異なり、一概に比較するのは無意味。今後担っていくであろう役割をもう一度認識し、再考を強く求める。 | |
| 73 | 本 2 6 具 4 4 | 大阪センチュリー交響楽団への補助削減案は、「文化の振興なくして大阪の再生なし」とするコンセプトにまったく矛盾し、「府民とともにオール大阪で」というスローガンとも相反するもの。補助削減案には絶対に反対。 | 厳しい経営を余儀なくされているオーケストラが多い中、府民の幅広い支持を得て、大阪の音楽文化の振興を図るためには、在阪オーケストラ全体の振興策を図るとともに、センチュリー交響楽団に対する補助のあり方を見直すことが必要です。このため、他の在阪オーケストラとの比較は不可欠です。今回、補助のあり方を見直すことにより、センチュリー交響楽団の一層の自立的経営を促し、引き続き、裾野拡大のための活動など、公的支援を行うにふさわしいオーケストラとしての役割を一層担うことを期待しています。 |
| 74 | | 府の楽団だからこそできる方面の活動をもっと増やしていけば、存続の方法もあるのではないか。 | |
| 75 | | センチュリー交響楽団に自立を促し、同楽団に対する補助金を大幅に削減して他のオーケストラ並にすべき。補助金を出さなくとも公演の宣伝協力など、援助の方法があると思う。 | |
| 76 | 本 2 6 具 4 4 | 国際都市・大阪として、文化面の顔となる世界レベルのオーケストラは必要であるが、現在のセンチュリー楽団がその役割を果たせるかは疑問。既存のオーケストラの中に、育成するに足るオーケストラがあるのではないか。 | センチュリー交響楽団は、質の高い演奏活動を行うことにより世界の一流オーケストラを目指すことを目標に掲げ、努力してきました。これまでも専門家から、高い技術的評価を得ており、国際都市・大阪の顔としてのオーケストラとなりうる素質は備えていると考えています。また、他の在阪オーケストラもみな、それぞれ質の向上を目指して努力している中、府民の幅広い支持を得て、大阪の音楽文化の振興を図るためには、府として特定のオーケストラだけを支援するのではなく、在阪オーケストラ全体の振興策を図っていくことが必要です。 |
| 77 | 本 2 6 具 4 4 | 大阪フィルハーモニーについては、大阪で一番の実績、伝統、実力があり、大阪の文化水準の維持のためにも助成を引き下げず、強化してほしい。 | 今回の計画では、センチュリー交響楽団に対する補助のあり方を見直しと併せて、大阪の音楽文化の振興を図るため、在阪オーケストラ全体の振興策を検討することとしています。他のオーケストラに対する支援のあり方についても、その中で検討していきたいと考えています。 |
| 78 | | センチュリー以外の在阪の交響楽団をさらに向上させるよう、大幅な補助金の増額が必要である。 | |
| 79 | | 伝統と実績のあるオーケストラに対してより多く補助金を出すべき。 | |
| 80 | | 大阪フィルハーモニー交響楽団を基盤とした世界的に通用するメジャーオーケストラに再編すべき。より優れた演奏を提供し、大阪の国際的文化イメージを高めれば、文化助成に対する府民の理解が得られる。 | |
| 81 | 本 2 6 具 4 4 | 大阪市内にプロのオーケストラが4つもあり、それを支えるのは無理。センチュリー交響楽団を大阪府と他の自治体が共同運営するなど改編する。団員を常勤、非常勤で構成し、運営費を下げようになればどうか。 | センチュリー交響楽団を含む在阪オーケストラに対する支援については、今後、そのあり方や手法について、オール大阪で考えていく必要があります。また、センチュリー交響楽団の運営体制については、今後、楽団が自立的経営を行う中で、自らより良い方向性を見出すことを期待しています。 |
| 82 | 本 2 6 具 4 4 | 府と市が協力して府民、近畿、西日本のシンボルにふさわしい楽団を集中して維持、育成してほしい。 | センチュリー交響楽団を含む在阪オーケストラに対する支援については、今後、そのあり方や手法について、オール大阪で考えていく必要があります。 |
| 83 | | センチュリーを大阪フィルに併合させ、垣根を越えた強力なサポートシステムを構築する。その上で、真に「おらがまちのオーケストラ」にすべき。 | |
| 84 | 本 2 6 具 4 4 | 具体的取組編に掲げる在阪オーケストラへの公的助成の比較表については、各オーケストラの設立経緯等の違いをよく知らない府民に対し、誤解を招く可能性が大きいと、計画案の策定時には削除すべき。比較するならば、東京交響楽団や京都市交響楽団等の自治体運営のオーケストラとすべき。(比較表については、寄付金の有無が掲載されていないため、判断材料にならない) | 具体的取組編 44 ページに掲載した比較表については、公的助成を客観的に示したものです。厳しい経営を余儀なくされているオーケストラが多い中、府民の幅広い支持を得て、大阪の音楽文化の振興を図るためには、在阪オーケストラ全体の振興策を図るとともに、センチュリー交響楽団に対する補助のあり方を見直すことが必要です。このため、在阪オーケストラとの公的な支援状況の比較が必要です。 |

| (21) ワッハ上方 | | | |
|-------------|------------|---|--|
| 85 | 本26 具44 | 上方演芸資料館の演芸ホールについては、運営主体がどう変わろうとも、公的運用の方針は堅持すべき。また、レッスンルームは演芸を志す若手の勉強会のメッカ的存在であり、絶対、後退させるようなことがあってはならない。 | 上方演芸資料館の演芸ホール等については、現在の利用実態を踏まえ、府立施設として維持する必要性を検討するなど、施設のあり方を見直し、運営費の縮減を図っていきます。 なお、上方演芸に関する資料の保存・展示については、今後も継続して実施する必要があると考えています。 |
| 86 | 本26 具44 | 上方演芸資料館については、家賃が膨大。即刻全廃し、新しいやり方を考えるべき。 | 上方演芸保存振興事業の基本理念は、大阪の貴重な文化的財産である上方演芸に関する資料を良好な状態で保存し、将来に向けて体系的に残すことにあります。これらの資料は、多くの方々の善意により寄贈を受けたものであり、府民の信託に応えるためにも、今後も継続して資料の保存・展示機能の充実を図る必要があります。資料の保存・展示機能以外の施設機能については、運営費の縮減を図る観点から、あり方を見直すこととしています。また、家賃については、貸主に対して減額を申し入れているところです。 |
| 87 | 本26 具44 | ワッハ上方は吉本興業に任せる。 | 上方演芸保存振興事業の基本理念は、大阪の貴重な文化的財産である上方演芸に関する資料を良好な状態で保存し、将来に向けて体系的に残すことにあります。 これらの資料は、多くの方々の善意により寄贈を受けたものであり、府民の信託に応えるためにも、同事業については、今後も継続して府が行う必要があると考えています。 |
| 88 | 本26 具44 | 上方演芸資料館は早急に処理しないと負債はふくれるばかり。稼働率を100%にしても返済不可能ならば撤退すべき。資料の保存・展示機能だけなら移転したほうがよい。 | 現在の場所は、有識者、演芸人、マスコミ関係者等で構成された「上方演芸保存振興検討委員会」の「上方演芸ゆかりの地」に設置することが望ましいという提言に基づくものです。 したがって、施設のあり方を見直しによる運営費の縮減に努めていきたいと考えています。 なお、「資料の保存・展示機能」以外の施設機能である演芸ホール及びレッスンルーム等の必要性については精査していきたいと考えています。 |
| 89 | 本26 具44 | 上方演芸資料館は、賃貸料を軽減できるよう場所の移転を検討する。資料展示と研究資料保管中心にし、エンターテインメントから学術性の強いものにして、市のスペース(大阪城内、廃学校など)を活用。演芸ホールは切り離して引受手がなければ廃止する。展示の企画・運営をNPO化する。 | 現在の場所は、有識者、演芸人、マスコミ関係者等で構成された「上方演芸保存振興検討委員会」の「上方演芸ゆかりの地」に設置することが望ましいという提言に基づくものです。 したがって、施設のあり方を見直しによる運営費の縮減に努めていきたいと考えています。 賃借料についてはこれまでも家主に対し減額の申入れを行っており、軽減に努めていきたいと考えています。 また、資料については、多くの方々の善意により寄贈を受けたものであり、府民の信託に応えるためにも、保存・展示は、今後も府が直接行う必要があると考えています。 演芸ホールについては、民間との役割分担や費用対効果の観点から、改めてそのあり方を見直していくこととしています。 |
| 90 | 本26 具44 | 上方演芸資料館については、早急に処理すべき。吉本会館の近くなので、若手上方演芸を格安で見られる場所、素人の発表の場など、形を変えてはどうでしょうか。 | 上方演芸資料館については、「資料の保存・展示機能」に重点化しつつ、運営費の縮減を図る観点から施設のあり方を見直すこととしています。 「資料の保存・展示機能」以外の機能である演芸ホール等については、民間との役割分担及び費用対効果などを踏まえて、あり方を見直ししていきたいと考えています。 |
| 91 | 本26 具44 | 上方演芸資料館は何とかして残してほしい。運営コストに占める家賃が高すぎるので家主と交渉して値下げできないか。 | 上方演芸資料館については、「資料の保存・展示機能」に重点化しつつ、運営費の縮減を図る観点から施設のあり方を見直すこととしています。 なお、賃借料については、貸主に対し減額の申入れを行っているところです。 |
| (22) インターハイ | | | |
| 92 | 本26 具44 | インターハイのみならず、国体派遣についても考慮すべき。府の代表者の派遣が苦しいなら参加をやめたほうがよい。参加費を出すのが苦しいのは、将来の展望もなく学校や教員の数を増やすなどの失政であり、そのツケを府民に押し付けるべきでない。 | 国民体育大会等全国的な競技会における本府選手の活躍は、府民のスポーツの振興に寄与することから、大阪府は従前から、大阪体育協会が行う国体派遣事業に対して、予算の範囲内で補助を行ってききましたが、府が果たすべき役割を明確にしながら、競技団体等の負担のバランスを考慮し、補助率の見直しを行いました。 体育協会においても、経済的基盤の確立方策について検討をしながら、組織強化を推進しているところです。 |

▶都市が元気

<『民の力が存分に発揮できる』産業基盤づくり>

| 通番 | 該当箇所 | 計画素案に対する意見 | 府の基本的な考え方 |
|-------------|------------|--|---|
| (1) 産業基盤づくり | | | |
| 1 | 本27 | りんくうタウンを免税地区とし、また、カジノを設けるなどして、大阪経済を活性化できないか。 | <p>「免税地区」については、法律の改正や制定が必要となるなど、現在の法体系の下では、その実現には多くの課題があります。</p> <p>りんくうタウンにおいては、企業活動を支援するため、「大阪府産業集積促進地域」に指定し、府の企業誘致促進税制（不動産取得税の2分の1軽減）と地元泉南市の固定資産税等の2分の1相当額の軽減が受けられることになっています。</p> <p>また、国に対しては、F A Z法（輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法）の拡充による民間施設立地に対する諸税の軽減措置やベイエリアなど一定の指定地域における外国及び外資系企業の対内投資に関する税制上の支援措置や補助金制度の創設・拡充を要望していきます。</p> <p>次に、「カジノ」については、観光産業の振興や経済波及効果などの観点、また雇用創出効果の面から、ひとつのアプローチであると考えられます。</p> <p>ただ、我が国においては、刑法上は賭博行為は禁止されているという法制度上の問題（競馬、競輪等は特別法により合法化）や、倫理的な抵抗感、教育上の問題などの課題もあります。</p> <p>府として今後、都市を元気にするいろいろな方策を検討していきたいと考えています。</p> |
| 2 | 本27 | 企業や大学との連携をすすめてはどうか。 | <p>「都市が元気」な大阪づくりにおける府政の役割として、「民の力が存分に発揮できる産業基盤づくり」に向けて、大阪TLO（技術移転機関）の整備をはじめ、企業や大学・試験研究機関などの産・学・官の連携のもとで、技術移転のシステムづくりをすすめることとしています。</p> |
| 3 | 本27 | 大阪再生の主役は産業、中小製造業の元気にあるのではないか。大阪再生にとってここ3年の取組は極めて重要。国の構造改革という追い風もあり府民の理解も得られやすく千載一遇のチャンス。慎重かつ大胆に挑戦して所期の目標を達成されることを望む。 | <p>大阪産業の危機的な状況を克服するため、昨年9月、官民一体となった具体的な行動計画として、「大阪産業再生プログラム(案)」を策定し、府内中小企業の活力再生、新たな産業分野の創出、魅力ある都市の創造を3つの柱として、大阪産業再生に向けた道筋を示すとともに、プログラム(案)記載事業について具体化を図っているところです。</p> <p>今後、第三者機関として設置したプログラム評価委員会での評価を得ながら、プログラム施策の効果的な実行に努め、大阪産業の再生を図りたいと考えています。</p> |
| 4 | 本27 具45 | 産業技術研究所は独立行政法人化でなく、常に中小企業との交流・研究者の相互交流が図られ、潜在的利用者の声が反映できるよう整備を行うべき。試験・相談業務と関係のない基礎研究への集中が想定される任期付研究員の導入は反対。 | <p>産業技術総合研究所は、これまで、中小企業者が有する技術課題に対する技術指導や材料試験、受託研究さらには研究成果の移転を通じて、府内中小企業の経営革新や新事業展開を支援してきました。</p> <p>今後、社会ニーズの変化に適切に対応して、こうした公設試験研究機関の機能がより効果的・効率的に発揮されるよう、研究分野の重点化や任期付研究員の導入を含めた組織の効率化、独立行政法人化の検討をすすめるものです。</p> |
| 5 | 本27 | 府内の中小企業の新たな企画への奨励と支援をすすめ、それに向けたプロジェクト設立・人材育成に積極的であるべき。 | <p>新たな技術や経営ノウハウを活用して、新規事業展開を図ろうとする中小企業に対して、中小企業創造活動促進法や経営革新支援法に基づき、事業計画に対して認定（承認）を行った上で、資金、技術、経営、人材面からの総合的な支援を行っています。</p> |
| 6 | 本27 | 中小企業が不安なく資金調達できるよう、地域で集められた資金を地域に還流する仕組みを作るべき。 | <p>本府においては、中小企業の信用力を補完するとともに、中小企業に低利の事業資金を供給できるよう、信用保証制度を活用した「大阪府制度融資」を実施しています。</p> <p>同制度の実施に当たっては、保証協会が金融機関に中小企業への融資をあっせんする方式をとり、府内中小企業への資金調達がより円滑に行われるよう努めています。</p> |
| 7 | 本27 | ベンチャー企業への融資のための、民間機関の実現に努力すべき。 | <p>府では、ベンチャー企業への民間からの資金供給が円滑に図られるよう、財団法人大阪産業振興機構を活用して、投資に係る資金のベンチャーキャピタル等への預託や融資への債務保証を実施しています。</p> <p>また、地域の幅広い投資家層が株式未公開のベンチャー企業に投資できるインフラを構築し、府内ベンチャー企業への資金供給を図るため、会社型投資信託方式によるエンゼルファンドを設置します。</p> |
| 8 | 本27 | 資源のない府では、観光に力を注ぐべき。 | <p>観光の振興については、この計画の「将来の府政の役割」や「大阪産業再生プログラム(案)」に記載しているところであり、大阪の豊富な歴史・文化資源やユニバーサル・スタジオ・ジャパンをはじめ様々な観光資源を活用して、より多くの方々を大阪へ呼び込むための事業展開をすすめます。</p> |

| (2) 海外事務所 | | | |
|------------|-------------------|--|---|
| 9 | 本28 具45 | 海外事務所のうち、シンガポール、上海は、大阪市と重なっているため、共同設置は当然すすめていくべき。 | シンガポール、上海事務所については、大阪市との協議を行い、共同設置をすすめます。 |
| 10 | 具45 | 大阪市と協働化するシンガポール・上海事務所を除き、費用対効果から見て海外事務所は全廃すべき。 | 海外事務所は、外国企業の府内への誘致や観光魅力のPRなど、大阪プロモーションの拠点として設置しているものであり、今後、そうした機能を強化するため、業務の委託化等効率的な運営に努めます。 |
| (3) 貿易専門学校 | | | |
| 11 | 本28 具45 | 貿易専門学校については、民間の専修学校でも対応可能であり、廃止やむなし。産業技術総合研究所、産業開発研究所は、具体的にどういう仕事をして、府民のためにどれだけ役になっているのか見えにくい。 | 貿易専門学校については、民間教育施設の充実を踏まえ、公設の専門学校としては一定の役割を終えたことから、平成16年3月末を目途として廃止します。 府立産業技術総合研究所は、府内中小企業が有する技術的課題解決のための技術指導、材料試験等を行うとともに、民間企業との共同研究等による新たな技術開発を行い、企業への移転を行うことにより、創業、新産業の創造を促進します。 産業開発研究所は、景気状況や府内の産業構造の分析、今後の産業動向など経済・経営に関する調査研究事業、中小企業の経営に関する支援事業等を通じて、大阪の産業・経済の発展と中小企業の振興に努めています。 |
| 12 | 本28 具45 | 大学や民間のビジネススクールでは補えない層の需要に応え、求人需要にも適合する貿易専門学校は存続させるべき。 | 貿易専門学校については、国際ビジネス人材育成を目的とする私立の大学や専修学校が充実したことや、少子化や企業ニーズなど社会・経済情勢の変化を踏まえ、廃止を決めたものです。 |
| (4) 雇用対策 | | | |
| 13 | 本27 | 財政を絞ることで、全国よりも高い失業率がさらに上がる可能性があるが、その対策はあるのか。 | 今回の計画においては、限られた財源のもとで、府がやるべきことを厳しく選び、見直すべき施策は全面的に見直す一方で、直ちに取り組むべき課題には迅速かつ重点的に取り組むこととしています。 雇用対策については、その中心的役割を担う国並びに市町村との連携・協力を図りつつ府がやるべき施策について、重点的にすすめることとしています。 |
| 14 | 本27 | 大阪は失業者が多い。もっとしっかり雇用対策を行うべき。 | 雇用を促進するため、企業の協力を得て、求人情報フェスタおおさか2001や障害者雇用フェスタ等を開催し、求職と求人のマッチングの場を提供しています。また、新卒者、中高年齢者の雇用を促進するため、府、労働局が連携・協力して企業に対し、要請等を行っているところです。 さらに、今日の産業構造の変化など時代のニーズに即した人材を育成するため、技術専門学校などで職業能力開発を実施するとともに、企業等が行う職業能力開発に対しても支援しています。 また、野宿生活者の就労による自立を支援するため、大阪市や大阪労働局と連携し、自立支援センター入所者に対する技能講習や勤労習慣の醸成に取り組んでいます。 厳しい雇用情勢のなか、国（経済産業局、労働局等）との連携を強化し、雇用促進に向けた取組をすすめていきたいと考えています。 |
| 15 | | 企業との話し合いをもって、なんとか雇用を促進させてほしい。 | |
| 16 | | くらしが安心では、経済の弱者であるホームレスの問題、失業者の対策など、着手すべき課題はいっぱいあります。 | |
| (5) 職業能力開発 | | | |
| 17 | 本28 具46 | 職業訓練校等 多少縮小しても今までどおり残して、若い人に技術を身につけさせてほしい。 | 中高年離職者の増加など厳しい雇用情勢の中、雇用対策の一環として職業訓練の重要性は再認識されているところであり、今後の技術専門校の再編にあたって、国や民間の教育訓練機関との役割分担を踏まえながら、産業構造の変化や就業形態の変化等時代の変化にマッチした多様な職業訓練が行えるよう、訓練科目の改編も含めて検討していきます。 |
| 18 | | 技術専門校は縮小統合でなく、中小企業を支える技能者育成、自立に技能を必要とする人の支援を基本に検討すべき。 | |
| 19 | | 職業訓練校の人気のあるコースの募集人数を増やすべき。夕陽丘総合センターのMACコースも期間が選択できるようにお願いします。 | |
| 20 | | 高等職業技術専門校は、何校減らす意味なのか、内容がよくわからない。(科目の見直しも必要) | |
| 21 | 本27 本31 具55 | 能力開発夕陽丘総合センターは、雇用不安の中職業能力開発支援の観点から慎重に検討してください。 | 当センター構想については廃止しますが、厳しい雇用失業情勢を踏まえ、府民の皆様の職業能力開発を支援するために必要な機能について、既存施設の活用により、その実現方策を検討していきます。 |

| (6) 労働事務所 | | | |
|-----------|----------------|--|---|
| 22 | 本 2 8 具 4 6 | 労働事務所において、相談機能を充実し、賃金未払いの問題やサービス残業の問題に対応してほしい。そしてワークシェアリングできる社会を実現してほしい。 | <p>労働事務所では、労働相談、法制度の普及啓発など労働施策を総合的に推進するための事業を行っています。労働相談では、解雇・退職勧奨に関する相談をはじめ、賃金未払い、サービス残業に関する相談にも応じています。また、法制度の普及啓発の中では、時間短縮に関する啓発も行っています。</p> <p>雇用失業情勢の悪化に加え、労働力の流動化、雇用・就業形態の多様化など、労働者を取り巻く環境は複雑化しており、また、労使紛争の増加なども予想され、総合的な労働行政の推進への要請は増大していくものと見込まれます。</p> <p>こうした労働者を巡る厳しい状況と府の厳しい財政状況の中で、労働事務所の機能を強化するためには、現在3事務所が有している機能を一元化し、事業展開を図り、事務所の即応性、効率性を高めていく必要があります。</p> <p>なお、厳しい雇用情勢の中、労働相談機能等、今後ともより一層対応が求められる地域拠点としての役割を踏まえながら、府民サービスの低下を招かないよう配慮していきたいと考えています。</p> <p>また、府では、労働者、使用者、学識経験者及び行政の代表で構成される「大阪府産業労働政策推進会議」を設けておりますが、平成12年度の審議において、ワークシェアリングを取り上げ、労働者のニーズに応じた多様な働き方のできる社会の実現方策を提言しています。ワークシェアリングの実現にあたっては労使での十分な協議が重要であり、その周知に努めているところです。</p> |
| 23 | | 労働事務所の安易な統合は反対。地場産業の振興策など現地性を確保しながら充実の方向へ府としての責務を果たすべき。 | |
| (7) 農業振興 | | | |
| 24 | 本 2 7 具 4 6 | ほ場整備事業については、終了していくべき。多様な担い手による農空間の保全・活用については、具体的内容が示されていない。滞在型で農業体験ができる施設がほしい。 | <p>経営規模の拡大のみを目的とした「ほ場整備事業」については、平成13年度をもって終了し、今後は、市民農園や生活関連施設などと一体的・総合的に整備する手法として実施していきます。</p> <p>農業者だけでは、適切な維持管理が困難な状況にある農空間について、周辺住民と関係地域団体が連携・協働してその保全・活用を図ることが、地域社会の活性化等にも寄与するものと考えており、「ぶどう塾」・「農作業応援団」などの援農者育成や「ため池環境コミュニティ」・「棚田・ふるさとファンクラブ」などの保全活動の推進とともに、広く府民の皆様が気軽に参画できる仕組みづくりを検討していきます。</p> <p>滞在型の農業体験施設については、府内で開設されている民間の滞在型施設や観光農園など、農業と触れ合える機会・情報の提供に努めていきます。</p> |
| 25 | 本 2 7 具 4 6 | 和泉市の農用地整備は見直すべき。山くずれを心配しており、和泉コスモの二の舞になる。 | <p>農用地整備事業は、中核農家の育成や都市と農村の交流促進等を図るため、土地改良法に基づいて実施しています。</p> <p>農地造成工事における法面工事は、農林水産省の設計基準図書により法面の安定を確保し、安全な施設として造成を行います。</p> |

<『今あるものをうまく活かす』都市の再生>

| 通番 | 該当箇所 | 計画素案に対する意見 | 府の基本的な考え方 |
|---------------------|------|---|---|
| (8) 都市再生 | | | |
| 26 | 本27 | 舞洲、夢洲、USJから南港、北港を結ぶ地帯を世界的リゾート地とし、地域の活性化を図る。 | ベイエリアを含む既存市街地の再整備と都市機能の強化について、これまで蓄積してきた社会資本を活かして、都市・大阪の再生をすすめていきます。 |
| 27 | 本27 | アジアとの交流をすすめるため、関空や埋立地を活用しやすくしてターミナル的な役割を担うべき。 | 本府は、地理的・歴史的つながりの深いアジア・太平洋地域を中心に海外の諸地域との交流が図られる拠点都市を目指しており、これまで関西国際空港や大阪国際会議場をはじめとした国際交流基盤・施設を整備してきたところです。今後とも、これら国際的な交流施設及び都市基盤の充実を図っていきます。 |
| 28 | 本27 | 都市再生に向けては、東京でしかできない認可等の手続を大阪でも行えるようにするなど、東京の行政機能を大阪でも果たせるようにしてはどうか。東京一極集中を防ぐには、これが最も効果的ではないか。 | 都市再生のため、大阪府が主体的・総合的に都市づくりが推進できるように、分権型社会の確立を目指し、国に強く働きかけていきます。府では、中小企業の多い産業の特性を生かせるよう、国に中小企業庁の大阪移転を働きかけているところです。 |
| 29 | 本27 | 環境の時代にふさわしい再生事業を都市再生の重点とし、府民への情報公開・合意を基本とすること。 | 都市再生への取組に関しては、国においても、我が国の都市を、文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、さらに国際的にみて経済活力にも満ちあふれた都市に再生することを基本に、内閣に設置された都市再生本部を中心として、具体的な取組がすすめられており、そのためのプロジェクト選定の対象となりうるテーマの一つとして、持続的発展が可能な社会の構築を挙げているところです。 こうした国の考え方を踏まえて、府においても、都市再生本部に対して、「経済再生」・「安全・安心都市」の形成とともに、「循環型快適環境都市」の創造を三本柱とした「大阪都市圏再生重点プロジェクト」の提案を行っています。 |
| 30 | 本27 | 大阪が魅力ある町になってほしい。そのため、公共空間における府民参加による清掃などソフト面を充実させてほしい。 | 大阪のイメージアップを図り、住んでいる人はもちろん、訪れる人にとっても快適で、安全なまちにしていくには、行政の力だけでなく、地域の住民の皆さんと力を合わせることが重要です。 今回の計画には、一例として道路や河川の府民参加による環境美化活動（アドプト制度等）への取組を記載しています。ご提言の趣旨を踏まえ、今後、府政のあらゆる分野で、府民と協働したまちづくりをすすめていきます。 |
| (9) 福祉のまちづくり | | | |
| 31 | 本27 | 高齢者や障害者をはじめ、誰もが活動しやすい住みやすいまちとなるよう、都市のバリアフリー化の推進をお願いします。 | 本府では、平成5年に全国に先駆けて「福祉のまちづくり条例」を施行し、建築物、道路、公園などの都市施設のバリアフリー化に取り組んでいます。道路や公園については、これまでも、歩道の段差解消や拡幅、ゆったりトイレの設置やらくらく1ルートの整備、公園ボランティアの育成などに取り組んできました。 また、本条例については、現在、手続きが必要な対象施設の用途の追加や規模の引下げ、基準の見直しを検討しており、今後とも、府民が自立し安心して活動できるバリアフリーな都市づくりをより一層推進します。 |
| (10) 防災 | | | |
| 32 | 本29 | 防災治水事業について、20～30年に一度程度の床下浸水の受忍、万が一の水害時の生活保障の検討、安全な大型治水プロジェクトから小規模できめ細かい治水対策・雨水貯留と利用の奨励、財政面の援助などの重点化が必要。 | 本府の治水対策は、100年に1度、1時間に80ミリ程度の雨に対応できるよう治水計画を策定し、当面、時間雨量50ミリ（10年に1度）程度の雨に対処できるよう事業をすすめています。その際、流域の特性に応じて河川改修だけではなく、校庭や公園を利用し、雨を貯めたり浸み込ませたりする対策を組み合わせた治水対策もすすめていくこととしています。 |
| 33 | 本27 | 犯罪だけでなく、地震や自然災害に強いまちづくりに取り組んでほしい。耐震診断をすすめ、地震に強いまちや住宅密集地が火災などで被害を受けない街づくりをすすめてほしい。 | 本府では、平成9年3月以降、「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」を順次指定し、防災性の向上を図るとともに、「大阪府土木部地震防災アクションプログラム」を平成10年3月に策定し、土木施設の耐震強化を図るなど、府民が安心して暮らせる「災害に強いまちづくり」に重点的に取り組んでいます。 また、「大阪府既存建築物耐震改修促進計画」及び「同実施計画」に基づき、耐震診断・耐震改修の計画的な推進を図っています。 |

| (11) 公園 | | | |
|----------------|--------------|---|---|
| 34 | 本 27 | 貴重なグリーンベルトを壊す公園より、市内に公園を増やすべき。魅力ある都市とは施設よりも自然があふれる都市空間であることを認識いただきたい。 | 本府では、公園が都市に残された貴重なオープンスペースであるという認識のもと、身近な自然とふれあえる場となるよう府営公園の整備をすすめています。また、府内市町村が、地域の個性あふれた緑豊かで、良好な環境を備えた都市の形成を図るため、「緑の基本計画」を市民とともに策定するよう指導・助言を行っています。 |
| (12) 道路 | | | |
| 35 | 本 27 | 高齢者の送り迎えにあたって、車を駐車するスペースがない。高齢者の移動を容易にする街のつくりにしてほしい。歩道の幅が狭く危険。歩道の拡幅をしてほしい。10年計画でもいいから、将来ゆったりと道路を散歩できる日を夢見ている。 | 本府では、高齢者や障害者など誰もが安全で安心して利用できるよう、歩道等のバリアフリー化を推進しています。今後は歩道等の整備状況や歩行者の利用状況等を把握し、歩道等の効果的かつ計画的な整備を推進するため、「歩道等整備計画」を策定する予定です。 |
| 36 | 本 27 | 府道の改良・維持補修などの予算に限界があり、市街地の中心部の事業がすすまないのは経済発展を阻害。市町村はまだまだゆとりがあるので、既成枠の府市役割をはずし市の予算で一定区間を整備すべき。 | 本府における府道整備については、現在策定中の「大阪府都市基盤整備中期計画」における重点化基準に基づき、優先度の高い路線について、重点投資を行い、整備を推進していくこととしており、今後とも、個々の道路の性格や整備効果などを考慮し、府・市町村の適切な役割分担のもと、事業をすすめていきます。 また、維持管理については、府道の市町村への引き継ぎなど、府と市町村の適切な役割分担を図っていきます。 |
| 37 | 本 27 | 淀川花火大会は明石の事故の影響から規制が厳しかった。混雑が予想される場所の道路整備は必要だと思う。ごみ箱も増やしたほうが良い。 | 道路整備については、費用対効果や渋滞状況などを踏まえ、今後とも、重点的・効率的に事業をすすめます。 |
| (13) 建設事業・維持管理 | | | |
| 38 | 本 29 | 無駄な公共事業は止めてください。府債は可能な限り抑制してください。 | 本府では、これまでも、必要性や緊急性、事業効果等を精査しながら、府民生活や大阪経済を支える基盤として必要な社会資本の整備をすすめてきました。 この計画においては、今後、建設事業の一層の重点化を図ることで、建設事業費の概ね10%を削減するとともに、一定規模以上の事業等については、事前評価を実施することとし、より適切な事業選択を目指しているところです。 こうした建設事業の重点化に向けた取組をすすめる中で、府債の発行についても、今後の公債費の動向を見極めつつ、計画的に行うよう努めていきます。 |
| 39 | 本 27 具 56 | 施設の新設は止め、維持管理をしっかりとやるべき。古いものを取り壊すのではなく、メンテナンスをしっかりと行い活用すべき。 | 建設事業については、この計画では緊急性・費用対効果・既存ストックの活用などの観点から重点化を行い、事業費を概ね10%削減することとしています。 その中で、道路や橋、下水道など都市基盤施設の整備にあたっては、初期投資からメンテナンスまでを含めたトータルのライフサイクルコストを考えた上で、維持管理にも配慮した整備を行います。 また、既存施設の維持管理や更新については、土木部において、本年3月に「維持管理計画」を策定し、各施設の現状を点検・調査し、更新需要の予測や施設の延命化の検討を行った上で、「維持管理アクションプログラム」を順次策定することとしており、建築都市部においても「府営住宅のストック活用計画」を策定中です。今後ともご提案の趣旨を踏まえ、計画的な維持管理を実施していきます。 |
| 40 | 本 27 | 特に河川や道路維持管理上必要不可欠なものについては何もかも一緒に削減する必要はない、また必要なものはどんどん造って府民の安全な生活確保が最優先ではないか、一考を。 | |
| 41 | 本 27 | 府が管理する建物設備は外部委託されているが、今後は省エネ・技術改善等「削減計画」によるコンペを実施し結果も公表すれば競争原理が働く。 | 今年1月に、民間資金で建物の省エネ改修を行い、削減された光熱水費の一部で初期の改修工事費用を償還し、残余を本府の経費削減効果とする民間資金活用型ESCO(Energy Service Company)事業の提案コンペを、府立母子保健総合医療センターを対象として、全国自治体で初めて公募実施しました。この選定結果等も既にホームページに公表しており、今年度中に省エネ改修工事を終える予定です。 さらに、他の府有施設にもESCO事業を推進するため、現在、ESCO推進マスタープランの策定をすすめており、事業化の可能性の明らかになった施設から、順次、公募コンペ等の手法でESCO事業を推進する予定です。 |
| 42 | 本 27 | 府営住宅や老人養護施設をどんどん建てることで、中小の建設業者などにも仕事がまわる。また、運転資金の緊急融資などにより、中小企業の活性化を図ってほしい。 | 府では、府発注の公共事業、物品調達等について、中小企業に対する発注割合の目標を定め、その実現に努めています。 中小企業への資金供給が円滑に行われるよう、大阪府中小企業信用保証協会の保証を活用して、各種の低利の融資制度（経営基盤確保特別融資、経営安定対策資金など）を実施しています。 |

| | | | |
|------------------|----------------|--|---|
| 43 | 本 2 9 | 府営住宅、特別養護老人ホームなど不足している生活関連施設は建設を続行すべき。 | 建設事業については、この計画では事業費を10年間で2,400億円削減して行くこととしていますが、そのなかでも、身近な生活圏整備や、環境創造、保全型事業などにも重点を置きながら蓄積を活かした都市の再生を図っていきます。なお、府営住宅は原則として新たな供給は行わず建替えや維持に重点化を図ることとしています。また特別養護老人ホームは市町村・民間など多様な供給主体によって、質の高いサービスが効率的に提供される基盤づくりを行います。 |
| (14) 公営住宅 | | | |
| 44 | 本 2 9 | 市営住宅、府営住宅だけでなく、特優賃の民間住宅も家賃を収入別に算定し、誰もが平等に住みやすいところに定住できるよう願います。 | 特定優良賃貸住宅は、借家を必要とする中堅所得者に対し、適正な家賃負担で居住水準の向上を図るため、契約家賃と入居者負担額との差額について補助が受けられる制度です。 入居者負担額については、一律ではなく、入居者の所得に応じて5段階に区分され、家賃負担の適正化が図られる仕組みとなっています。 |
| 45 | 本 2 9 | 府営住宅の廃止。低所得者の保護は必要だが、一般住宅とかけ離れた値段の住宅はいらない。 | 公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の方に低廉な家賃で住宅を供給することを目的としております。また、法令の規定に基づき、入居者の方の収入と住宅の立地条件や面積などに応じて家賃が定められているものです。 |
| 46 | 本 2 9 | 大阪市内の府営住宅をすべて大阪市に移譲し、市営住宅との建替更新時期のズレがないようにすべき。 | 大阪市内については、府は既存の府営住宅の建替えを行うこととしています。 府営住宅建替事業は、現在、簡易耐火住宅の建替えを中心に事業を実施しています。 今後、簡易耐火住宅に引き続き、老朽化が進行している昭和20年代、30年代に建設された中層耐火住宅の建替えに着手することとしています。 なお、大阪市内の府営住宅を大阪市に移譲する予定はありません。 |
| 47 | 本 2 9 具 4 8 | 家賃のため子供を犠牲にして共稼ぎをしなくていいように、若い人達に安い家賃で暮らせる住宅をもっと考えてほしい。 府営住宅の有効利用について、単身者入居、家賃・駐車場賃料の引き上げによるリニューアル・バリアフリー化を提案。 府営住宅の住人の見直しは重要。是非とも所得の見直しを行い、本当に困っている人が入居できるようにすべきだと思う。 | 公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の方に、低廉な家賃で住宅を供給することを目的としていますので、高額所得者等の住宅の明渡しを一層推進していきます。 また、募集方法についても、障害者、高齢者、母子世帯などの福祉世帯向けの募集戸数の配分を平成10年度から6割（従来は2割）に拡大しました。 また、入居者資格や家賃については、真に困窮する低額所得者の方に適確に住宅を供給できますよう、法令でその内容を定めています。 駐車場使用料の改定については、今後3ヵ年を目途に民間や公的住宅の駐車場料金の動向を踏まえ、地域ごとの料金設定のバランスなど負担の適正化に努めていきます。 府営住宅のバリアフリー化については、現在「府営住宅ストック総合活用計画」を策定中であり、計画期間中にストック全体の4割をバリアフリー化できるよう努めてまいります。具体には、建替えについては、全戸があいあい仕様としての整備を行うこととし、事業量としては、16,200戸を整備いたします。また、既存住宅については、住替えの促進と併せ、住戸内の高齢者向け改善事業を10,800戸、中層エレベーターを450基整備します。 |
| 48 | 本 2 9 | 府営住宅の建替えは中高層にして、低い階に高齢者を上に中年層を住ませれば良い、空いたスペースに定期借地権付の分譲住宅をしては。 失業率5%という異常な社会の中、安い公営住宅をもっと供給するのが行政の責任。 府営住宅の建替えにあたり、高齢化社会に向けたバリアフリー住宅を建設することが求められている。個人によってバリアフリーのニーズが異なるので、全戸行うのは税金の無駄。設計段階から障害者等府民の意見を反映させていく必要がある。府営住宅内に訪問介護事業所を誘致し、ケア付住宅に対応する必要がある。 | 府営住宅の建設は、現在、簡易耐火住宅の建替えを中心に実施しています。 建替えにあたっては、土地を効率的に利用したエレベーター付の中高層の住宅とするとともに、高齢者をはじめ誰もが住みやすいよう、バリアフリー化した住宅を標準タイプとして供給しています。また、車いす常用者向けに、住宅に入居される方の身体的特性をあらかじめ測定し、それを設計に反映したMAIハウスの建設を昭和56年度から実施しています。 エレベーターのない中層住宅の公募については、団地コミュニティの活性化を図る観点から、新婚世帯向け募集なども実施しています。 効率的な建替えを行うことにより生み出される用地については、今後とも市町村との連携の下、社会福祉施設の導入や公的住宅の供給に努めていきます。 府営住宅の供給については、老朽化の著しい住宅の建替えと、高齢者向け改善等の適切な維持・改善による「府営住宅ストックの再生」に重点化を図っていきます。 高齢単身者や夫婦世帯を対象に、市町村の福祉施策と連携したシルバーハウジングの建設を平成3年度からこれまでに10団地で実施しています。 |

| | | | |
|------------------|------|---|---|
| 49 | 本 29 | 府営住宅の「ストック総合活用計画」は住宅行政の根幹にかかわるものであり、審議会や府民・入居者の意見を聞き集約した計画とすべき。世帯主の3割近くが高齢者である現状から家賃の減免制度改悪に反対。特公賃住宅の長期にわたる空家問題や家賃改訂に伴う歳入減に起因した修繕費の減額状況などの改善のため、国に制度改訂を積極的に要求すべき。 | <p>「府営住宅ストック総合活用計画」は、高齢者等への福祉的配慮やまちづくりへの貢献など、新たな社会要請や行政需要に適切に応えることを基本的な考え方として、計画を策定中です。</p> <p>また、同計画（骨子案）のパブリックコメントを実施しており、その結果等を踏まえ、住宅まちづくり審議会の意見聴取を得て、平成14年2月までに策定します。</p> <p>現行の家賃制度は、平成10年度の公営住宅法の改正によって、入居者の収入により決定される応能応益家賃制度になっており、この制度によって低所得者の方々の家賃はすでに減額されています。今後、受益者負担の適正化、公平性の確保の観点から現行家賃制度に適合した減免制度とするため具体的な検討をすすめることとしています。</p> <p>「特公賃」住宅は、民間賃貸住宅を補完するため、昭和61年度に現行制度の母体が創設されましたが、最近のデフレ経済化や民間賃貸住宅の供給過剰などもあって、年々、空家が増加しています。</p> <p>また、基本家賃につきましては、法の規定により市場家賃と均衡を図ることとされているため、賃貸住宅市場の動向を注視し、平均約13,913円（13.62%）の引き下げをしました。（平成11年11月）</p> <p>府としましては、市場家賃に連動した入居者負担額となるように、継続して、国に補助制度の拡充を要望していきます。</p> |
| 50 | 本 29 | 府営住宅家賃減免制度の見直しにあたっては、年金収入のみなど低収入者に配慮してほしい。 | <p>現行の家賃制度は、平成10年度の公営住宅法の改正によって、入居者の収入により決定される応能応益家賃制度になっており、この制度によって低所得者の方々の家賃はすでに減額されているところです。</p> <p>今後、受益者負担の適正化、公平性の確保の観点から現行家賃制度に適合した減免制度とするため具体的な検討をすすめます。</p> |
| (15) 情報基盤 | | | |
| 51 | 本 28 | 高齢化が進む中、各種証明書が簡単に発行されるようIT化し、受け取りと手数料支払いは近くのコミュニティセンターでできるシステムの構築など情報基盤整備をお願いします。 | <p>各種証明書の発行業務を含め、府が所管する行政手続（申請・届出）の約80%を対象に電子化に取り組むこととしています。</p> <p>今後、そのための重要な課題となる本人確認や手数料支払いなどの仕組みの早期整備について、府民の利便性の高いものとなるよう、国に強く働きかけるとともに、府域市町村との連携した取組についても推進していきます。</p> |

▶NPO・府民との協働

| 通番 | 該当箇所 | 計画素案に対する意見 | 府の基本的な考え方 |
|---------------------|------------|--|---|
| (1) 協働の基本認識 | | | |
| 1 | 本30 | NPO団体との協働について、行政がこれまでやってきたことを肩代わりするだけでは、行政の経費の節約になってもNPO団体の育成になるか疑問。提案公募型事業をすすめていくにしても、育成をすすめる視点と工夫が大切。 | NPOは、その地域性や専門性等により、柔軟でよりきめ細かなサービスを提供しうる主体です。このためご指摘のような、単に行政の肩代わり、経費の節約のためではなく、計画でお示したとおり公民協働の社会づくりに向け、こうした府民の活動を奨励・促進する意味合いも込めて、積極的にNPOとの協働をすすめることとしました。 また、府としては、平成12年度に策定した大阪府NPO活動活性化指針などにに基づき、提案公募型事業などの協働事業の推進にあわせて、税や会計、情報など組織運営の基本的な知識を提供する「NPO運営マネジメント事業」の実施や行政と中間支援組織、各NPO、企業等の情報交換、交流機能を有する「大阪NPOサポートセンター（仮称）」の開設（H14）などNPO活動を支援していきます。 |
| 2 | 本30 | 協働事業の成否はNPO・民間と行政との役割分担の明確化が重要。NPOと行政との協働のあり方を検討する上では、まず、NPO・民間主体で行える事業、NPOと大阪府が協働して行うべき事業、大阪府が責任を持って行うべき事業、の3つの区分を可能な限り明確化し、整理することが重要。 「2.改革の視点」ではその区分が不十分。行財政の健全化のためにはまず をベースに、次に を検討するというすすめ方をすべき。 | NPO・民間と行政との役割分担につきましては、経済の低成長や少子高齢化のもと、行政の役割が問い直されており、府としても、この計画をもとに、府がやらなければならないことを厳しく見極めていきます。 NPOとの協働をすすめるにあたって、その事業やサービスが、府が関与すべき領域や手法によるものかどうかを見極めた上で、各NPOの特性を活かすことのできる分野で、協働の具体化を図っていくものです。 |
| 3 | 本30 | 協働事業の成否は互いに知り合うことが不可欠。 計画の中で「NPOと協働に向けた組織風土の醸成」と記されているが、内容的に不十分。日常的な相互交流の機会や相互の実態把握の機会を意識的に作っていくことも重要。例えば、できるだけ多くの府職員を対象に、1週間程度のNPO・行政の人事交流をシステム化していくことも有効。 | NPOとの協働を円滑に推進するためには、互いの組織の特徴や考え方の違いを十分理解し、積極的に協働をすすめていこうとする姿勢をもった人材の育成がカギとなります。 行政とNPOが、相互理解を深めるとともに、協働に対する府職員の意識改革を促進するためにも、府職員のNPO活動への参加促進方策やNPOへの研修参加、NPO職員の行政への受け入れ等の仕組みづくりを検討していきます。 |
| 4 | 本30 | 事業を安上がりにするためではなく、サービスの質の向上や専門性を生かすことで、合理的に的確に事業を推進できるという観点から「NPOとの協働」を捉えるべき。 公募事業や委託事業についても、行政が柔軟に対応することでNPOのオンリーワンプロジェクトを引き出してほしい。 | NPOと協働をすすめる上において、NPOの持つ専門性や柔軟性といった特長を最大限に生かすためには、計画立案段階から相互に知恵を出し合いながら施策を構築することが大切ですので、行政が設置する研究会など政策形成過程へのNPO関係者の参画を求めていくほか、NPOから企画提案を求める形での提案公募型委託事業を本格的に実施していきます。 |
| 5 | 本30 | NPO、ボランティア団体との協働の推進には賛成。NPOにも優秀な人材が多くいるので、活用すべき。 | この計画では、NPOがその専門性や柔軟性といった特長を生かして、きめ細かで質の高い行政サービスを実現していけるよう、その力を発揮しやすい分野でNPOとの協働をすすめることとしました。また、今後、NPOとの協働を推進するためにも、行政とNPOとの人材交流の仕組みづくりを検討していきます。 |
| (2) 先導的協働事業等 | | | |
| 6 | 本30 具50 | 先導的協働事業の中には、NPOと市町村との協働の方が効率的・効果的な内容があり、大阪府と市町村の役割分担が必要。市町村主導大阪府支援というスタイルの協働事業の検討も必要。 協働事業などを推進するためには、協働をコーディネートする専門家や、コーディネーター組織が必要で、それをめざすNPOへの投資が必要。 | NPOとの協働にあたって、きめ細かなサービスが効率的に提供できるよう、市町村との役割分担や連携も図っていきます。 また、NPOとの協働を円滑に推進するために、行政とNPOとの相互理解や協働に対する府職員の意識改革を促進するとともに、「大阪NPOサポートセンター（仮称）」の開設など、中間支援組織の活動を支援していきます。 |
| 7 | 本30 具50 | 子ども家庭センターはNPOに頼るのでなく、センターの体制を充実することこそ大切である。 | 増加する児童虐待に適切に対応するため、平成13年度に府内にある7か所の子ども家庭センターの専門職員を増員し、虐待対応課を設置しました。しかしながら、増加、深刻化する児童虐待に適切に対応するためには、虐待の発生を未然に防止することが極めて重要です。このため、市町村やNPOなどと協働し、子ども家庭センターを中心とした地域における虐待の防止に努めます。 |
| 8 | 本30 具50 | コミュニティービジネスの創出については、早期からビジネスに関連した教育を行い、創造的な能力を身につけることが重要。 | コミュニティービジネスの創出に限らず、大阪産業の再生のため、将来の創業の担い手となるチャレンジ精神溢れる人材の育成が重要と考えています。 そのため、教育委員会を含む行政や私学団体、経済団体などからなる「創造的人材育成推進協議会」を設置しています。 協議会では、小中学校の段階から、商業体験や就業体験などを通じて、経済の仕組みや実社会への理解を深め、失敗を恐れず果敢にチャレンジできる創造的人材の育成をすすめており、今後とも効果的な取組に努めていきたいと考えています。 |

| | | | |
|----|--------------|---|--|
| 9 | 本 30 具 50 | ドーンセンターは女性政策の推進拠点であり、府が運営に責任を持つべき。NPOに運営・事業責任を持たせるのは反対。 | <p>ドーンセンターにおいては、事業運営に幅広い府民、団体の参画が必要であるとの考え方に立ち、NPOをはじめ、多くの民間団体との共催事業の実施や、各種講座、場の提供などを通じて自主グループの支援に積極的に取り組んでいます。</p> <p>今後とも、ドーンセンターは、男女共同参画社会を実現するための中核施設として、財団による運営管理のもと、NPO等により実施することがより効果的となる事業については、協働を順次拡大していきます。</p> |
| 10 | 本 30 | 独居老人などに対し、毎日定時に肉声で容体等を確認する「デイコールシステム」の実用化を担当させてほしい。 | <p>一人暮らし高齢者の安否確認などの見守りについては、直接その業務を担う市町村等において、地域の実情に応じて、様々な取組が行われており、大阪府としても、配食サービス事業や見守り訪問活動事業、小地域ネットワーク活動推進事業などを通じて、市町村等の支援を行っているところです。</p> <p>今後とも、実施主体である市町村が、NPOとの協働等により、府民のニーズに合った事業が行えるよう支援に努めていきます。</p> |

▶主要プロジェクトの点検

| 通番 | 該当箇所 | 計画素案に対する意見 | 府の基本的な考え方 |
|--------------|-------------------|--|---|
| (1) プロジェクト全般 | | | |
| 1 | 本31 具52 | 職員や府民に痛みを強いる前に、自然を破壊するダムや税金を湯水のように注ぎ込む巨大開発こそ見直すべき。各部局・幹部の責任体制の明確化こそ改革の第一義ではないか。 | 本府では、これまでも、必要性や緊急性、事業効果等を精査しながら、府民生活の安心・安全や大阪経済を支える基盤として必要な社会資本の整備をすすめてきました。事業の必要性や効果等については今後とも事業実施中のもも含めて厳しく点検していきます。 |
| 2 | 本31 具52 | 医療・教育・福祉の向上のためにも、大型開発型の事業を中止し、事業費の節約をすべき。(社会的弱者と言われる高齢者・障害者・難病患者・乳幼児の医療や福祉施策を見直すのではなく、プロジェクトの見直しが最重点) | 本計画においては、今後、建設事業の一層の重点化を図ることで、建設事業費の概ね10%を削減するとともに、一定規模以上の事業等については、より適切な事業選択を目指して、事前評価を実施することにより、事業実施の必要性や事業効果を十分見極め、その点検に努めることとしています。 他方、福祉施策についても、社会経済情勢の変化とともに、より府民のニーズと府の役割に合致する施策へと再構築していくことが必要です。 なお、福祉医療助成事業については、中長期的観点から、そのあり方を市町村とともに研究していくこととしています。ただし、特定疾患に対する医療費助成は国の制度であるため、府の検討の対象ではありません。 |
| 3 | 本31 具53 具54 | 採算のとれない大阪モノレールの南進、企業進出が見込めない岸和田コスモポリスの撤退が打ち出せなかったのは残念。主要プロジェクトの点検をもっと厳しく査定すべき。 | 構想段階の大阪モノレール門真以南については、将来構想として、引き続き需要と採算性を見極めてまいります。岸和田コスモポリスについては、現計画による事業成立は困難であることから、(株)岸和田コスモポリスが行っている事業計画の見直しの結果を踏まえて、事業成立性及び府としての政策的関与の必要性等を見極めていきます。 その他の主要プロジェクトについては、これまで以上に厳しく点検・評価を行い、適切な見直しを実施していきます。また、一定規模以上の建設事業やプロジェクトについて、外部の専門家による評価委員会の事前評価をパスしない限り、新たに実施しないこととしました。 |
| 4 | 本18 | 大規模開発や同和予算にはあまり手をつけず、府民の命と健康・福祉を見直すやり方は、根本から改めるべき。 | この計画では、施策の必要性・効果などをよく見極め、単に「全国一律の水準」の視点からカットするのではなく、どのようなサービスを提供するのが最も適切かという視点で施策の再構築を行い、府民が安心して生活し自立していくことができるよう、市町村・民間など多様な供給主体によって質の高いサービスが効率的に提供される「自立支援型社会」を目指しています。 社会資本については、これまでも必要性や緊急性・事業効果等を精査しながら、府民生活の安心・安全や大阪経済を支える基盤として整備してきましたが、今後さらに建設事業の重点化を図るため、その事業費の概ね10%を削減するとともに、一定規模以上の建設事業やプロジェクトについては、より適切な事業選択を目指して事前評価を実施し、必要性や事業効果を充分見極めて事業を実施しその点検に努めることとしています。 また、同和問題解決のための施策の推進にあたっては、同和地区やその出身者のみに対象を限定した特別措置としての事業は終了し、今後は、様々な課題を有する府民の自助・自立を図る視点から、一般施策を活用して取り組んでいきます。 |
| 5 | 本31 具54 | 国際文化公園都市は、景気の低迷で心配。規模縮小して採算が取れるようにし、早期にモノレールを建設すべき。門真以南への延伸も、外環鉄道よりは利便性が高いと思うので早期実現に取り組んで欲しい。京阪・阪神の延伸は両者と市に任すべき。 | 国際文化公園都市事業は都市基盤整備公団による特定土地区画整理事業によりすすめられており、全体の実質的まちづくりは土地を保有している公団や民間開発事業者の役割です。 府としては、国際性、文化性ある魅力あるまちを計画的につくるという本事業の政策的意義(基本理念の実現)を踏まえ、公民の適切な役割分担のもと、事業をすすめることとしています。 モノレールのうち、国際文化公園都市モノレールは、国際文化公園都市の進捗状況にあわせて整備をすすめていきますが、今後とも、開発者の適切な負担を前提に、コスト縮減を図りつつ、事業採算性の確保を図っていきます。 構想段階の大阪モノレール門真以南については、将来構想として、引き続き需要と採算性を見極めていきます。 阪神西大阪線延伸及び京阪中之島線については、運輸政策審議会答申第10号で広域鉄道ネットワークの形成等に必要路線として位置付けられているとともに、府民の利便性の向上や調和のとれた交通体系の形成などの事業効果が期待されています。また、両路線については、大阪府建設事業評価委員会の意見具申を受け、府として調査に参画することとしたところであり、建設着手するまでに、改めて事前評価を行い、建設事業への参画の可否について判断していくこととしています。 |

| | | | |
|-----------------------|------------|---|---|
| 6 | 本31 具52 | 最大の問題である関空二期工事について、点検すらされていないのはなぜか。 | <p>関西国際空港は、特別法で設置された国の特殊会社である関西国際空港株式会社が事業を実施・運営しています。</p> <p>このような国関連法人の実施する事業や国の事業については、別途国などで評価が行われるものであるため、府のプロジェクト評価の対象としておりません。</p> <p>なお、本府においては、関空会社に対して引き続き経営改善の努力を求めるとともに、地元において検討会議を設置し、関西国際空港の安定的な事業の推進に向けた検討をすすめています。</p> |
| (2) 面的開発プロジェクト | | | |
| 7 | 本31 具52 | 国際文化公園都市については、人口減少や景気低迷等などから成功の見通しはない。計画を抜本的に見直すべき。 | <p>国際文化公園都市事業は都市基盤整備公団による特定土地区画整理事業によりすすめられており、土地を保有している公団や民間開発事業者が全体の実質的なまちづくりを行います。</p> <p>府としては、国際性、文化性ある魅力あるまちを計画的につくるといふ本事業の政策的意義（基本理念の実現）を踏まえ、公民の適切な役割分担のもと、事業をすすめることとしています。</p> |
| 8 | 本31 具52 | 南河内健康ふれあいの郷については、住宅ゾーンとスポーツゾーンが一体との説明を府や市から受け、今日まで住民合意ですすめてきたものであり、その間には、住宅との接続道路で一部反対運動もあったが、市長の説得や町会連合会の努力などで、ようやく住宅建設の目処がつかけているという事実経過がある。納得できるような事業推進を要望する。 | <p>南河内健康ふれあいの郷の土地造成は、住宅ゾーンとスポーツゾーンを一体的に行う予定ですが、その着手については、外部評価を行い、住宅開発計画の採算性等を点検した上で、判断します。</p> <p>また、スポーツゾーンのあり方については、今後、関係者で協議をすすめていきます。</p> |
| 9 | 本31 具53 | 阪南港阪南2区整備事業の大規模な縮小を提言する。清掃工場以外は不要。埋め立てた海は元に戻らない。 | <p>本事業は、清掃工場移転用地の確保だけでなく、港湾物流機能の強化・拡充や背後市街地の住工混在地域の環境改善、さらには水生生物の生息の場を創造する海浜や緑地等水辺空間の整備を図り、あわせて地域の振興に寄与するものと考えております。今後は、採算性の確保のため、残事業の徹底した見直し・圧縮を図るとともに、分譲見直しを見極めながら建設発生土等を活用して、段階施工を行っていきます。</p> |
| 10 | 本31 具53 | 阪南港阪南2区整備事業は泉南地区の事業だと思うが、名前も聞いたことがない。主要な事業ならば事業の中身を広く府民に知らせるべき。少なくとも広域行政圏計画に記述されているべき。 | <p>事業内容の広報につきましては、本事業が平成7年12月に港湾計画に位置付けされた時から、報道機関への資料提供や事業内容を紹介したパンフレット、府のホームページなどで、機会あるごとに府民に紹介してきたところです。ご提案のとおり、本事業の内容を広く府民にPRすることも重要であると考えます。今後とも、より一層多くの府民に事業内容を知っていただけるよう努めていきます。</p> <p>なお、本事業は、平成12年10月に策定された「第3次泉南地域広域行政圏計画」に記載されています。</p> |
| 11 | 本31 具53 | 国際文化公園都市シンボルゾーンの全面中断を提言する。類似施設はどこにでもあり、府が作る必要はない。 | <p>国際文化公園都市のシンボルゾーンは、北大阪の立地特性を活かし、ライフサイエンス研究をはじめとする学術・文化の交流拠点を形成するものであり、大阪圏の都市再生に寄与するものと考えています。</p> <p>シンボルゾーンの一部である西部地区のライフサイエンスパークでは、医薬品開発のための基盤技術を研究する医薬基盤技術研究施設（仮称）を国が整備することとしています。</p> <p>この施設をはじめ、大阪大学や国立循環器病センターなど、北大阪に立地する研究施設の研究成果を産業化する新しい仕組みを備えた研究開発拠点を形成しようという取組は、従来にはないものと考えています。</p> <p>このようなシンボルゾーン形成の取組は、国際文化公園都市(株)が中心となってすすめています。</p> |
| 12 | 本31 具53 | 津田サイエンスヒルズについて、中止か、建物を建てずに木を植えてバイオマス研究を行うことを提言する。 | <p>津田サイエンスヒルズ事業については全体で40%の用地処分がすすんでおり、今年4月には、事業用地の賃貸方式導入や分譲単価の引下げを実施し、さらなる企業誘致の促進に努め、事業の早期完了を目指しているところです。</p> |
| 13 | 本31 具53 | 岸和田コスモポリスを見直し、植林し、バイオマス研究を行い環境保全へ活用することを提言する。 | <p>社会・経済状況の急激な変化の中、当初の計画による事業の成立性が困難な状況にあり、現在(株)岸和田コスモポリスが計画の見直しを行っています。その結果を踏まえ、事業の成立性や府としての政策的関与の必要性を見極めていきます。</p> |
| (3) 鉄軌道整備 | | | |
| 14 | 本31 具54 | モノレールについては採算が合わないため、建設すべきではない。 | <p>モノレールのうち、国際文化公園都市モノレールは、国際文化公園都市の進捗状況にあわせて整備をすすめていきますが、今後とも、開発者の適切な負担を前提に、コスト縮減を図りつつ、事業採算性の確保を図っていきます。</p> <p>構想段階の大阪モノレール門真以南については、将来構想として、引き続き需要と採算性を見極めていきます。</p> |

| | | | |
|-------------------|----------------|--|--|
| 15 | 本 3 1 具 5 4 | 京阪中之島線は中止。 | 京阪中之島線については、運輸政策審議会答申第 10 号で広域鉄道ネットワークの形成等に必要な路線として位置付けられているとともに、府民の利便性の向上や調和のとれた交通体系の形成などの事業効果が期待されています。また、本路線については、大阪府建設事業評価委員会の意見具申を受け、府として調査に参画することとしたところであり、建設着手するまでに、改めて事前評価を行い、建設事業への参画の可否について判断していくこととしています。 |
| 16 | 本 3 1 具 5 4 | 既に交通機関が充実しているのに、阪神西大阪線・京阪中之島線などの短距離の鉄道の延伸は不要。採算の取れない鉄道事業に着手する段階ではない。鉄道の延伸を行うなら、渋滞をなくすような道路整備をして欲しい。 | 阪神西大阪線延伸及び京阪中之島線については、運輸政策審議会答申第 10 号で広域鉄道ネットワークの形成等に必要な路線として位置付けられているとともに、府民の利便性の向上や調和のとれた交通体系の形成などの事業効果が期待されています。また、両路線については、大阪府建設事業評価委員会の意見具申を受け、府として調査に参画することとしたところであり、建設着手するまでに、改めて事前評価を行い、建設事業への参画の可否について判断していくこととしています。 道路整備については、渋滞ポイントの解消やいわゆる開かずの踏切りの解消対策などを実施していきます。 |
| 17 | 本 3 1 具 5 4 | 第 3 セクターを主体とした鉄道も種々の工夫をして採算性を上げ、事業の進展を図ってほしい。 | 今後とも将来の経営上の採算性の確保の観点から、施工方法の工夫などにより事業費抑制に努めながら、大阪の発展や府民の利便性向上につながるような鉄軌道整備をすすめていきたいと考えています。 |
| (4) ハコモノ構想 | | | |
| 18 | 本 3 1 具 5 5 | 現代芸術文化センター構想の廃止に反対する。数少ない文化施設を放棄するのは自殺行為。近隣他府県と比較した文化的耐乏生活をいつまで府民に強いるのか。財政危機を招いたのは誰か。まず NPO 支援の条例を制定すべき。 | 本府の厳しい財政状況の下、当面新たな施設建設は見合わせるべきであるとの考え方にに基づき、府が直接建設することを断念するものです。今後は、民間活力による文化施設の整備手法について幅広い観点から検討したいと考えています。 また、本府では、大阪府民間非営利活動促進懇話会からの提言（H11.12）を受け、平成 12 年 4 月に「大阪府 NPO 活動活性化指針」を策定し、NPO 活動の活性化に向けた施策展開と NPO との協働の重要性を明確化しています。この指針に基づき、NPO 活動を活性化するため、大阪 NPO サポートセンター（仮称）を整備（H14.4 開設予定）するなど NPO の自立的成長を支援しているところです。 |
| 19 | 本 3 1 具 5 5 | 健康科学センターは予防医学の観点から必要。PR のための提案として、1 F にあるクライミングボードを 3 F にも設置し、健康キープに相応しい食材を活かしたサロンを 1 F に設置するなどして、若い人も集まる施設に。 | 健康科学センター 3 階の運動フロアは、主体的な健康づくりや健康度測定の結果を踏まえて、個人に応じた健康づくりを実践するため、料金をいただきマシンジムやフィットネススタジオ、プールを利用いただいています。一方、1 階の無料で利用できる「健康ふしぎ発見広場」は、子どもから大人まで楽しみながら健康について学べる場所であり、ウォールクライミング等の設備は、できるだけ 3 階と重複しないように工夫しています。 また、1 階には「ヘルシーカフェ」があり、メニューの栄養成分表示や、塩分、カロリーを控えたヘルシーメニューを提供するなど、食生活を通じた健康づくりに積極的に取り組んでいます。 今後とも効率的な施設運営に努めながら、より多くの府民に利用していただけるよう努力していきます。 |
| (5) ダム事業 | | | |
| 20 | 本 3 1 具 5 2 | 安威川ダム、槇尾川ダムは即時凍結、中止を求める。 | 安威川と槇尾川の下流域は、過去に大きな水害が発生しており、また、既に市街化が進展している状況から、早期の治水対策が求められています。また、両河川の治水計画として、河川改修のみや遊水地等の治水手法を総合的に検討した結果、河川改修とダムの組み合わせが最も経済的で有効な手法となりました。 両ダム事業について、府としては、大阪府建設事業再評価委員会の意見具申を尊重し、総合的に判断して事業をすすめているところです。 |
| 21 | 本 3 1 具 5 2 | 安威川ダムの建設評価は、代替案ごとの費用対効果分析をしていない、遊水地が評価対象にされていない、各案の費用算定が不明瞭など、ずさんな再評価である。また、建設評価時から事業費が増えており、再度費用対効果分析が必要。事業途上のダムについて、再度、第三者機関による科学的、総合的な評価を実施し、府民に信頼される政策評価とすることが大切。また、小規模総合治水を代替案に加えるべき。 | 安威川ダムについては、平成 10 年度に、学識経験者等の第三者による大阪府建設事業再評価委員会において、広く府民の意見も募集しながら審議をすすめ、河川改修のみや遊水地等の治水手法を総合的に検討した上で、河川改修とダムを組み合わせた本事業を「事業継続」とする意見具申をいただきました。府としてはこの意見具申を尊重し、総合的に判断して事業をすすめているところです。 |

| | | | |
|----|----------------|--|--|
| 22 | 本 3 1 具 5 2 | 紀伊丹生川ダムは即時凍結、中止を求める。 | <p>紀伊丹生川ダム事業については、事業主体が国（国土交通省）であり、大阪府は直接事業に参与するのではなく、ダム完成後に水使用が可能となるよう、利水目的で参画するものです。</p> <p>なお、現在、国においてダム予定地周辺の環境調査等が実施されているところです。</p> <p>大阪府内の上水水源は、淀川に大部分を依存しているのが現状であり、より安定した水供給体制を確立するため、淀川以外の水系である紀ノ川水系においても水源を確保することが必要です。</p> <p>水源確保は、必要な事業費や完成までの工期等を充分考慮し、効率的に行う必要があります。今後とも府民にとってより良い水源が確保できるよう、国及び関係機関と協議してまいります。</p> |
| 23 | 本 3 1 具 5 2 | 過大な予測に基づく水源開発（安威川ダム、丹生ダム、大戸川ダム、紀伊丹生川ダム）から撤退すべき。「府広域的水道整備計画」で大阪市を除外せず、府営水道と大阪市営水道、府下43自治体の水道事業を統合した広域的水道行政を実現すべき。 | <p>本府では、平成13年3月に府営水道の水需要予測（1日最大給水量）を下方修正したところであり、これは新しい総合計画の将来人口や最近の水需要動向も踏まえ、各市町村の水需要や自己水の状況を十分に把握した上で行ったもので妥当なものと考えています。したがって、今後ともこれらの必要な水を確保していくこととしています。</p> <p>また、建設の時代から施設の更新、高度な管理運用の段階に移行している府内の水道事業においては、水のより合理的な利用と施設の効率的な運用、経営基盤の強化を図ることが必要であり、これらの対応策として、広域化についても有効な手段の一つであると思われませんが、それぞれの事業体において様々な課題をもっていることから、長期的な観点にたつて検討していく必要があるものと考えています。</p> <p>今後とも、府内各水道事業の状況や各市町村並びに住民の方々の動向を注視し、必要な対応を検討していきたいと考えています。</p> |

公の施設の改革

| 通番 | 該当箇所 | 計画素案に対する意見 | 府の基本的な考え方 |
|----------|------------------------------|---|--|
| (1) 施設全般 | | | |
| 1 | 本 32 具 57 具 58 | 大阪府にしかないような特徴ある施設（上方演芸資料館や国際児童文学館等）は、将来性や独自性というファクターを入れ縮小することのないよう配慮してほしい。大阪府が名乗りをあげて招致した児童文学館については、その責務もあると思う。 | 大阪にしかないような特徴のある施設については、その意義や経緯を十分踏まえて対応していくべきと考えています。こうした観点をも踏まえ、「ワッハ上方」については、その機能について大阪の伝統文化の保存・展示機能に重点化しつつ、その運営費の縮減を図るという観点から、見直しを行うものです。国際児童文学館は、昭和54年に、当時、早稲田大学教授で児童文学研究者の鳥越信先生から研究蔵書の寄付を受けたことを契機に、昭和59年に設置したものです。同施設については、その経緯を踏まえた上で、内外の貴重な児童文学資料の保存・活用機能を維持しつつ、児童文学の研究機関としてのあり方や立地についての費用対効果の観点から、施設のあり方を今後、検討していくものです。 |
| 2 | 本 32 具 56 具 57 具 58 | 文化情報センターは不便なところに立地、青少年会館も大阪市青年センターに近い。児童文学館や上方演芸資料館も研究者向けの器。その他施設も不便でわかりにくい。つぶせるものはほとんどつぶし、消防のような地域組合方式で運営してはどうか。 | 文化情報センターは、本来生涯学習活動の場の提供は市町村の役割であり、府内の市町村において、公民館、文化ホールなどが増えてきていることから、府の貸館事業は将来的には廃止する方向で検討します 上方演芸資料館は、多くの方々の善意により寄贈を受けた上方演芸に関する資料を保有しており、府民の信託に応えるためにも、これら資料の保存・展示機能の充実を図る必要があります。また、同館は府民に限らず、幅広い方々に利用されています。こうしたことを踏まえつつ、同資料館については、その機能について大阪の伝統文化の保存・展示機能に重点化しつつ、その運営費の縮減を図るという観点から、見直しを行うものです。なお、同資料館は民間ビルの4階から7階に位置しているため、来館者をわかりやすく案内するよう、同ビル1階の広場に看板を設置しています。 府立青少年会館は、年間を通じて高い稼働率があるものの、本館や文化ホールについては、築後40年近く経過しており、今後、計画期間内に施設の耐用状況や稼働率、費用対効果等総合的な観点から施設のあり方を検討します。また、府市の役割分担やNPOの活動を支援する観点からも検討したいと考えています。 国際児童文学館は、昭和54年に、当時、早稲田大学教授で児童文学研究者の鳥越信先生から研究蔵書の寄付を受けたことを契機に、昭和59年に設置したものです。同施設については、その経緯を踏まえた上で、内外の貴重な児童文学資料の保存・活用機能を維持しつつ、児童文学の研究機関としてのあり方や立地についての費用対効果の観点から、施設のあり方を今後、検討していくものです。 |
| 3 | 本 32 具 58 | 緑化センター、児童文学館 - 内容を見直し存続。 | 緑化センターは、直営化、スリム化、NPOの活用を図り、隣接する農林技術センターとの機能の一元化及び施設の一体的活用を行い、緑化センターを廃止します。 国際児童文学館は、昭和54年に、当時、早稲田大学教授で児童文学研究者の鳥越信先生から研究蔵書の寄付を受けたことを契機に、昭和59年に設置したものです。同施設については、その経緯を踏まえた上で、内外の貴重な児童文学資料の保存・活用機能を維持しつつ、児童文学の研究機関としてのあり方や立地についての費用対効果の観点から、施設のあり方を今後、検討していくものです。 |
| 4 | 本 32 具 57 | 公の施設における運営コストの割に、施設利用がいまいち。上方演芸館や野外活動センターなど、府が全面的に負わなくて、市や民間への参加を呼びかけるべき。難しい場合は、思い切って終止符を打つべき。 | 公の施設という性格上、多くの方々に利用していただくことが大事です。 上方演芸資料館では、これまでも集客対策や魅力ある展示室づくりに加え、レッスンルーム等の利用促進に努めてきたところですが、今後もこれらの取組を継続し、さらなる利用増を図っていきたいと考えています。あわせて、運営費の縮減を図る観点から施設のあり方を見直し、事業の効率的な実施に努めていきたいと考えています。 また、総合青少年野外活動センターでは、青少年施設の利用促進を図るため青少年活動財団において利用促進チームを組織し、小中高校や子供会等へ活動プログラムを提案するなど営業活動を行っており、利用者も増加傾向にあります。しかしながら、施設の経営上の課題として利用者一人あたりに要するコストが多額にのぼっていることから、閑散期の対策や管理経費の削減等について検討を行い、ボランティアの方々との協働はもとより、NPOとの協働の視点なども活かしながら、長期的なあり方を検討します。あわせて、平成12年度から、法人の自主的な経営努力を促すことを目的とした利用料金制度を導入したところです。 |

| | | | |
|----|------------------------------|---|--|
| 5 | 本 32 具 57 | 市民やNPOとの連携で公の領域を掲げると書いているが、ボランティアや市民活動を支えてきた野外活動センターをはじめ青少年施設や市民活動施設の非効率ばかりが強調されている。 | <p>ボランティア・NPOなどとの協働は、府民参加のもとで柔軟できめ細かなサービスを提供するうえにおいて重要です。「公」の領域を担いえる将来のパートナーとしてNPOやボランティア活動の活性化を支援し協働をすすめていきます。</p> <p>総合青少年野外活動センターをはじめとする青少年施設では、大学生等のボランティアの協力を得て、人との交流や創作活動等を体験できる様々なプログラムを提供しています。今後、ボランティアの方々との協働はもとより、NPOとの協働の視点なども活かしながら、長期的な施設運営のあり方を検討します。</p> |
| 6 | 本 32 具 56 具 57 具 58 | 上方演芸資料館、文化情報センター、総合青少年野外活動センター、青少年会館、国際児童文学館については、施設の機能と必要性から見て、民営化にして残すべき。なお、利用者負担の原則により、利用料金等の改定が必要ではないか。 | <p>上方演芸資料館については、府立施設としての必要性や諸機能を精査し、抜本的に施設のあり方を見直すこととしており、廃止を前提にしているものではありません。</p> <p>文化情報センターについては、本来生涯学習活動の場の提供は市町村の役割であり、府内の市町村において、公民館、文化ホールなどが増えてきていることから、府の貸館事業は将来的には廃止する方向で検討します。</p> <p>府立青少年会館については、年間を通じて高い稼働率があるものの、本館や文化ホールについては、築後40年近く経過しており、今後、計画期間内に施設の耐用状況や稼働率、費用対効果等総合的な観点から施設のあり方を検討します。</p> <p>総合青少年野外活動センターについては、青少年が自然を体験できる施設として有用です。しかしながら、施設の経営上の課題として、運営コストが多額にのぼっており、利用料以外の分は税金を投入しておりますことから、青少年施設という枠組みを前提としつつ、施設の管理体制の見直しはもとより、受益と負担の観点を含め検討していきたいと考えています。</p> <p>国際児童文学館は、昭和54年に、当時、早稲田大学教授で児童文学研究者の鳥越信先生から研究蔵書の寄付を受けたことを契機に、昭和59年に設置したものです。同施設については、その経緯を踏まえた上で、内外の貴重な児童文学資料の保存・活用機能を維持しつつ、児童文学の研究機関としてのあり方や立地についての費用対効果の観点から、施設のあり方を今後、検討していくものです。</p> |
| 7 | 本 32 具 56 具 58 | 門真スポーツセンター・女性総合センター・国際児童文学館は利益のせる事業に切り替える。 | <p>門真スポーツセンターの運営については、さらなる経費削減に努めるとともに、府民スポーツニーズに対応する生涯スポーツ拠点施設として、行政の関与の必要性を踏まえつつ、民間活力による運営の効率化を検討します。</p> <p>府立女性総合センターは、男女共同参画社会を実現するための中核施設として、啓発・相談・情報提供等の事業を推進するほか、ホールや会議室等を府民の利用に供しています。貸館施設等の収益部門につきましては、平成12年度からの利用料金制導入をはじめ、特別会議室の仕様変更など所要の改善を実施してきましたが、今後とも引き続き収益の確保と経営の効率化に努めていきます。</p> <p>国際児童文学館は、昭和54年に、当時、早稲田大学教授で児童文学研究者の鳥越信先生から研究蔵書の寄付を受けたことを契機に、昭和59年に設置したものです。同施設については、その経緯を踏まえた上で、内外の貴重な児童文学資料の保存・活用機能を維持しつつ、児童文学の研究機関としてのあり方や立地についての費用対効果の観点から、施設のあり方を今後、検討していくものです。</p> |
| 8 | 本 32 具 56 | 中途半端な経営はやめて、必要不可欠と見極めたものには、人・モノ・金を効率的に投入するなどの改革が必要。 | <p>今回の公の施設の改革にあたっては、府立施設として必要と認められた施設であっても、管理体制や料金体系の見直し等による収支改善や利用向上を図っていくなどさらに施設の効率的運営を追求していくこととしています。また、各施設ごとに費用節減などの達成すべき数値目標を具体的に精査し、今年度内に明らかにしていきます。</p> |
| 9 | 本 32 具 56 | 公の施設の民間移管は、競争原理が働き、利用者の処遇が低下するので、反対。公的施設としてサービスを行うことが人に暖かい府政をすすめることになる。 | <p>公の施設にはそれぞれ一般財源が投入されており、絶えず効率的運営が求められます。そこで、民間活力を活用して施設運営の効率化が図れる場合には、今後とも民間移管や民間委託をすすめていきます。なお、民間移管が必ずしも利用者の処遇低下につながるとは考えていません。</p> |
| 10 | 本 32 具 56 | 府立施設として必要性や諸機能を精査し、抜本的に施設のあり方を見直すものは採算だけでは計れない。利用状況、将来性、文化的価値など充分考慮するとともに、建設経過や関係者の話をよく聞いて慎重に対処してください。 | <p>公の施設改革にあたっては、府民ニーズの変化、市町村・民間との役割分担、費用対効果などの視点から総合的に検討を行っていますが、あわせて、個々の施設ごとの設置意義や経過も十分踏まえて改革していきます。</p> |
| 11 | 本 32 具 56 | 財政悪化の原因を明確にしないで財政再建だけを前面に出し、府民生活にかかわる施設を統廃合するのは、問題がある。府民の立場に立った政策を行ってほしい。 | <p>本府の財政危機の要因は、戦後の我が国がかつて経験したことのない長期不況の中での府税収入の著しい落ち込み、景気変動に左右されやすい税収構造、右肩上がり経済成長と豊富な税収を前提とした施策構造からの転換の遅れ、人件費や公債費など義務的経費の増加などがあいまった結果であると分析しています。(本編及び具体的取組編1ページ参照)</p> <p>一方、公の施設改革にあたっては、府民ニーズの変化、市町村・民間との役割分担、費用対効果などの視点から総合的に検討を加えているものです。</p> |

| | | | |
|----|--------------|--|--|
| 12 | 本 32 具 56 | 文化振興をすすめるためには、時間とお金が必要。その観点から見直しをすべき。 NPOに肩代わりさせるには、よく意見を聞く必要がある。民間に管理を移すということは、利用料が上がることになりやすい。民間委託はやめるべき。 | 公の施設にはそれぞれ一般財源が投入されており、それが効果的・効率的に活かしているかどうかについて十分検討すべきものと考えます。文化施設であっても同様に総合的な観点から総点検しているものです。 施設運営にNPOの参画を求めるのは、柔軟できめ細かなサービスを提供可能にするためであり、また、民間委託は施設運営を一層効率化するために行うものです。 |
| 13 | 本 32 具 56 | その施設が本当に魅力がないのか、再建の方法はないのか、営業努力は怠らなかつたのかなどの議論がなされずに施設を削減すべきでない。 | 公の施設の総点検の際には、府民ニーズの変化、市町村・民間との役割分担、費用対効果などの視点とともに、「施設の魅力をもっと引き出す方法がないのか」「営業努力によって経営を改善できないか」などの視点も加味していきます。 |
| 14 | 本 32 具 56 | 大人も子どももニーズ・趣向が変ってきている。府の施設で人気のないもの、採算のあわないものは思いきること大切。設置の場合は事前に利用者の立場でリサーチしてほしい。(特に障害者・高齢者) | 府民ニーズが薄れてきた施設や他に代替施設がある施設は、「府が運営すべき施設か」「コストに見合った効果は出ているか」などの視点から厳しく総点検します。 |
| 15 | 本 32 具 56 | 利用率の悪い施設は廃止して、別の民間施設に転換すべき。官で全てを担うのは現実的でなく、できるだけ民間に委ね、できないものは切り捨てていくべき。 | 民間活力を活用して施設運営の効率化が図れる場合には、民間移管や民間委託をすすめていきます。府が運営する施設についても、利用向上、収支改善、運営の効率化に努めます。 |
| 16 | 本 32 具 56 | 詳細な調査をし、施設の廃止・統合をすべき。施設所在の市にも負担してもらうべき。 | 府民ニーズ、費用対効果、市町村との役割分担、民間施設の整備状況等の視点から総点検を行い、この計画に見直し方向を記載したものです。今後はさらに、利用者数、運営費等をはじめとする運営に関する様々なデータを基に数値目標を設定するなど精査を行い、各施設ごとに具体的目標を年度内に公表します。公の施設の運営にあたって、地域性の強い施設については、地元市の協力も得ながら運営していきます。 |
| 17 | 本 32 具 56 | 施設の利用者を増やしていくためにはアピールが必要。アピールには費用がかかるが、利用がなければ維持費もでないので、まず利用者数の増加第一にアピールに努めるべき。 | これまで、利用促進の効果を上げるため施設とも宣伝を行ってきましたが、さらに工夫すべき余地はないか、もっと力を入れるべきところはないか、今一度点検し改善に努めます。 |
| 18 | 本 32 具 56 | 府と市が同じ方向で施設をつくったためこのような事態になった。この原因を振り返るべき。 | それぞれの行政区域の利用者、集客等の観点から設置されたものですが、府と市の間で類似の施設もあり、この計画では市町村との役割分担の観点も含めて見直しを行ったところではあります。 |
| 19 | 本 32 具 56 | 施設に勤務する正規の職員を減らして、アルバイトを増やせば人件費の節約になるのではないかと。また、駐車場は必要最小限のスペースに改めるべき。 | 施設の組織人員体制は、アウトソーシングや業務の見直しなどの手法によりスリム化しコストを削減していきます。駐車場については、利用者の利便、周辺への迷惑防止の点から適正な規模に努めていきます。 |
| 20 | 本 32 具 56 | 施設にはいつているレストランはどれも高くてもずい。メニューの多様化や適当な価格設定など、利用者から評判となるようなものにしてほしい。 | 府立施設にあるレストランは、民間業者の営業であり、いずれも適切な価格設定の下で利用者に満足いただけるようなメニューの提供に努めていると考えますが、施設の集客、利用者の満足度向上の観点から必要に応じ改善が図られるよう指導していきます。 |
| 21 | 本 32 具 56 | 無駄な公共投資を見直し、(社会福祉など)公の施設については府の責任で財源を確保し運営すべき。 | 公の施設と言えどもそれぞれ府民から頂戴した税を中心とする一般財源が投入されており、それが効果的・効率的に活かしているかどうかについて十分検討すべきものと考えます。 |
| 22 | 本 32 具 56 | 施設ごとの予算・損益計算、利用客の推移を過去5年に遡って府民に開示すべし。施設利用者アンケートにより府立としての意義、利用者の偏りも調査。これらを判断材料として抜本的な見直しとなるものは、廃止。利用拡大や向上の対象にしたものは独自採算を前提とした収支計画、集客力の高い運営企画、広報等を行う。 | 公の施設のあり方については、利用者数、運営費等をはじめとする運営に関する様々なデータを基に総合的に検討し年度内に各種データとともに結果を公表します。検討の結果、存続すべきと判断した施設については、費用節減、利用拡大等の達成すべき数値目標を設定し公表します。 |

| (2) 国際児童文学館 | | | |
|-------------|------------|---|--|
| 23 | | 世界に誇るべき施設であり、本のおもしろさを伝える、国際児童文学館をなくさないください。(大阪の復活は、文化・教育にいかん力を注げることができるかにかかっている。) | |
| 24 | | 国際児童文学館については、貴重な資料が活かされる形で存続させてほしい。 | |
| 25 | | 国際児童文学館については、利用を促す親しみやすい名称への変更や、駐輪場・案内板の設置、府下の幼稚園や小・中学校などへのPR、館の資料を市町村の図書館から検索でき、図書館間のメール便で貸し出しできるようにするなど、利用者を増やす工夫をすべき。(また、民間の財団に委託先を探す) | |
| 26 | 本32 具58 | 国際児童文学館は、立地条件から見て、子どもたちを直接本に結びつける児童図書館的施設としては、残念ながら不適格。しかし、大学と連携を取り合えば、子どもと読書の関係を真に理解する人材を育成するための一大拠点となり得る。国際児童文学館が果たすべき役割について、長い目をもって検討されることを望む。 | 国際児童文学館は、昭和54年に、当時、早稲田大学教授で児童文学研究者の鳥越信先生から研究蔵書の寄付を受けたことを契機に、昭和59年に設置したものです。 同施設については、その経緯を踏まえた上で、内外の貴重な児童文学資料の保存・活用機能を維持しつつ、児童文学の研究機関としてのあり方や立地についての費用対効果の観点から、施設のあり方を今後、検討していくものです。 |
| 27 | | 国際児童文学館は児童文学研究資料を収蔵する図書館であるが、同時に子どものための文化的な催しをしている。関西が子どもの文化のメッカになる上で国際児童文学館の存在は大きな力であり支えである。 | |
| 28 | | 子ども達がたくさんの本と出会い、心豊かに育つように児童文学館のすばらしさをもっと世間に広めていくべき。子どもを育てる施設であるので財政難とは切り離し発展させてほしい。 | |
| 29 | | 国際児童文学館の鳥越コレクション等の蔵書がどれだけ価値あるものか疑いようがない。今後、府内の図書館との連携をすすめ、文学館での職員研修やインターネットによるレファレンスなど文学館の充実発展に向け検討されたい。 | |
| 30 | 本32 具58 | 国際児童文学館は、経済効率や数の論理だけでなく、大阪府だけにしかないものを大切に、未来に育つ力を豊かに内包したものの価値を入れていく新しい論理をもって検討し、より積極的なありようという方向を出してほしい。 | |
| 31 | | 国際児童文学館については、今後も万博公園内に置く場合は、インターネットでのアクセスを呼びかける。来館者数を増大する必要があるなら、現在の独自性を損なわないことを前提に、交通の便のよいところに移転することを考慮のうえ検討されたい。 | 国際児童文学館は、昭和54年に、当時、早稲田大学教授で児童文学研究者の鳥越信先生から研究蔵書の寄付を受けたことを契機に、昭和59年に設置したものです。 同施設については、その経緯を踏まえた上で、内外の貴重な児童文学資料の保存・活用機能を維持しつつ、児童文学の研究機関としてのあり方や立地についての費用対効果の観点から、施設のあり方を今後、検討していくものです。 |
| 32 | | 国際児童文学館に眠っている画劇(紙芝居の絵)の本来は、紙芝居として演じられて、子供たちの目に触れてこそ活かされるものです。死蔵しては意味がない。街頭に出すことが今求められている。 | |
| 33 | 本32 具58 | 国際児童文学館 - 各地の図書館も充実されている。一般図書館を利用してもらい全面廃止。 | |
| 34 | | 国際児童文学館を庶民に開かれた施設として存続発展させる。(専門家意識、エリート意識が強すぎて、利用しづらい) | 国際児童文学館は、昭和54年に、当時、早稲田大学教授で児童文学研究者の鳥越信先生から研究蔵書の寄付を受けたことを契機に、昭和59年に設置したものです。 同施設については、その経緯を踏まえた上で、内外の貴重な児童文学資料の保存・活用機能を維持しつつ、児童文学の研究機関としてのあり方や立地についての費用対効果の観点から、施設のあり方を今後、検討していくものです。 |
| (3) 青少年施設 | | | |
| 35 | 本32 具56 | 青少年海洋センターや総合青少年野外活動センターのような自然環境を生かした施設については、貴重な大阪府の財産として、若い人たちの人間形成や子どもの健全育成の場であり、現状のまま維持することを望む。また、誰でも低料金で利用し続けられるようにしてほしい。 | 青少年海洋センターや総合青少年野外活動センターについては、青少年の健全育成や自然体験の場として有用性があり、自然体験プログラム、環境教育プログラムの実施とともに、いじめや不登校、非行少年等を対象としたキャンプ活動を関係機関とも連携し、モデル的に実施しております。しかしながら、利用者一人あたりに要するコストが多額にのぼっており、利用料以外の分は税金を投入しています。このため、施設を今まで以上に効率的に運営することが必要ですので、管理体制の見直し、閑散期の対策、管理経費の削減等と併せ受益と負担のあり方の検討を行い、NPOとの協働の視点なども活かしながら、長期的なあり方を検討します。 |
| 36 | 具57 | 「青少年野外活動センター」「海洋センター」などの青少年活動施設は大切。受益者負担を加味し、NPO等に任せるなどの改革改善を加えても、青少年育成に尽力を続けていただきたい。 | |
| 37 | 本32 具56 | 青少年海洋センターなどの教育施設については、財政を拠出すべき分野である。 | |
| 38 | 本32 具56 | 府立海洋センターを活用しており、その存在意義は大きい。積極的に企画や宣伝など営業活動をしてほしい。 | |

| | | | |
|---------------------|----------------------|---|--|
| 39 | 本 32 具 56 具 57 | 野外活動センターや羽衣青少年センターなどのキャンプでのボランティア大学生の存在意義は大きい。昨今の社会状況のなかで、人のつながりを重視した青少年育成キャンプの重要性を再認識してほしい。 | ボランティア・NPOなどとの協働は、府民参加のもとで柔軟できめ細かなサービスを提供するうえにおいて重要です。「公」の領域を担いえる将来のパートナーとしてNPOやボランティア活動の活性化を支援し協働をすすめていきます。 総合青少年野外活動センターや羽衣青少年センターでは、大学生等のボランティアの協力を得て、青少年が自然のなかで、人との交流や創作活動等を体験できる様々なプログラムを提供しております。今後、こうしたノウハウを各方面に広げながら、ボランティアの方々との協働などによる青少年の健全育成活動の充実を図っていきます。 |
| 40 | 本 32 具 56 | 各プログラムの有料化や設備及び備品使用料金の徴収という利用料の引上げについては、その考え方や方法等の根本的な見直しが必要である。また、職員削減によって利用者へ十分なサービスができなくなる恐れがあるにもかかわらず、利用料を上げるという対策に妥当性があるのか。徹底的な改善・維持活動を行うことにより効率/能率改善、浪費削減を行うことによって、財政難に対処すべき。 | 青少年施設については、施設の経営上の課題として利用者一人あたりに要するコストが多額にのぼっており、利用料以外の分は税金を投入しておりますことから、閑散期の対策や管理経費の削減等について検討を行い、NPOとの協働の視点なども活かしながら、長期的な施設のあり方を検討します。 また、平成12年度から、法人の自主的な経営努力を促すことを目的とした利用料金制度を導入したところです。 |
| 41 | 本 32 具 56 具 57 | 青少年の相互交流やグループ活動の活性化を図るため、青少年会館など各種青少年施設の運営を存続させるべき。また、青少年育成施策のより一層の充実を図ることを強く求める。 | 青少年施設のうち、府立青少年会館については、年間を通じて高い稼働率があるものの、本館や文化ホールについては、築後40年近く経過しており、今後、計画期間内に施設の耐用状況や稼働率、費用対効果等総合的な観点から施設のあり方を検討します。 また、総合青少年野外活動センターについては、青少年が自然を体験できる施設として有用です。しかしながら、施設の経営上の課題として、運営コストが多額にのぼっており、利用料以外の分は税金を投入しておりますことから、青少年施設という枠組みを前提としつつ、施設の管理体制の見直しはもとより、受益と負担の観点も含め検討していきたいと考えています。 |
| 42 | 本 32 | 青少年犯罪が年々増加する今、教育や青少年に関わる施設とそこでの多様なプログラムは、できる限り継続し、より力を注ぎ込むべき。豊かな人間性、健全な思考力をもつ人づくりには、これらの施設は不可欠である。 | 青少年の各施設については、演劇や音楽をはじめとする種々の活動、青少年の自然体験プログラムや環境教育プログラム等多様なプログラムを実施するとともに、いじめや不登校、非行少年等を対象としたキャンプ活動を関係機関とも連携し、モデル的に実施しており、こうした取組の成果を活かし、複雑・多様化する青少年問題に対応するなど、青少年の健全育成をすすめていきたいと考えています。 しかしながら、施設の経営上の課題として利用者一人あたりに要するコストが多額にのぼっており、閑散期の対策や管理経費の削減等について検討を行い、NPOとの協働の視点なども活かしながら、長期的な施設のあり方を検討します。 |
| 43 | 本 32 具 56 | 府が宿泊施設を運営すべきではない。 | 府の公の施設のうち、宿泊施設としては青少年の健全育成のために総合青少年野外活動センター、青少年海洋センター、同ファミリー棟、少年自然の家があります。これら施設について、それぞれの設置目的や利用状況を踏まえ総点検した結果、本計画案記載の見直し方向としたものです。今後、各施設ごとにさらに具体的な改革内容を精査していきます。 |
| (4) 野外活動センター | | | |
| 44 | 本 32 具 57 | 野外活動センターについては、今後とも施設が維持されるよう、また、独立採算で運営できるような仕組みを考えていくことが必要。 | 総合青少年野外活動センターについては、青少年が自然を体験できる施設として有用です。しかしながら、施設の経営上の課題として利用者一人あたりに要するコストが多額にのぼっており、利用料以外の分は税金を投入しておりますことから、閑散期の対策や管理経費の削減等について検討を行い、NPOとの協働の視点なども活かしながら、長期的なあり方を検討します。 また、平成12年度から、法人の自主的な経営努力を促すことを目的とした利用料金制度を導入したところです。 |
| 45 | 本 32 具 57 | 青少年野外活動センターについては、専門的知識を持った指導員の配置により安心して自然・環境教育を学ぶことができる貴重な施設。今後とも、この施設がより充実した場となり、府民に自然との共生を発信する中心となることを望む。(専門性を有する府の指導員が指導することに意義がある) | 総合青少年野外活動センターについては、青少年が自然を体験できる施設として有用であり、自然体験プログラム、環境教育プログラムの実施とともに、いじめや不登校、非行少年等を対象としたキャンプ活動を関係機関とも連携し、モデル的に実施しております。こうした取組の成果を市町村の野外活動施設にも普及し、青少年の健全育成をすすめていきたいと考えています。 |
| 46 | | 総合青少年野外活動センターについては、立地条件、職員・カウンセラーの人的技術・ノウハウとも、他の市町村の施設より突出している。したがって、各市町村の施設を見直し、教育的育成を目指すキャンプ場として一本化してはどうか。 | |

| | | | |
|----|--------------|--|--|
| 47 | 本 32 具 57 | 野外活動センターについては、有能な職員を育成し、活性化させなければならない。 | 総合青少年野外活動センターについては、青少年が自然を体験できる施設として有用であり、いじめや不登校、非行少年等を対象としたキャンプ活動を関係機関とも連携し、モデル的に実施しております。しかしながら、施設の経営上の課題として利用者一人あたりに要するコストが多額にのぼっており、利用料以外の分は税金を投入しておりますことから、閑散期の対策や管理経費の削減等について検討を行い、NPOとの協働の視点なども活かしながら、長期的な施設のあり方を検討します。 また、平成12年度から、法人の自主的な経営努力を促すことを目的とした利用料金制度を導入したところ です。 |
| 48 | 本 32 具 57 | 野外活動センターについて、市町村の施設や教育委員会の職員に専門知識、技術、カウンセリングを期待できるでしょうか。国内はもちろんのことアジアの中で、これだけの重要な団体をもつ行政が他に他にあるのかを考えてほしい。 | 総合青少年野外活動センターについては、青少年が自然を体験できる施設として有用であり、いじめや不登校、非行少年等を対象としたキャンプ活動を関係機関とも連携し、モデル的に実施しております。これらの取組の成果を市町村の野外活動施設にも普及し、青少年の健全育成をすすめていきたいと考えています。 また、大学生等のボランティアの協力を得て、青少年が自然のなかで、人との交流や創作活動等を体験できる様々なプログラムを提供しております。今後、ボランティアの方々との協働はもとより、NPOとの協働や民間活力の活用の視点なども活かしながら、長期的な施設運営のあり方を検討します |
| 49 | | 野外活動センターは、整備すれば欧米のアウトドア施設と比べても誇るべき施設とすることができ施設だし、そうあるべきだ。学生ボランティア組織とその活用ノウハウがあり、今後はさらに地域、大学、自然保護他団体などとの指導者ネットワークの拡充を図っていくべき。 | |
| 50 | 本 32 具 57 | 貴重な財産としてのセンターを次代に生かすことが府の責務と考え、次のことを提案する。 青少年の育成を目的に専門性の高い研究機関・実験的教育施設として運営を見直す。 プログラムは児童虐待や学級崩壊、自然環境保全、森林保護等教育の現状と立地を考慮したテーマとする。 | 総合青少年野外活動センターについては、青少年の自然体験プログラムや環境教育プログラムを実施しています。また、いじめや不登校、非行少年等を対象としたキャンプ活動を関係機関とも連携し、モデル的に実施しています。 こうした取組の成果を市町村の野外活動施設にも普及し、青少年の健全育成をすすめていきたいと考えています。また、今後ボランティアの方々との協働はもとより、NPOとの協働の視点なども活かしながら、長期的な施設運営のあり方を検討します。 |
| 51 | | 府民にとって貴重な財産となる自然環境を有する野外活動センターは、環境保全を主眼においた発展的な改善を望む。里山保全に関する専門家の増員、天文に関する専門家の増員と望遠鏡の改修、現設備の破損部分の改修が必要。以上の専門家は、在野の専門家やボランティアを組織し活用する。 | |
| 52 | 本 32 具 57 | 青少年野外活動センターは、全面国に移管か、地区のNPO・ボーイスカウト団体に移管する。 | ボランティア・NPOなどとの協働は、府民参加のもとで柔軟できめ細かなサービスを提供するうえにおいて重要です。「公」の領域を担いえる将来のパートナーとしてNPOやボランティア活動の活性化を支援し協働をすすめていきます。 総合青少年野外活動センターでは、大学生等のボランティアの協力を得て、青少年が自然のなかで、人との交流や創作活動等を体験できる様々なプログラムを提供しております。今後、ボランティアの方々との協働はもとより、NPOとの協働の視点なども活かしながら、長期的な施設運営のあり方を検討します。 |
| 53 | 本 32 具 57 | 今の子供は自然の中で遊ぶ術を知らない。野外活動センターのような施設を市町村毎に増やしてほしい。 | 総合青少年野外活動センターについては、青少年の自然体験プログラムや環境教育プログラムを実施しています。また、いじめや不登校、非行少年等を対象としたキャンプ活動を関係機関とも連携し、モデル的に実施しています。こうした取組の成果を市町村の野外活動施設にも普及し、青少年の健全育成をすすめていきたいと考えています。 |
| 54 | | 野外活動センターは優れた自然環境の中、貴重な自然体験が得られる施設として青少年教育の重要な役割を担う。府は教育効果が高く経営効率の高い施設として同センターを再生し、同様の市町村施設への手本となる運営プログラムを提供する義務があると考え。協力できることがあれば、お手伝いする。 | |
| 55 | 本 32 具 57 | 総合青少年野外活動センターは、自然環境や野外活動の場に加え、環境教育プログラムの実践もできる施設として存続を図るべき。費用対効果の面では、NPOや利用者も運営に参画する形態を検討する。また、施設使用料に加え、環境保全のための費用の一部について負担を求め、環境保全NPOに助成する。 | 総合青少年野外活動センターについては、青少年の自然体験プログラムや環境教育プログラムを実施しています。また、いじめや不登校、非行少年等を対象としたキャンプ活動を関係機関とも連携し、モデル的に実施しています。こうした取組の成果を市町村の野外活動施設にも普及し、青少年の健全育成をすすめていきたいと考えています。 また、今後、ボランティアの方々との協働はもとより、NPOとの協働の視点なども活かしながら、長期的な施設運営のあり方を検討します。 |
| 56 | 本 32 具 57 | 総合青少年野外活動センターについては、自然・キャンパーの安全のためにも人員削減をやめてほしい。カウンセラーへの支給を減らすことで補えないだろうか。カウンセラーの多くが無償でもいいから納得のいく活動をしたいという意見である。 | 総合青少年野外活動センターについては、施設の経営上の課題として利用者一人あたりに要するコストが多額にのぼっており、利用料以外の分は税金を投入しておりますことから、閑散期の対策や管理経費の削減等について検討を行い、NPOとの協働の視点なども活かしながら、長期的な施設のあり方を検討します。 また、平成12年度から、法人の自主的な経営努力を促すことを目的とした利用料金制度を導入したところ です。 |

| | | | |
|---------------------|--------------|--|---|
| 57 | 本 32 具 57 | 青少年育成を大きな目的とした使命は果たした。この施設の長期展望は、設立当時「東洋一のキャンプ場」と称された如く世界の人々が注目する発想が必要だ。心のディズニーランド・USJ「夢っ子ランド」を提言したい。 | 総合青少年野外活動センターについては青少年が自然を体験できる施設として有用です。しかしながら、施設の経営上の課題として利用者一人あたりに要するコストが多額にのぼっていることから、閑散期の対策や管理経費の削減等について検討を行い、NPOとの協働の視点なども活かしながら、長期的な施設のあり方を検討します。 |
| (5) 青少年会館 | | | |
| 58 | 本 32 具 57 | 青少年会館は大阪の若者文化の一大拠点であった。心を豊かにする芸術をつくり出す場所として、また教育という観点から、青少年会館がなくなることは大阪にとって大きな損失。費用的にも地理的にも使いやすい青少年会館を、青少年育成のためにも、存続してほしい。(是非とも現在の体制で存続させるよう提言する。) | 府立青少年会館は、演劇や音楽をはじめとする種々の活動に活用され、年間を通じて高い稼働率となっております。しかしながら、本館や文化ホールについては、築後40年近く経過しており、今後、計画期間内に施設の耐用状況や稼働率、費用対効果等総合的な観点から施設のあり方を検討します。また、府市の役割分担やNPOの活動を支援する観点からも検討したいと考えています。 |
| 59 | | 演劇を楽しみにしている人のためにも、青少年会館の現状維持と発展をお願いしたい。 | |
| 60 | 本 32 具 57 | プラネットステーション(青少年会館)を民営化すると、価格が上がり利用しにくくなり、これからの子どもたちに影響が出てくるのでは。 | 府立青少年会館のプラネットステーションは、青少年の利用に配慮した料金体系になっており、年間を通じて高い稼働率があるものの、施設の経営上の課題として、運営コストが多額にのぼっており、利用料以外の分は税金を投入しておりますことから、青少年施設という枠組みを前提としつつ、施設の管理体制の見直しはもとより、受益と負担の観点も含め検討していきたいと考えています。 |
| 61 | | プラネットステーション(青少年会館)の使用料は、学生などには適した価額。計画素案の見直しを望む。 | |
| 62 | 本 32 具 57 | 青少年会館は必要です。つまり、大阪市内という誰でも集まりやすい立地条件に、類似施設がないこと。 | 府立青少年会館は、演劇や音楽をはじめとする種々の活動に活用され、年間を通じて高い稼働率となっております。しかしながら、本館や文化ホールについては、築後40年近く経過しており、今後、計画期間内に施設の耐用状況や稼働率、費用対効果等総合的な観点から施設のあり方を検討します。また、府市の役割分担やNPOの活動を支援する観点からも検討したいと考えています。 |
| 63 | 本 32 具 57 | 青少年会館は、素案に示されたとおり、役割は終わった。次代は、NPO支援が大きな使命となる。 | 府立青少年会館は、年間を通じて高い稼働率があるものの、本館や文化ホールについては、築後40年近く経過しており、今後、計画期間内に施設の耐用状況や稼働率、費用対効果等総合的な観点から施設のあり方を検討します。また、府市の役割分担やNPOの活動を支援する観点からも検討したいと考えています。 これからの青少年健全育成を図る上から、地域ぐるみで、府民、ボランティア、NPOの役割はますます大きなものになるため、そうした活動の奨励にも力を注いでいきます。 |
| 64 | 本 32 具 57 | 知事を含め、大阪府の中心の政策を行っている皆さんが、プラネットステーション(府立青少年会館)のことを十分に知っていただいた上で、不必要と感じて廃止にするなら、少しは納得できるかもしれません。知事に是非プラネットステーションのことをちゃんと知っていただきたい。 | 府立青少年会館(プラネットステーション含む)は、演劇や音楽をはじめとする種々の活動に活用され、年間を通じて高い稼働率となっております。しかしながら、本館や文化ホールについては、築後40年近く経過しており、今後、計画期間内に施設の耐用状況や稼働率、費用対効果等総合的な観点から施設のあり方を検討します。その際、府市の役割分担やNPOの活動を支援する観点からも検討したいと考えています。 また、同会館は、青少年の利用に配慮した料金体系になっており、年間を通じて高い稼働率があるものの、施設の経営上の課題として、運営コストが多額にのぼっており、利用料以外の分は税金を投入しておりますことから、青少年施設という枠組みを前提としつつ、施設の管理体制の見直しはもとより、受益と負担の観点も含め検討していきたいと考えています。 |
| 65 | | 青少年会館について、代替施設がない。 | |
| 66 | | 青少年会館 - 各地に施設ホール、市民会館が乱立し稼働率が悪く困っている。全面廃止でよい。 | |
| 67 | | 青少年会館を民営化すれば利潤追及となり、中小劇団の利用が困難。公設民営方式やNPO・NPOの活用も検討してほしい。 | |
| (6) 文化情報センター | | | |
| 68 | | 文化情報センターの集会施設については、コミュニケーションを図る大切な場であり、決して貸館などという言葉では片付けられない事業を展開しているので、存続させてほしい。 | 府はこれまで文化情報センターの多目的ホールやセミナー室を利用して各種の生涯学習の講座を実施するとともに、府民に低廉な価格で生涯学習の場を提供(貸館)してきました。しかし、府内の市町村において、公民館、文化ホール等が増えてきていることもあり、府としては、将来的には多目的ホールとセミナー室の機能(貸館)を廃止するという考えです。生涯学習活動の場の提供は、住民に身近な市町村の役割と考えており、また、文化情報センターと同程度の規模の施設も徐々に増えていることから、それらの施設を利用していただきたいと考えています。 |
| 69 | | 文化情報センターについては、貸館の代替施設の整備状況は極めて高いとあるが、府民が府全域の学習をするには同施設に替わる府の施設はない。 | |
| 70 | 本 32 具 57 | 文化情報センターは、集会する場を持つ情報収集・発進施設であることから、利用者は情報を取り込むことができる。市町村の施設では、情報センターのホールに替わるものはない。コスト面で負担のかかりにくいような見直しで改善を図ってほしい。 | |
| 71 | | 文化情報センターの利用率の高さは立地条件の良さからだけではなく、大阪全域から集まる人が利用可能な「府として提供される施設」だからなのである。文化情報センターを是非存続させてほしい。 | |
| (7) ドーンセンター | | | |
| 72 | 本 32 具 56 | 知事の統括するドーンセンターは婦人問題云々とあり、そのどこにも男女協働でも協調でもない、御婦人の集会施設である。こんな施設こそ改めるべき。 | 本府では、女性も男性も一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて、「おおさか男女共同参画プラン」を策定し、施策を推進しています。 府立女性総合センター(ドーンセンター)は、そうした男女共同参画社会を実現するための中核施設として、単なる貸会議室としてではなく、啓発・相談・情報提供等多様な事業を実施しています。 |

| (8) 博物館 | | | |
|-------------|--------------|--|--|
| 73 | 本 32 具 56 | 博物館は採算が悪いため、完全民営化又は廃止すべき。 | 弥生文化博物館及び近つ飛鳥博物館については、文化財の保存、陳列、啓発施設の性格上、採算性を確保することはなじみにくいものの、経費節減や効果的の事業運営の検討を行い、より一層の収支改善に努めます。 また、入館料についても、柔軟な料金システムの導入を検討し利用向上を図るとともに、適正な受益者負担のあり方についても検討していきます。 |
| 74 | 本 32 具 56 | 泉北考古資料館・弥生文化博物館・近つ飛鳥博物館・近つ飛鳥風土記の丘 - 公でなければならぬ理由はない。 | これらの施設は、文化財の保存、展示、啓発等を目的としており、民営化による採算性の確保にはなじみにくい性格ですが、効率的な運営を図るため、両博物館及び風土記の丘については、その管理運営を財団法人委託としており、引き続き効率的な管理・運営及び利用向上について検討をすすめています。 |
| 75 | 本 32 | 狭山池博物館は大人だけでも有償にすべき。池の水が少ないのに館内は贅沢に水を使い無駄使いの印象がある。 | 狭山池博物館は、一人でも多くの方に土木遺産を見ていただくことや何度でも気軽に来館してもらえること、料金徴収による運営コストなどを総合的に検討し、入館料を無料とすることとしました。 本博物館の水庭の稼働にあたっては、上水ではなく雨水を貯めて活用しており、資源の有効活用や経費の節減に努めているところです。 |
| (9) 図書館 | | | |
| 76 | 本 32 具 56 | 中央図書館、中之島図書館の利用向上のため、開館時間の延長・休館日の縮小をお願いする。 | 府立図書館については、職員の勤務体制の工夫等により、現在、休館日（月曜日、国民の祝日等）を除き午前 9 時から午後 7 時（土・日曜日は午後 5 時）までご利用いただくことが可能となっております。ご提言いただきました図書館の開館時間の延長・休館日の縮小につきましては、今後、施設運営費や人員体制等を勘案しながら検討すべき課題であると考えています。 |
| 77 | 本 32 具 56 | 老朽化した中之島図書館の再生のため、大阪市に移譲し市と二人三脚で利用者の快適な環境づくりをお願いする。（文化財に相当するから補修できないのか、赤字が大きく再生できないのか返答いただきたい） | 中之島図書館は、国の重要文化財であることから施設の改修等にあたっては様々な制約があります。これまでからすべての人々が利用しやすい図書館となるよう施設の改修等を行っておりますが、今後とも引き続き快適な環境づくりに努めていきたいと考えています。 |
| 78 | 本 32 具 56 | 府立図書館は遠いので小規模のものを府内の選挙区ごとに設置してほしい。中央図書館の空間を有効に活用して市民による古本市などのイベントを開催してはどうか。 | 府立図書館のサービスにつきましては、インターネットを利用した蔵書検索等をはじめ、お近くの市町村立図書館でも府立図書館の圖書の貸出しサービス等をご利用いただくことが可能です。 また、ホール等を活用した府民講座や講演会、街頭紙芝居、展示会等を実施しており、今後とも府民の方々への学習機会の場の提供等に努めていきます。 |
| (10) その他の施設 | | | |
| 79 | 本 32 具 58 | 老人総合センターと緑化センターについては、施設の必要性から見て、統合・廃止すべき | 老人総合センターは、市町村へ老人福祉センターを普及させるという先駆的・先導的役割を既に果たしていることから、関係機関等と協議を行い、施設のあり方について抜本的な見直しを行います。 緑化センターについては、機能を効率的に発揮するために、直営化、スリム化やNPOの活用を図り、隣接する農林技術センターとの機能の一元化及び施設の一体的活用を行うこととし、同センターを廃止します。 |
| 80 | 本 32 具 58 | 老人総合センターについて。介護保険の指導機関としての機能を備えるなど内容を充実して存続。 | 府立老人総合センターについては、市町村での施設整備を誘導するという意味で、先駆的、先導的役割を果たしてきましたが、現在では、市町村での老人福祉センターの整備が進んだため、関係機関等とも協議をしながら、施設のあり方について抜本的な見直しを行っていききたいと考えています。 |
| 81 | 本 32 具 58 | 老人総合センターで実施されている老人大学、シルバーアドバイザー養成講座は、今後の老人力の活用、各種ボランティアネットワークに大きく貢献できると思われる。 | 老人大学講座やシルバーアドバイザー養成講座については、今後、高齢化が一層すすむ中で、高齢者の生きがいや健康づくりが重要な課題となっていることなどから、有意義な事業であり、継続して実施していきたいと考えています。 |
| 82 | 本 32 具 56 | 大型児童館ビッグバンは公であること自体おかしい。 | 大型児童館ビッグバンは、「子どもの豊かな遊びと文化創造の中核拠点」として、地域の遊びの振興や支援、遊びの指導者等の人材養成などの機能を担うため設置された児童厚生施設（大型児童館）です。 また、運営にあたっては、民間人の登用や利用料金制度の導入を図っているところですが、今後とも大型児童館としての機能を発揮しつつ、効率的な運営に努めていきます。 |
| 83 | 本 32 具 58 | 老人総合センター、緑化センターは残すほうがよい。 | 府立老人総合センターについては、市町村での施設整備を誘導するという意味で、先駆的、先導的役割を果たしてきましたが、現在では、市町村での老人福祉センターの整備が進んだため、関係機関等とも協議をしながら、施設のあり方について抜本的な見直しを行っていききたいと考えています。 緑化センターにつきましては、直営化、スリム化、NPOの活用を図り、隣接する農林技術センターとの機能の一元化及び施設の一体的活用を行い、緑化センターを廃止します。 |
| 84 | 本 32 具 56 | 花の文化園での入場者をいかに増やすか。家族で楽しめる施設を。「府民とNPOとの協働は賛成」ボランティアのお礼に入場券を配布するなどの工夫を。 | 花の文化園は、「花に憩い、花に学び、花で交流する」を基本に限られたエリア内で整備されているため、お子様連れなど家族単位での利用には、遊具不足で何らかの工夫が必要と考えています。今後、運営に当たっては、府民やボランティア等の皆さんの参画・協働のもと、家族で楽しめるイベントの充実など、きめ細かなサービスを実現していく予定です。 |

| | | | |
|----|--------------|--|---|
| 85 | 本 32 具 56 | 府民牧場・花の文化園 - 緑地（服部など）と同じ感覚なら十分な効果のある施設である。 | <p>府民牧場は、「ふれあい」「体験」「憩い」「学び」をテーマに、家畜とのふれあい等を通じて、府民に憩いの場や子供達の情操教育の場を提供し、あわせて府内酪農業の振興を図る施設です。</p> <p>今後は、酪農振興について民間活力による運営の効率化を検討するとともに、府民の立場に立った施設運営に努めていきます。</p> <p>花の文化園は、「花に憩い、花に学び、花で交流する」を基本方針に設置した施設で、大阪府民の花「うめ」や「さくらそう」の収集をはじめ、里山植物の保全・日本一の中国ばたん収集など植物園としての機能を有しています。</p> <p>今後は、府民やボランティア等の皆さんの参画・協働のもと、よりきめ細かなサービスの実現に努めていきます。</p> |
|----|--------------|--|---|